平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

北海道

1. 県又は政令市の基礎情報

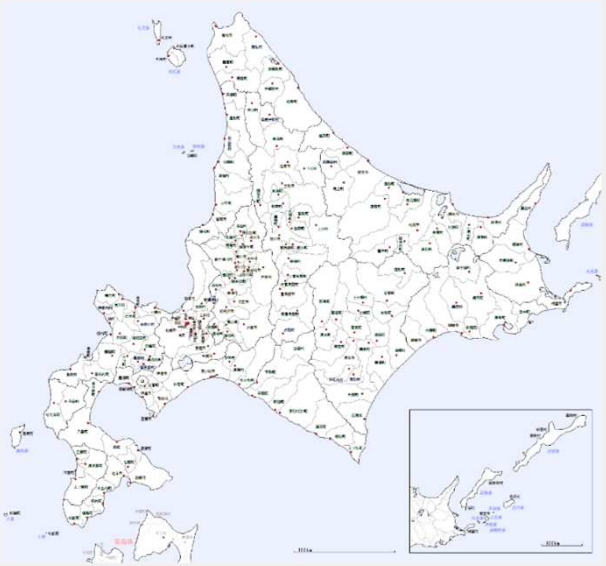

基礎情報

①	北海道障がい保健福祉圏域数 (H28.11現在)	２１
②	人口(H28.９末現在)	5,377,435
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	１ 名称：北海道小児等在宅医療推進協議会 事業：小児等在宅医療連携拠点事業 設置：H28（補助事業の中で設置） ２ 北海道障がい者施策推進審議会において医療的ケア児支援部会を設置(H28.11) ３ 特別支援学校における医療的ケア連絡協議会（H17）
④	重症心身障害児者等コーディネーター 育成研修修了者数	０
⑤	医療型短期入所事業所数 (H28.10現在)	１９
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数(認定書交付数) （H28.11.16現在）	認定特定行為　1,375枚 業務従事者認定証　508枚
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数） (H26医療施設調査「訪問診療実施施設数」)	684（うち小児対応：不明）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数） (H28.4介護保険指定事業所数)	444（うち小児対応：不明）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （H28.4.1現在　政令・中核除く）	８．０１％ (35園／437園)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における 医療的ケア児数（H27.5.1現在）	特別支援学校　282名 小・中学校　46名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における 看護師配置数（H27.5.1現在）	特別支援学校　45名 小・中学校 17名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

北海道

【地域医療課】
〇小児等在宅医療連拠点事業（H27～）
目　　的：在宅で療養する小児等及びその家族を地域で支える体制を整備する。
実施形態：小児在宅医療を実施している医療機関に補助して実施
実施主体：医療法人稲生会（札幌市）
事業内容：国のモデル事業を踏襲した以下に掲げる事業
①協議会の開催、②地域資源の情報収集と発信、③小児等在宅医療を担う医療機関・訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝなどを増やす活動（技術支援・実技講習）、④研修等を通じた福祉・教育・行政関係者との連携体制づくり、⑤患者・家族からの相談対応、⑥ﾋﾟｱｻﾎﾟｰﾄの場の提供や道民への普及啓発
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：http://yell-hokkaido.net/

【障がい者保健福祉課】
〇在宅の障がい児者などに対し、道(児童相談所）又は市町村が専門の医師とともに家庭訪問し、診断、治療、相談及び療育に関する助言指導を実施（H28～事業一部改正）

〇医療的ケアが必要な障がい児（者）に対する医療・看護・療育の支援として高度な専門知識・技術を習得するための研修に対し補助（H24～）

〇居宅以外の場所で医療的ケアを行う事業を実施する市町村に対し補助（H17～）

【教育庁学校教育局特別支援教育課】
〇道教委が「登録研修機関」となり、特別支援学校の教員を対象とした基本研修の実施や認定特定行為業務従事者の認定等を実施

〇特別支援学校への看護師の配置及び研修の実施

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

北海道

来年度の目標
・障害児福祉計画に盛り込む医療的ケア児支援の方策検討
・医療的ケア児の受入可能な障害福祉サービス事業者の拡大
・補助事業継続による担い手の拡大及び市町村の取組促進

時期	実施内容	担当課
上半期	・医療的ケア実施校長等会議 ・特別支援学校における医療的ケアに関する研修会 ・特別支援学校指導看護師養成研修会 ・特別支援学校看護師研修会	特別支援教育課
下半期	・特別支援学校における医療的ケア連絡協議会	
通年	・医療的ケア児支援部会の開催 ・障害福祉サービス事業者に対し、医ケア児の受入働きかけ	障がい者保健福祉課
	・医療機関に対する技術支援・実技講習 ・各地域に出向き意見交換等を通じ、市町村への働きかけを行う	地域医療課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

青森県

1. 県又は政令市の基礎情報

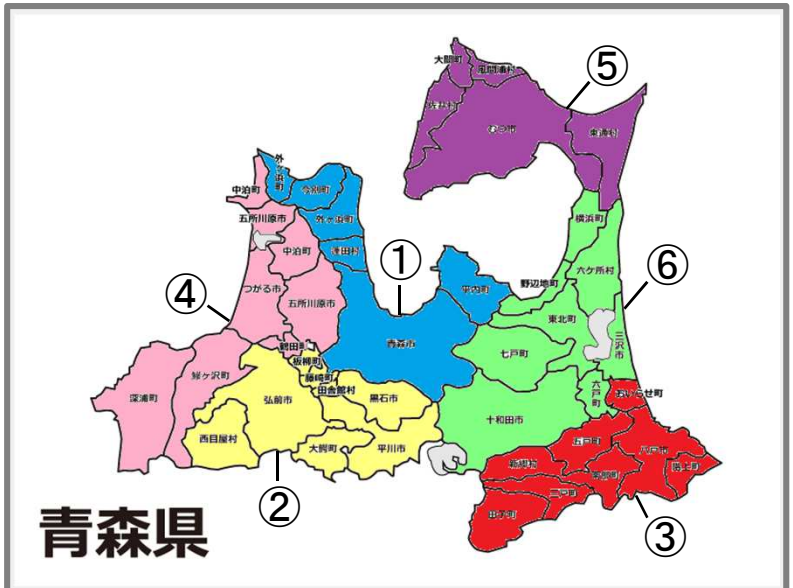

①青森圏域（１市３町1村）
②津軽圏域（３市３町2村）
③八戸圏域（１市６町１村）
④西北五圏域（２市４町）
⑤下北圏域（１市１町３村）
⑥上十三圏域（２市５町１村）

基礎情報

①	圏域数	６ （左図参照）
②	人口	1,293,619 H28.10.1
③	医療的ケア児支援のための協議の場 （特別支援学校における医療的ケア運営協議会、Ｈ１５年度）	１ H28.4.1
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	０ H28.4.1
⑤	医療型短期入所事業所数	４ H28.4.1
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	１２８ H28.4.1
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	100 （不明） H28.11.1
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	119 （不明） H28.11.1
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	43.8 (218) H28.11.1
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	７９ H27.5.1
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	９ H27.5.1

２．医療的ケア児支援のための取組概要

青森県

取組なし

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

青森県

来年度の目標
・県内の医療的ケア児の実数、本人及びその家族のニーズを把握する。
・医療的ケア児の支援策について、県内の関係者で協議する。
・医療的ケア児の支援策を実行する。（全県又はモデル地域）

時期	実施内容	担当課
H29．2～3	医療的ケア児の実数調査	障害福祉課
H29．3	関係機関による対策会議とWG （課題整理）	障害福祉課ほか
H29．4～5	医療的ケア児のニーズ調査	障害福祉課
H29．6～7	関係機関による対策会議とWG （支援策に関する協議）	障害福祉課ほか
H29．7	関係機関による対策会議とWG （支援策のまとめ）	障害福祉課ほか
H29．8	支援のための予算要求の検討	障害福祉課ほか

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

岩手県

1. 県又は政令市の基礎情報

基礎情報

①	圏域数	9圏域
②	人口	1,268,083人 （H28.10）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む）））	岩手県重症心身障がい児・者支援体制検討委員会（H24年度～H27年度） 岩手県重症心身障がい児・者支援推進会議（H28年度～）
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	0人 （H28.10）
⑤	医療型短期入所事業所数	5箇所 （H28.10）
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	254人 （H28.3）
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	小児患者に対応できる医療機関数　14箇所 （H28.10） 詳細は別添1のとおり
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	小児患者に対応できる訪問看護事業所数　28箇所 （H28.10） 詳細は別添2のとおり
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	108施設 （H28.4）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	57人 （H28.5）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	37人 （H28.5）

小児在宅医療の実施医療機関の状況（岩手県別添1）

○ 病院は県内の93病院に照会したが、小児患者への訪問診療を行っている病院は4か所であった。
（健康保険法による在宅療養支援病院の施設基準届出病院がH28.9現在、6か所あるが、この中に小児在宅患者を診ている医療機関はなかった）

○ 診療所は、在宅医療の件数が多いものとして県が把握している49診療所に照会したが、小児患者への訪問診療を行っている診療所は存在しなかった。（在宅療養支援診療所は県内83か所あるが、届出があるも在宅医療の実態がないなど、診療所による実施状況の差が大きいため、在宅医療の取組状況は独自に把握）

小児患者に係る在宅医療実施医療機関及び平成28年10月診療分算定件数（小児在宅医療実施：13病院+1診療所）

	実施医療機関数	H28.10 診療分件数		実施医療機関数	H28.10 診療分件数		実施医療機関数	H28.10 診療分件数		実施医療機関数	H28.10 診療分件数
往診料	2	0	介護職員等喀痰吸引等指示料	3	1	在宅血液透析指導管理料	0	0	在宅自己疼痛管理指導管理料	1	0
在宅患者訪問診療料	4	2	在宅患者訪問薬剤管理指導料	0	0	在宅酸素療法指導管理料	9	55	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料	0	0
在宅時医学総合管理料	2	0	在宅患者訪問栄養食事指導料	1	0	在宅中心静脈栄養法指導管理料	2	0	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料	0	0
施設入居時等医学総合管理料	2	0	在宅患者連携指導料	0	0	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	3	1	在宅仙骨神経刺激療法指導管理料	0	0
在宅がん医療総合診療料	2	0	在宅患者緊急時等カンファレンス料	2	0	在宅小児経管栄養法指導管理料	5	14	在宅肺高血圧症患者指導管理料	0	0
救急搬送診療料	3	0	在宅患者共同診療料	0	0	在宅自己導尿指導管理料	6	15	在宅気管切開患者指導管理料	6	1
在宅患者訪問看護・指導料	2	0	在宅患者訪問褥瘡管理指導料	1	0	在宅人工呼吸指導管理料	9	14	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料	0	0
同一建物居住者訪問看護・指導料	1	0	退院前在宅療養指導管理料	1	0	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料	4	0	在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料	0	0
在宅患者訪問点滴注射管理指導料	2	5	在宅自己注射指導管理料	12	115	在宅悪性腫瘍等患者指導管理料	1	0			
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料	1	0	在宅小児低血糖症患者指導管理料	1	1	在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料	0	0			
訪問看護指示料	6	5	在宅自己腹膜灌流指導管理料	3	2	在宅寝たきり患者処置指導管理料	9	12			

小児患者への訪問看護の実施医療機関（介護事業所）の状況（岩手県別添2）

○　県内の訪問看護ステーション85事業所（介護保険指定事業所、いわゆる「みなし指定」を除く）に照会したところ、28の事業所から「小児への訪問看護を実施」と回答があった。

照会送付数			
	小児患者への訪問看護が可能であるとする事業所数		
		実際に小児患者にサービス提供を行っている事業所数	（H28.10サービス提供分小児患者数）
85	28	11	32名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

岩手県

1　岩手県重症心身障がい児・者支援体制検討委員会の設置　（平成24年度～実施主体：県）

（平成28年度以降「岩手県重症心身障がい児・者支援推進会議」として設置）

重症心身障がい児・者のニーズに対応した受入や在宅サービスの提供が図られるよう、医療機関等との密接な連携による支援体制の構築を目指し、その連携方法や役割に関する事項を検討するため委員会を設置。

2　超重症児等受入施設の整備拡充　（平成26年度～　実施主体：県）

岩手県立療育センター（医療型障害児入所施設）において、超重症児等の受入れを行うための施設整備を実施し、医療的ケア児の受入れ拡充を図った。

3　実態調査の実施　（平成27年度　実施主体：県）

重症心身障がい児・者の今後の入所や在宅での支援を検討するうえでの基礎資料とするため、実態調査を実施

4　支援者育成事業の実施　（平成27年度～　実施主体：県）

重症心身障がいについて医療と福祉の連携による支援を担う人材を育成するために、看護職員等向けの研修と相談員等向けの研修を各障がい保健福祉圏域で実施

5　小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（療養生活支援事業）の実施　（平成27年度～　実施主体：県）

在宅で療養する小慢児童等のうち、医師の診断により人工呼吸器又は体外式補助人工心臓等を装着している者で一時的に在宅療養が困難になった場合に、医療機関において一時的な預かりを行うための事業を実施

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

岩手県

来年度の目標
・県立療育センターの新築移転に伴う、入所施設の充実
・在宅支援の充実

時期	実施内容	担当課
H29～	重症心身障がい支援者育成事業の継続	障がい保健福祉課
H29～	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の継続	子ども子育て支援課
H29下半期	県立療育センターの新築移転による医療的ケア児の入所施設の一層の充実	障がい保健福祉課
H29下半期	岩手県重症心身障がい児・者支援推進会議の開催（医療的ケア児の地域支援に関する内容を含む。）	障がい保健福祉課
H29下半期	岩手県教育支援委員会の開催（兼医療的ケア運営協議会）	学校教育室

【課題】
本県でH27年度に実施した医療的ケア児を含めた重症心身障がい児・者を対象とした実態調査では、「入所支援、短期入所の充実」を希望する回答が7割を占めている。現在、短期入所の充実に向けた取組について検討しているが、医療的ケア児を短期入所で受け入れる場合の基本報酬（介護給付費）が診療報酬に比べて低廉であり、基本報酬を診療報酬並みの水準にするなど、抜本的に見直さなければ、医療的ケア児の在宅支援の充実につながらない実状がある。

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

宮城県

1. 県又は政令市の基礎情報

県内全域（仙台市を除く）

基礎情報

①	圏域数	7圏域
②	人口（平成２８年１０月１日）	2,329,747人 （1,245,047人）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	医療的ケア等推進検討会 医療的ケア運営会議
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	0名
⑤	医療型短期入所事業所数 （平成２８年１１月現在）	3
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数 （平成２８年４月１日現在）	2，081名
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数（平成２６年１０月現在） （うち小児患者に対応できる医療機関数）	254 （把握なし）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数（平成２６年１０月現在） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	126 （把握なし）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） ※公立は未把握。医療的ケア受け入れは２（酸素吸入・導尿）	県内私立保育所20／102
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（平成２８年１１月現在）	94名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（平成２８年１１月現在）	77名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

宮城県

現状

〇県内では医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児者等を支援する施設が不足している。

課題

〇施設整備の予算が十分確保されず進んでいない。
〇特に県北地域では，在宅の重症心身障害児者が利用可能な日中活動の場や短期入所事業所が少ない。介護する家族等の負担が大きい。
〇医療型短期入所を行う施設では，病床が空いておらず，また，小児科医及び看護師が不足しており，ニーズに即したサービスが提供できない。

障害福祉課

〇医療的ケア等が必要な方のアンケート調査の実施（H28年7月結果報告書作成）：医療的ケア等が必要な障害児者及びその家族等の実態把握
〇医療型短期入所モデル事業：支援施策の実施
〇医療的ケア等推進検討会の実施（H28年10月～3回）：課題や対応の検討

特別支援教育室

〇医療的ケア運営会議の実施（H28年6月，10月）：課題や対応の検討

医療整備課

〇小児在宅医療支援センターの設置（平成26年～平成27年）
　関係職種（医師・訪問看護師・相談支援専門員）向け研修会，小児在宅医療コーディネーター研修会，大学病院医師による訪問診療，人材育成のための外部機関派遣，医療機関への出前講座の実施

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

宮城県

来年度の目標
・県モデル事業による医療型短期入所事業の拡充
・医療的ケア等拠点整備あり方検討会の実施

時期	実施内容	担当課
平成29年4月	県モデル事業による医療型短期入所事業	障害福祉課
平成29年5月	医療的ケア等拠点整備あり方検討会	障害福祉課
平成29年6月	医療的ケア運営会議	特別支援教育室

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

秋田県

1. 県又は政令市の基礎情報

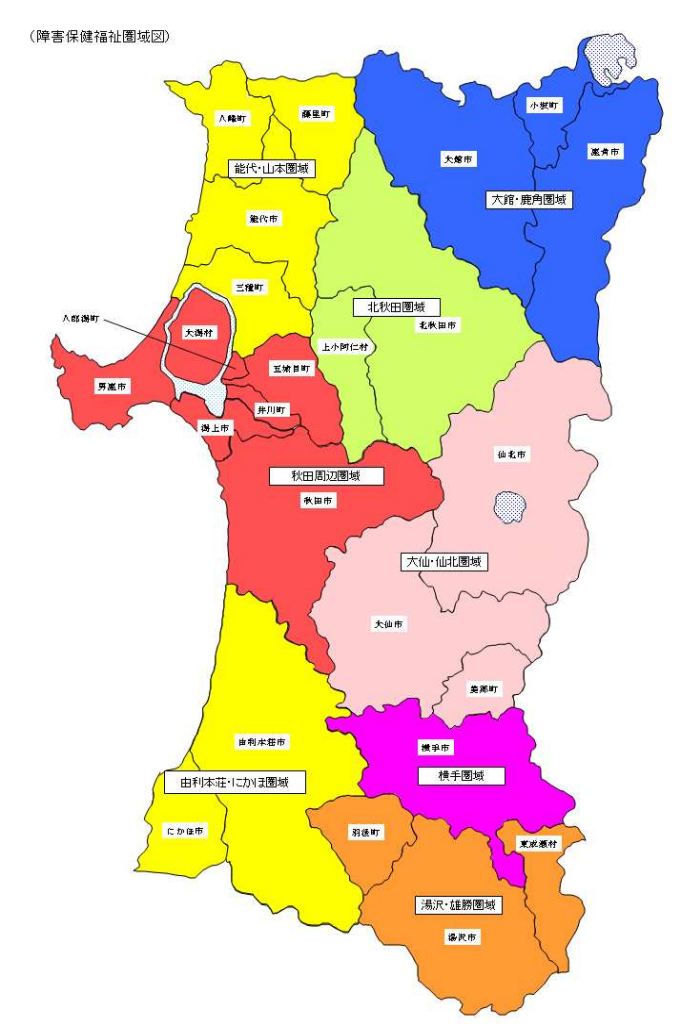

基礎情報

①	圏域数（H28.10.1現在）	8
②	人口（H28.10.1現在）	1,009,691
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称等は次頁に記載）	2
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数（H28.10.1現在）	0
⑤	医療型短期入所事業所数（H28.10.1現在）	2
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数（H28.3.31現在）	180
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数（H26.12.31現在） （うち小児患者に対応できる医療機関数）	222 （不明）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数（H28.11.1現在） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	65 （22）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （H28.4.1現在）	18.1% （41/226）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H28.5.1現在）	特：73 小・中：7
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H28.5.1現在）	特：12 小・中：3

２．医療的ケア児支援のための取組概要

秋田県

〇慢性疾病児童等地域支援協議会（平成28年度より実施）
秋田県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（児童福祉法第19条の22）
・県内8保健所（各障害保健福祉圏域）に相談支援窓口を設置。
・医療機関からの連絡票に基づいて相談員が家庭訪問して、小慢児童等とその家族の支援を行う。
・実施主体：各保健所（地域振興局福祉環境部）

〇医療的ケア推進協議会（平成17年度より実施）
①医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する特別支援学校へ看護師を配置
②各学校において「医療的ケア校内委員会」を設置し、具体的な医療的ケアの内容について確認・実施
③「医療的ケア学校間連絡協議会」において各校の実施内容を確認
④「主治医巡回指導」の実施
⑤「看護師研修会」の実施
⑥関係機関（医療・福祉・教育・保護者　等）による「医療的ケア推進協議会」の実施

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

秋田県

来年度の目標
・秋田県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の周知徹底および、相談支援の充実。
・特別支援学校において、日常的に吸引、経管栄養、導尿等の医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、看護師を配置することにより、幼児児童生徒に安全な学習環境を整備し、併せて、保護者の負担を軽減し、もって幼児児童生徒の教育の充実を図ることを目的とする。

時期	実施内容	担当課
通年	小児慢性特定疾病児童等相談支援	健康推進課
平成29年11月	慢性疾病児童等地域支援協議会	健康推進課
５月	・医療的ケア学校間連絡協議会	特別支援教育課
６月～	・主治医巡回指導	各学校→特支課
７月	・看護師研修会	特別支援教育課
１１～１２月	・医療的ケア推進協議会	特別支援教育課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

山形県

1. 県又は政令市の基礎情報

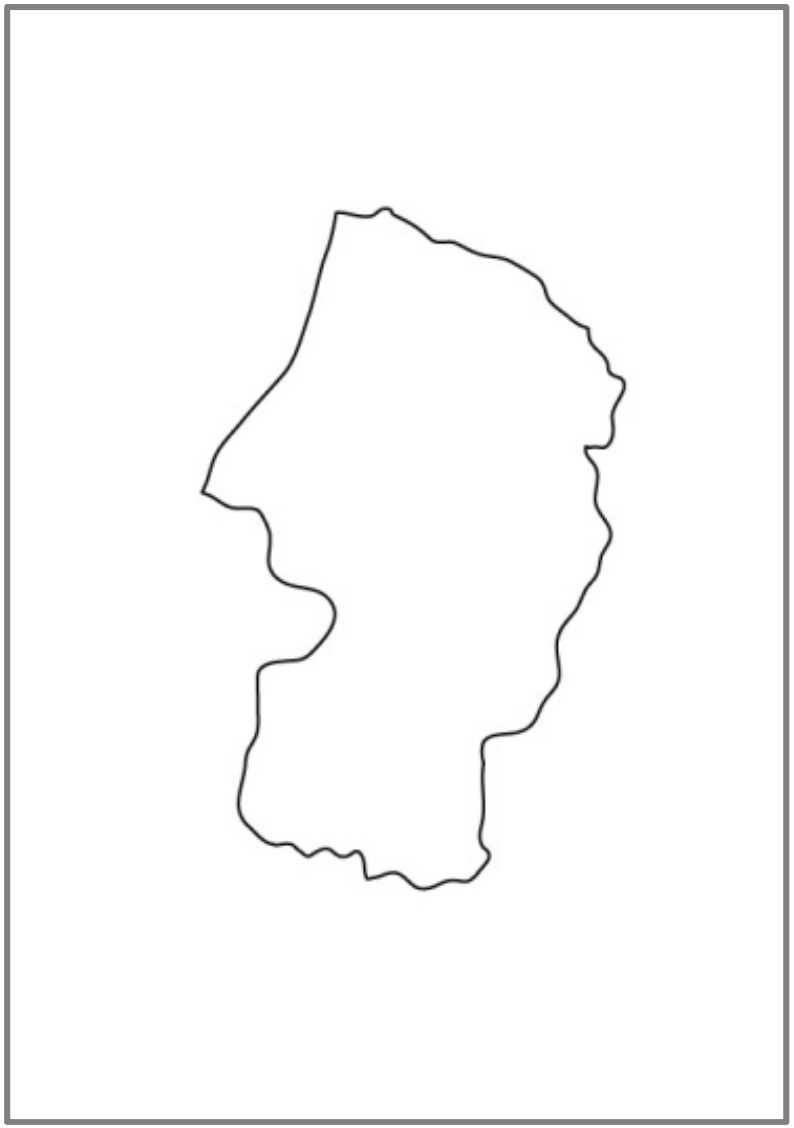

基礎情報

①	圏域数	4
②	人口	1,113,029人 【H28.10.1】
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む）））	・小児慢性特定疾病児童等地域支援協議会【H28】 ・周産期医療協議会【H22】
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	0人 【H28.10.31】
⑤	医療型短期入所事業所数	5箇所 【H28.10.31】
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	383人 【H28.10.31】
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	433箇所【H27】※推計 (31箇所)【H26.12】
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	63 箇所【H28.10.1】 ※訪問看護ステーションの数を計上 （小児患者対応可能事業所数は不明）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	38.5%(92施設) 【H27.4.1】
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	66人 【H28.5.1】
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	14人 【H28.5.1】

２．医療的ケア児支援のための取組概要

山形県

〇「医療的ケアマニュアル」等の更新

【概要】

医療的ケアが必要な子どものための保護者等向けマニュアル及び各種制度の手引きの更新。

【実施年度】

平成28年度

【実施主体】

山形大学、山形県

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

山形県

来年度の目標
・未定
・
・

時期	実施内容	担当課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

福島県

1. 県又は政令市の基礎情報

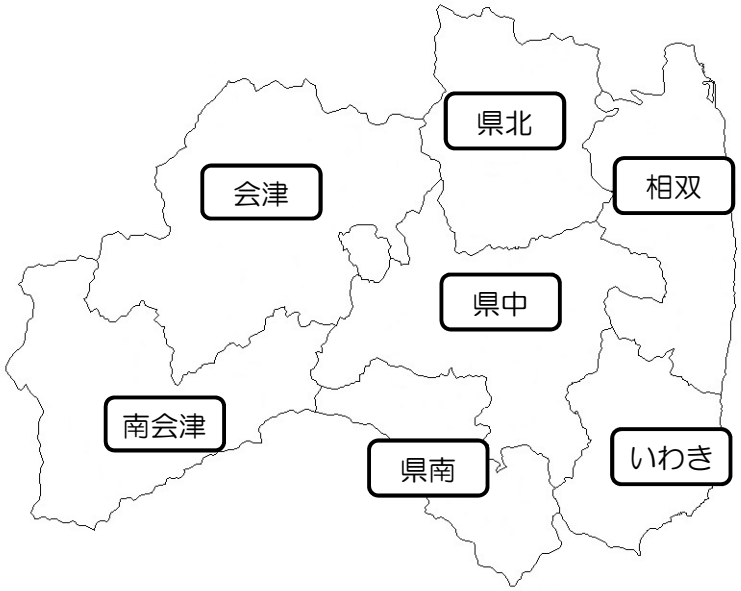

基礎情報

①	圏域数	7
②	人口(H28.11.1)	1,899,486
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	在宅医療推進協議（H26年度設置）
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数(H28.4.1)	0
⑤	医療型短期入所事業所数(H27.4.1)	7
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数(H28.3.31)	537
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数⇒不明） ※医療施設調査(H26.10.1)	病院 57/128 診療所 308/1366
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数⇒不明） ※介護サービス施設・事業所調査(H26.10.1)	112
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） ※保育所は公立と私立の合計(H28.4.1)	看護師 51/282 准看護師 20/282
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数(H28.5.1)	177
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数(H28.5.1)	26

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

福島県

平成28年度
＜児童家庭課＞
●自立支援協議会と県立医科大学附属病院NICUとの連携（情報交換）
・県自立支援協議会子ども部会（部会長）と県地域生活支援部会（委員）の2名が県立医科大学附属病院を訪問し、医療連携相談室、総合周産期母子医療センターと情報交換等を実施した。
・医療、福祉の互いの状況及び課題等を確認。
・医科大学附属病院に県内の相談支援アドバイザーのリストについて、情報提供した。
●地域子ども関係部会連携会議で「病院からの地域移行」について情報提供
・各地域の自立支援協議会子ども関係部会の連携会議を実施し、その中で、上記の県立医科大学附属病院を訪問した際の状況（NICU退院支援についての現状報告、県立医大が抱える課題について）を報告し、医療と福祉の連携の必要性を伝えた。

＜教育庁特別支援教育課＞
●特別支援学校における医療的ケア実施事業
【概要】
特別支援学校で学ぶ幼児児童生徒の障がいの重度・重複化に伴い、吸引等の医療的ケア（日常的応急手当）を必要とする幼児児童生徒が常在しているため、これらの幼児児童生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるように、また保護者の負担を軽減するために医療的ケアを実施する。
【実施内容】
・特別支援学校への看護師の配置（12校26名看護師配置）
・医療的ケアを実施するための物品購入
・医療的ケア実施運営協議会の実施（年1回）
・医療的ケア担当教員・看護師研修会の実施　　等
※医療的ケアを実施している特別支援学校では、各校、指導医を依頼し、医療的ケア実施状況に対する指導助言、主治医との連絡・調整をしていただいている。
※医療的ケアを実施している特別支援学校では、各校、関係者（医療関係者、保健・福祉関係者、保護者等）を委嘱し、サポート会議を実施している。

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

福島県

来年度の目標
・
・
・

時期	実施内容	担当課
上半期	第七次医療計画策定を見据えた実態把握	地域医療課
４月～３月	特別支援学校における医療的ケアを必要とする幼児児童生徒のために、障害の状況に応じた学習環境の整備を継続的に図る。	特別支援教育課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

茨城県

1. 県又は政令市の基礎情報

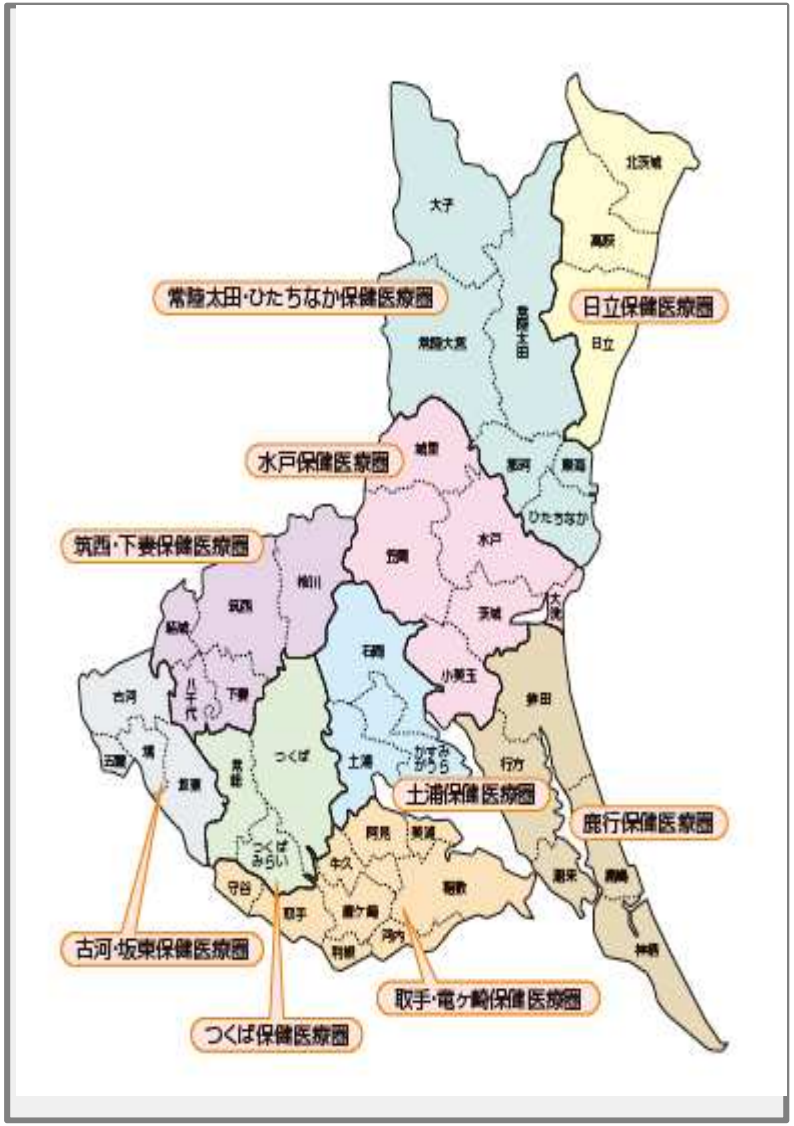

基礎情報

①	圏域数（障害福祉圏域，二次保健医療圏域）	9県域
②	人口（H28.11.1現在）	2,907,109人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	平成29年度設置予定
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	未実施
⑤	医療型短期入所事業所数（H28.11.1）	9事業所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数（H28.4.1）	基本:568名 実地:437名
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数(28.11.1) （うち小児患者に対応できる医療機関数） (うち541(病院72(28.11.1)，診療所469(28.4.1※診療所数は直近で算出可能な時点)))	1,608
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数(28.11.1) （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	1,756(内数不明)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （H28.4.1　准看護師を含む）	45.8%
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H27.5.1現在）	217名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H27.5.1現在）	35名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

茨城県

重症心身障害児支援従事者養成研修の実施

平成27，28年度に医療従事者，障害福祉サービス事業所，市町村職員等向けに，重症心身障害児に対するケア（医療的ケア等）の方法を内容とする研修を実施。【実施主体：国立病院機構茨城東病院（茨城県からの委託事業）】

平成29年度以降は，対象を医療従事者，医療的ケア児の支援を行う事業所（短期入所，障害児通所支援事業所）に絞り，医療的ケア児を支援できる事業所の増加を目的とした研修を実施予定。

医療的ケア支援事業

（1）目的

医療的ケア対象の幼児児童生徒が通学する県立特別支援学校に，看護師資格を有する非常勤嘱託看護職員（以下「看護職員」という。）を配置し，医療的ケアを実施するとともに，医療的ケアの実施に必要な研修等を経た教員が看護職員の援助のもとで，幼児児童生徒の健康の維持，増進と安全な学習環境の整備を図ることを目的とする事業。

（2）事業内容

看護職員の配置，巡回指導医の配置，教員及び看護職員に対する研修の実施，医療的ケア等運営協議会の開催

【実施主体：特別支援教育課】

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

茨城県

来年度の目標
・

時期	実施内容	担当課
4月	看護職員の配置	特別支援教育課
	巡回指導医の配置	特別支援教育課
	教員によるたん吸引に関する研修会の実施	特別支援教育課
5月	協議会の設置	障害福祉課
7月	教員によるたん吸引等に関する研修会	特別支援教育課
	看護職員研修会	特別支援教育課
8月	医療従事者，障害福祉サービス事業所向け研修会の実施	障害福祉課
12月	看護職員研修会・担当教員専門研修会	特別支援教育課
2月	医療的ケア等運営協議会の開催	特別支援教育課

※随時：実地研修を開催（特別支援教育課），障害福祉サービス事業所に対して医療型短期入所や医療的ケア児を受け入れられる障害児通所の開設を啓発
※特別支援教育課の実施内容については，県立特別支援学校を対象とした事業内容である。

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

栃木県

1．県又は政令市の基礎情報

栃木県自立支援協議会の部会で医療的ケアの支援のあり方について検討予定

基礎情報

①	圏域数	6障害保健福祉圏域
②	人口　（H27.10.1現在）	1，974，720人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの	栃木県自立支援協議会医療的ケア児支援検討部会 （H28年度11月設置）
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	未実施
⑤	医療型短期入所事業所数	5カ所　（H28.4.1現在）
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	105人（H28.11.1現在）
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	158カ所 （不明）（H28.4.1現在）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	84カ所 （不明）（H28.4.1.現在）
⑨	看護職を配置している保育所の割合 ※看護職は保健師、看護師、准看護師を含む。 ※病児保育事業担当看護職を除く。 ※保育所型認定こども園を除く。	26．4% 【87か所／330か所】 （H28.4.1現在）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	特別支援学校：141人 小・中学校：10人 （H27年5月1日現在）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	特別支援教学校：29人 小・中学校：7人 （H27年5月1日現在）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

栃木県

担当課・室	H25	H26	H27	H28
医療政策課	ポストNICU受入体制整備支援事業(H24～) ・NICUを有する県内の臨床研修病院及び重症心身障害児施設の機能強化並びに家族の負担軽減等 周産期医療連携会議（H20～）	重症心身障害児（者）在宅医療支援事業	NICU入院児支援事業（ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ配置） ＊実証・研究事業（医療的ケア児に関する実態調査）	（H28～障害福祉課所管）
健康増進課	在宅難病患者・家族支援事業（H20～）		慢性疾病児童等地域支援協議会	小児慢性特定疾病児童等家族支援事業（レスパイト事業・介護人派遣事業・訪問看護事業・自立訓練事業等）
障害福祉課				重症心身障害児（者）在宅医療支援事業 ・重症心身障害児者施設からの地域移行のための支援体制検討・人材育成・障害児者の現状・課題の周知等への補助 医療的ケア児支援検討部会（H28.11設置）
こども政策課	総合養育支援事業（H9～） ・市町の未熟児養育事業の円滑な実施のための支援 ・未熟児に対する保健・医療・福祉等の関係施設との連携強化 ・未熟児に対する効果的な支援体制の整備　等 特別支援教育に対する補助事業（幼稚園運営費補助金）（H9～） ・特別支援を要する園児が就園する私立幼稚園及び認定こども園に対し、特別支援教育に必要な経費の一部を助成			
特別支援教育室	医療的ケア実施事業（H13～） ・医療的ケアが必要な幼児児童生徒に対して、学校看護師による医療的ケアを実施し、安全な学習環境の整備を図る。 学校看護師配置事業（H14～）			

H28小児在宅医療等関連事業

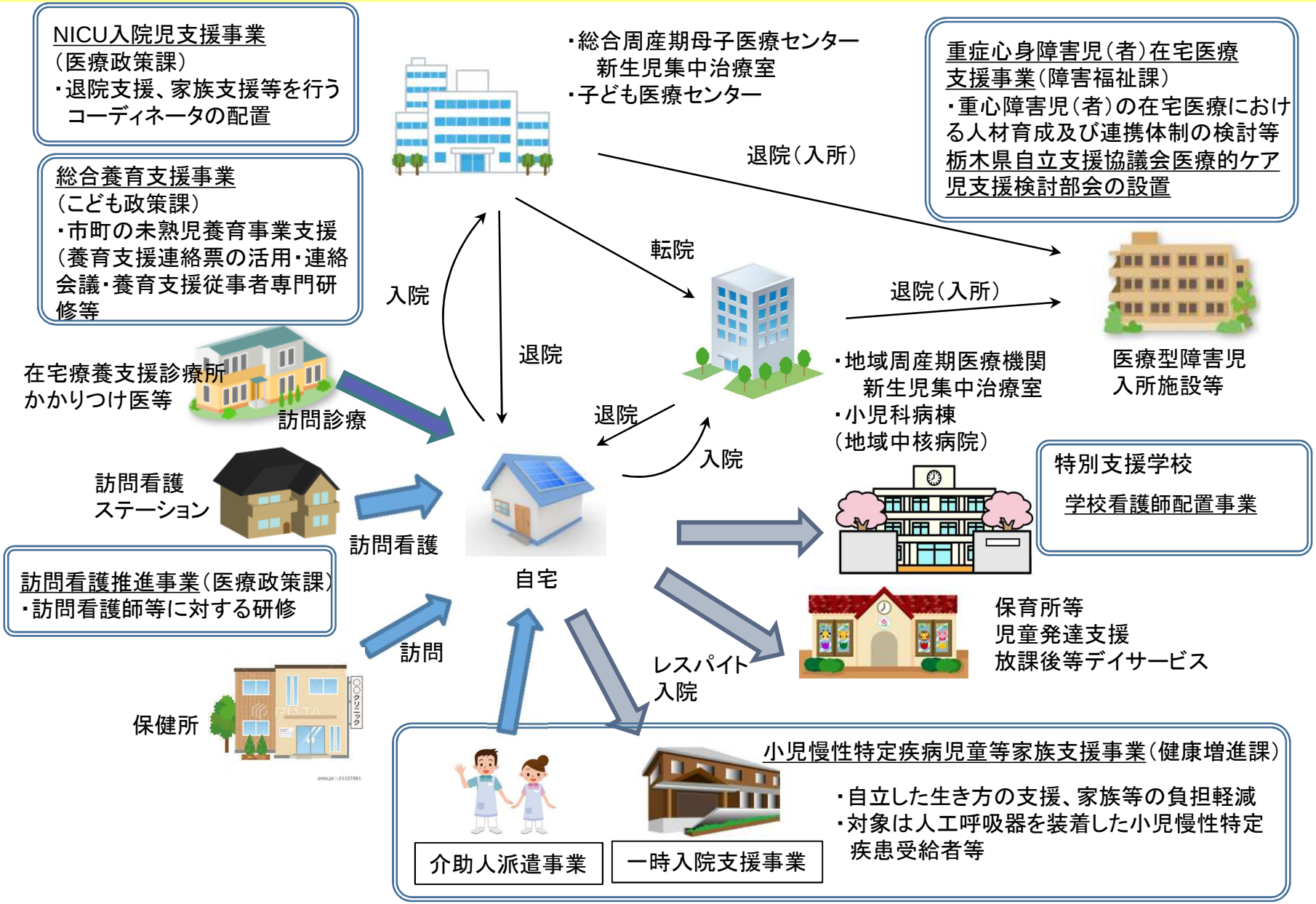

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

栃木県

来年度の目標
　保健・医療・福祉・教育等の連携を図り、医療的ケア児の支援について検討を行うと共に、医療的ケア児に係る生活の実態を把握し、障害児福祉計画を策定する。

時期	実施内容	担当課
上半期	医療的ケア児に係る実態調査	障害福祉課
年度内	障害児福祉計画策定	障害福祉課
年度内	栃木県自立支援協議会医療的ケア児支援検討部会の開催	障害福祉課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

群　馬　県

1. 県又は政令市の基礎情報

①	面積	6,362.33Ｋ㎡
②	人口	1,975,105人（平成26年群馬県人口統計調査）
③	障害保健福祉圏域数	10圏域（平成28年11月現在） ※医療圏と同じ10圏域
④	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	名称：群馬県小児等在宅医療連絡協議会 設置年度：平成25年度
⑤	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	－
⑥	医療型短期入所事業所数	６箇所（平成28年11月現在）
⑦	喀痰吸引等３号研修修了者数	757人（平成28年3月末現在）
⑧	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	263箇所（117箇所）
⑨	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	160箇所（88箇所）
⑩	看護師等（常勤）を配置している保育所の割合（数）	47施設（平成27年4月1日時点）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	160名（平成27年5月1日現在）
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	25名（平成28年5月1日現在）

鶴舞う形の
群馬県

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

群馬県

【小児等在宅医療連絡協議会の設置・運営】

- 国モデル事業（H25～26）の受託を契機に、医療・福祉・教育・行政の関係者を構成員とした「群馬県小児等在宅医療連絡協議会」を設置し、退院支援や情報提供・相談支援、在宅医療連携体制の整備などを実施。

推進体制

群馬県小児等在宅医療連絡協議会（全体会）

【構成員】

医療・福祉・教育・行政等の関係者等（委員32名）

【協議内容】

小児等の在宅医療に係る事項についての協議等

- 課題及び対応
- 在宅医療や福祉資源、連携促進
- 患者家族の個別支援　・学校関係者等への理解促進など
- その他、小児等の在宅医療の推進に必要な事項

報告　意見

ワーキンググループ（運営会議）

【構成員】

医療・福祉・教育・行政等の関係者等（14名）

【協議内容】

- 課題の整理と検討
- 検討結果や意見を集約、協議会（全体会）へ
- 各種の事業（個別の取組）についての企画・運営
- 関係機関等との情報共有や連絡調整　など

主な取組

○退院支援

- 退院支援モデル事業の実施（課題の抽出等）

○患者・家族等への情報提供・相談支援

- 子どもの訪問看護についての相談を受ける「コールセンター」の運営（群馬県県看護協会）
- 県ホームページ「マッピングぐんま」により、小児在宅に対応可能な医療機関を紹介

○在宅医療提供体制・連携体制の整備

- 小児在宅医療に関する研修を実施
  - 医師向け研修（県立小児医療センター）
  - 訪問看護師向け研修（県看護協会）
- 多職種の顔の見える関係づくり
  - 多職種向け事例検討会（ワークショップ）開催
- 多職種人材育成事業費補助
  （研修の実施に必要な備品整備を支援）

○その他の取組

- 市町村保健師との担当者会議による意見交換
- その他、各課室において施策や事業に反映

【教育分野（教育委員会）】

- 特別支援学校医療的ケア支援事業・事業運営協議会の運営
- 医療的ケア教員等研修会
- 認定特定行為業務従事者養成研修　等

【家族のレスパイト支援関連事業】

- 医療型短期入所施設の整備促進
  重症心身障害児（者）短期入所施設設備整備等補助
- 要医療重心児（者）訪問看護支援事業

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

群馬県

来年度の目標（予定）

- 研修事業等のこれまでの取組を継続的に実施し、人材の育成等を図る。また、庁内各課や関係機関が実施する研修会等について情報共有を図り、多職種の参加を促す。
- 小児等在宅医療連絡協議会等において、引き続き、現状の把握や課題に対する検討を行うとともに、関係機関や市町村との連携の強化に取り組む。
- 次期障害福祉計画の策定において、医療的ケア児支援の視点を考慮した計画を作成。
- 庁内の関係課室等における、より一層の連携強化を図る体制について検討。

時期	実施内容	担当課
通年	小児在宅医療連絡協議会・ワーキンググループの運営	医務課
通年	医師や訪問看護師等の研修、多職種向け事例検討会、マッピングぐんまによる情報提供等	医務課
通年	障害福祉計画・障害児福祉計画の策定	障害政策課
通年	群馬県立特別支援学校医療的ケア支援事業運営協議会	特別支援教育課
４月、７月、８月	群馬県医療的ケア研修会、認定特定行為業務従事者養成研修	特別支援教育課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

埼玉県

1. 県又は政令市の基礎情報

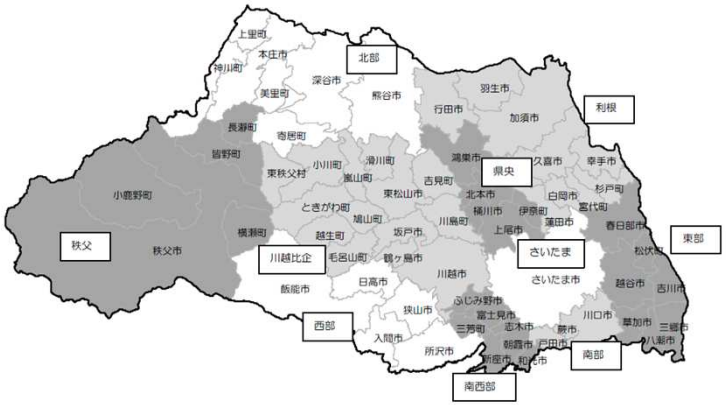

基礎情報

①	圏域数	10圏域
②	人口	7,290,847人 （H28.11）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	埼玉県小児在宅医療ワーキンググループ （H27～）
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数	22か所 （H28.11）
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	1,364人 （H28.11）
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	72か所 （H26）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	91か所 （H26）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	28.4% （H28.4）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数　※県立特別支援学校における対象児数	※177人 （H28.4）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数　※県立特別支援学校における配置数	※35人 （H28.4）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

埼玉県

埼玉県小児在宅医療ワーキンググループの発足（平成27年度～）

- ○ 県庁内関係各課と埼玉医科大学で構成
- ○ 平成27年度は3回開催、平成28年度は4回開催予定
- ○ 情報共有・意見交換

保健医療部	福祉部	教育局	病院局	埼玉医科大学
医療整備課 地域医療対策	障害者支援課 障害福祉サービス事業所	特別支援教育課 特別支援学校	経営管理課 県立小児医療センター	総合医療センター 総合周産期母子医療センター
健康長寿課 小児慢性特定疾病	障害者福祉推進課 障害者手帳			カルガモの家 医療型障害児入所施設

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

埼玉県

来年度の目標
・埼玉県小児在宅医療ワーキンググループの開催

時期	実施内容	担当課
四半期毎	各分野の取組に関する情報共有・意見交換等	医療整備課 障害者支援課 ほか

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

千葉県・千葉県教育委員会

1．県・県教委の基礎情報

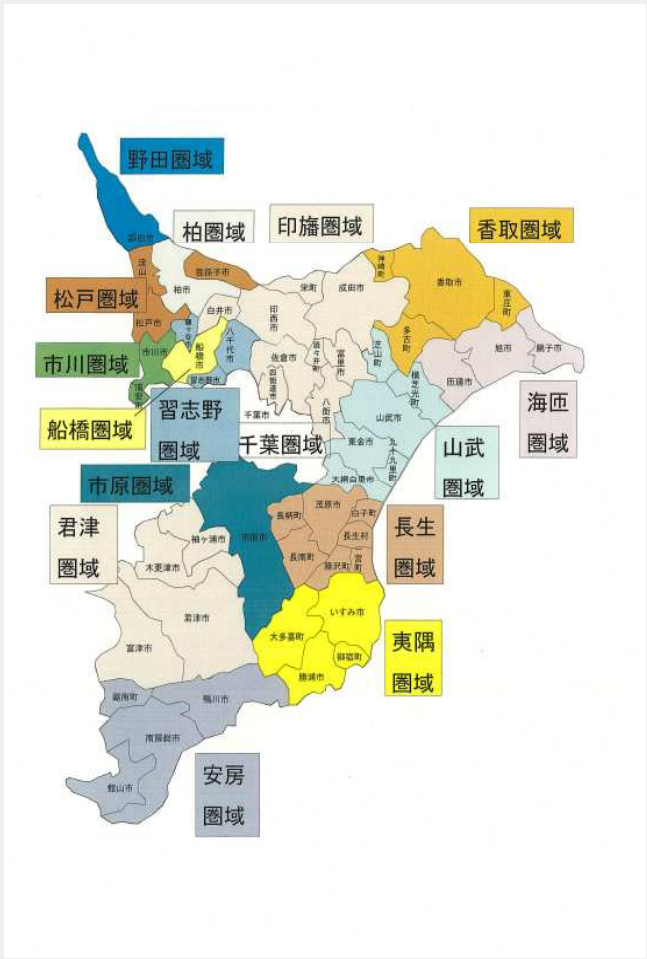

基礎情報

①	障害保健福祉圏域数（千葉市圏域含む）	16圏域
②	人口（千葉市圏域含む）H27.10.1国勢調査	6,222,666人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県設置のもの（H22年度設置）	千葉県障害児等支援在宅医療・訪問看護研究会
④	重症心身障害児者等ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ育成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数 H28.9.1	6
⑥	喀痰吸引等３号研修認定件数　H28.10.25 県立特別支援学校教諭の修了者数　H28.8..4	5,589件 103人
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 H26.12 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	355 （39）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 H26.12 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	242 （81）
⑨	看護師等を配置している保育所の数　H28.4.1 認定こども園の数 H28.4.1	908中403 67中23
⑩	県立特別支援学校における医療的ケア児数 H28.5.1 小・中学校における医療的ケア児数 H27.5.1	195 26
⑪	県立特別支援学校における看護師配置数 H28.5.1 小・中学校における看護師配置数 H27.5.1	62 12
⑫	県立特別支援学校での医療的ケア実施校 H28.5.1	35校中27校

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

千葉県

平成23～25年度

障害児等支援訪問看護センター事業（県単独事業）

平成25～26年度

小児等在宅医療連携拠点事業（国モデル事業）

○在宅生活の円滑なスタートに向けた支援・取組み（千葉県つながろうマップ(Web上の資源情報） の作成、サービス活用Q＆Aパンフレットの作成・配付(5000部)等）

○主要な専門職種の実践力向上への支援・取組み
（訪問看護師育成研修（208名）、相談支援ガイドラインの作成、相談支援専門員研修（126名）、喀痰吸引研修（118名）等）

○地域ごとの他職種協働支援（チームケア）の実践に向けた支援・取組み
（シンポジウムの開催（110名）、ワールドカフェの開催（40名）、他職種による協働支援の事例検討会の開催（約100名）、特別支援学校との意見交換（約100名）等）

○医療機関と地域を結ぶための取組み（医師による実践報告会の開催（13名）、医療機関における一時受入れの支援（3名の小児受入））

平成27年度～

25～27年で延べ300名以上

25～27年で130名以上

25～27年で延べ190名以上

小児等在宅医療連携拠点事業（県単独事業）

・訪問看護師育成研修（100名）、喀痰吸引研修（18名）、相談支援専門員研修（67名）

千葉県障害児等支援在宅医療・訪問看護研究会［県医師会・県看護協会・相談支援専門員・特別支援学校等が参加］(年1回以上）等に図りながら実施

２．医療的ケア児支援のための取組概要

千葉県
教育委員会

〇医療的ケア運営会議の開催 【年２回】
〈運営委員〉
医師（千葉県医師会）、看護師（千葉県看護協会、特別支援学校特別非常勤講師）特別支援学校保護者、支援学校長、特別支援学校教諭（医療的ケアコーディネーター）、行政関係者（教育庁教育振興部教職員課、同学校安全保健課、同特別支援教育課、総合教育センター、健康福祉部健康福祉指導課、同医療整備課、病院局経営監理課）
〇「千葉県特別支援学校における医療的ケアガイドライン」の作成
〇対象児童生徒等の医療的ケアに関する指導・助言を行う医師として指導医の依頼
〇校内検討委員会の設置
〇特別支援学校に医療的ケアコーディネーターを配置
〇看護師研修会の開催【年２回】（講義・実地）
〈受講者〉
特別支援学校で特別非常勤講師として勤務する看護師
〇特別支援学校医療的ケア実施校連絡協議会の開催【年３回】
〈参加者〉
特別支援学校教諭、養護教諭、看護師　等）
〇医療的ケア基本研修【年２回】
〈受講者〉医療的ケア担当教員

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

千葉県
千葉県教育委員会

来年度の目標
・在宅医療を必要とする小児等への医療を実施できる人材の育成
・県立特別支援学校において医療的ケアを必要とする児童生徒への更なる体制整備と各研修会や協議会の充実

時期	実施内容	担当課
年度後半（予定）	在宅で医療的支援を行う看護師等の育成	障害福祉課
年度後半（予定）	医療的ケアが必要な障害児者に対応できる相談支援専門員等の育成	障害福祉課
通年（予定）	千葉県障害児等支援在宅医療・訪問看護研究会	障害福祉課
５月・２月（予定）	特別支援学校医療的ケア運営委員会	特別支援教育課
５月・１０月・１月（予定）	特別支援学校医療的ケア実施校連絡協議会	特別支援教育課
４月・７月・８月（予定）	特別非常勤講師（看護師）研修会	特別支援教育課
６月・８月（予定）	特別支援学校医療的ケア基本研修（喀痰吸引等３号研修）	特別支援教育課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

東京都

1．県又は政令市の基礎情報

基礎情報

①	圏域数	―
②	人口	13,415,349 （H28.1．1）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	―
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	―
⑤	医療型短期入所事業所数 （重症心身障害児(者）対応）	14 （H28.5.1）
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	延2,538人 (H27年度）
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	―
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	―
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	1,554／ 2,182 (H28.7.1）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	788人 （H27.5.1）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	218人 （H27.5,1）

２．医療的ケア児支援のための取組概要

東京都

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

東京都

来年度の目標
-
-
-

時期	実施内容	担当課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

神奈川県

神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ

1．神奈川県の基礎情報（1）

①	圏域数（二次保健医療圏・障害保健福祉圏域）	11圏域（医療） 8圏域（障害）
②	人口（平成28年10月1日　推計値）	9,146,681人
	人口密度（同）	3,786人/㎢
	世帯あたり人員（同）	2.27人/世帯

1. 神奈川県の基礎情報（2）

神奈川県の二次保健医療圏・障害保健福祉圏域

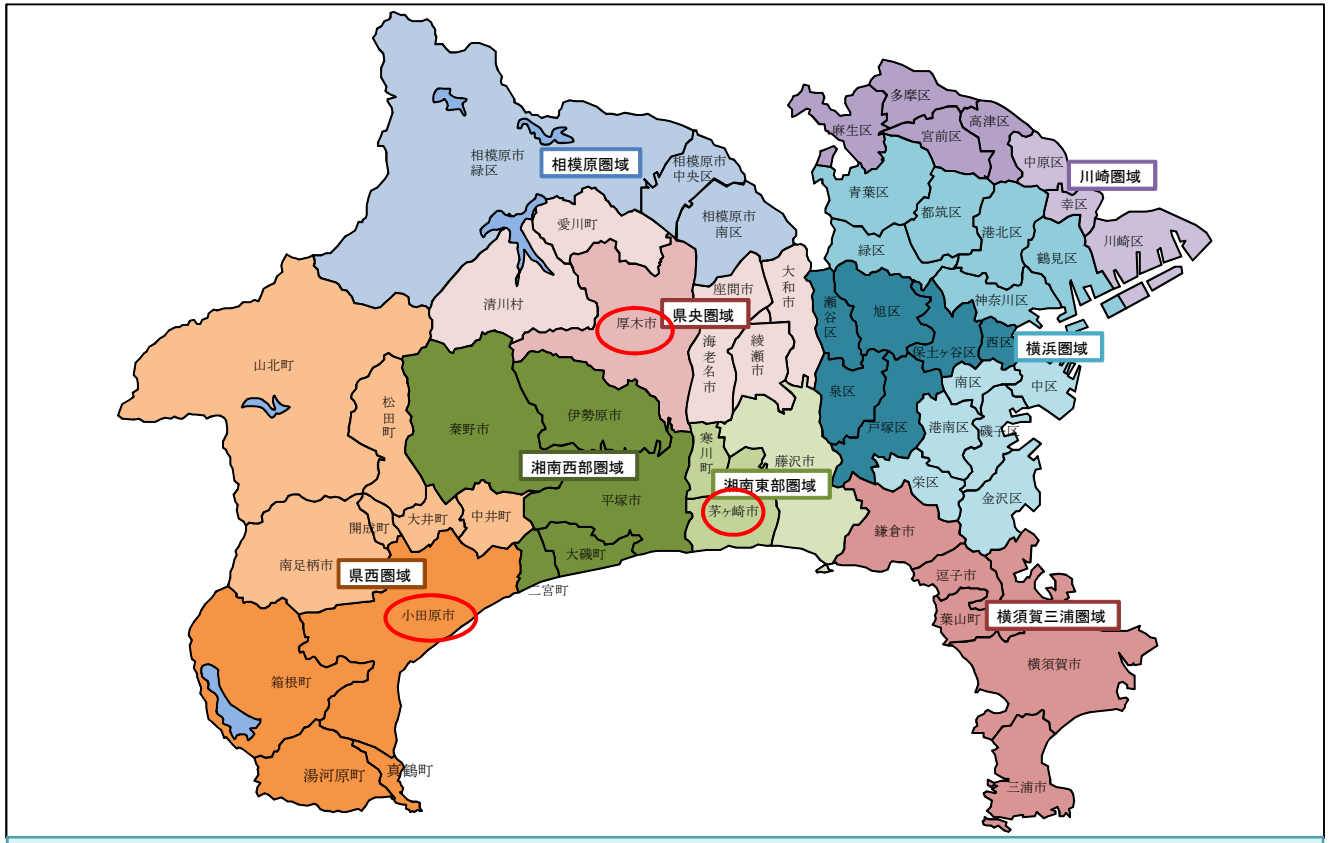

③医療的ケア児支援のための協議の場

- 神奈川県小児等在宅医療推進会議（H26～）
- 地域小児等在宅医療連絡会議（茅ヶ崎地域Ｈ26年度～、厚木、小田原地域Ｈ28年度～）
- 保健福祉事務所母子保健担当者会議（H17～）
- 神奈川県立特別支援学校医療ケア等支援事業運営協議会（H15～）

横浜圏域
二次保健医療圏は横浜北部・西部・南部の3つ

川崎圏域
二次保健医療圏は川崎北部・南部の2つ

・小児等在宅医療連携拠点事業
（平成26年度～）
・養育支援事業
（平成17年度～）
・神奈川県立特別支援学校医療ケア等支援事業
（平成15年度～）

1. 神奈川県の基礎情報（3）

④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数 （平成28年11月1日現在）	未実施
⑤	医療型短期入所事業所数 （平成28年11月1日現在）	25件 （うち県所管 8件）
⑥	喀痰吸引等3号研修修了者数 （平成28年4月1日現在）	2,866人
	※ 研修実施機関の課題共有と指導平準化のための連絡会を年数回開催。	
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数（診療所及び病院） （平成28年3月31日現在）	918件
	うち小児患者に対応できる医療機関数 （平成27年3月31日現在）	98件
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （平成28年4月1日現在）	560件
	うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数 （平成28年4月1日現在）	381件 （うち条件次第：175件）

1. 神奈川県の基礎情報（4）

⑨	県で所管している保育所数 （平成28年4月1日現在）	384件
	看護師を配置している保育所の割合（数） （平成28年4月1日現在）	44件 （11.45%）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校数 （平成27年5月1日現在）	（特支）32校 （小中）542校
	在籍数 （平成27年5月1日現在）	（特支）5,990人 （小中）244,876人
	医療的ケア児数 （平成27年5月1日現在）	（特支）340人 （小中）17人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における 看護師配置校数 （平成27年5月1日現在）	（特支）16校 （小中）5校
	平均配置人数 （平成27年5月1日現在）	（特支）2.6人/校 （小中） 1人/校

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

神奈川県

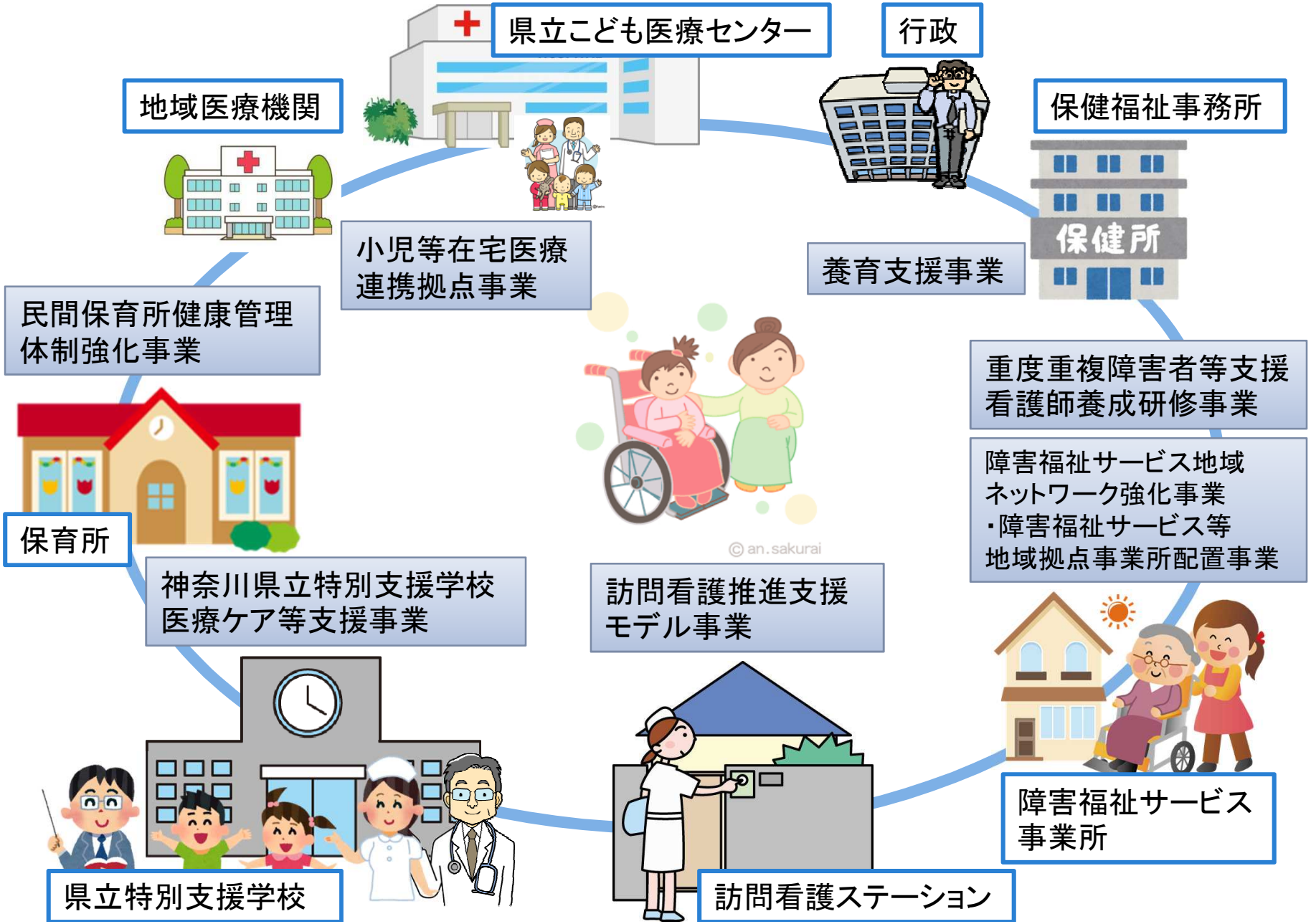

2. 医療的ケア児支援のための取組概要①

神奈川県

神奈川県小児等在宅医療連携拠点事業（平成26年度～）

【本県の課題】
医療技術の発達により、新生児が出産直後に死亡するケースが減り、NICUの長期入院児（1年以上入院）は増加している。一方、地域では受入にあたり、医師や看護師、介護者の医療的ケアに対する経験不足や緊急時等の連携体制に不安がある。

【事業目的】
NICUを退院し、医療的ケアを必要とする児を医療・福祉・教育・行政が連携をして、地域で支えていく体制をつくること

【小児等在宅医療を進めるための2つの柱】
① 厚木・小田原各地域をモデル地域とした取組み ②こども医療センターによる全県的な支援

【事業イメージ】

神奈川県
- ○県小児等在宅医療推進会議の開催
- ○モデル事業の進捗確認

連携 ↔ 県在宅医療推進協議会

業務委託 →
← 成果報告

神奈川県立こども医療センター
- ②全県的な支援
- ○支援者向けの情報提供・相談窓口の設置
- ○小児在宅医療資源の拡充に向けた医療ケア研修
- ・県、地域の会議への参加

↔ 連携・協力

県総合療育相談センター、神奈川県総合リハビリテーションセンター
- ・県、地域の会議への参加
- ・研修協力など

連携・協力 ↕ 【実態調査】 ↕ 連携・支援 ↕ 連携・支援

県内各地域

＜①小田原地域モデル事業＞（H28年度～）
・小田原地域小児等在宅医療連絡会議による課題の抽出・課題解決に向けた取組み

行政 小田原市、箱根町、湯河原町、真鶴町、小田原保健福祉事務所、小田原児童相談所

支援

小田原市立病院 → 支援

医療的ケアを必要とする児

支援

教育機関 小田原養護学校、保護者サークル等

福祉提供事業者 相談支援事業者、児童発達支援センター等

医療提供事業者 小田原医師会、訪問看護ステーション 等

情報共有 ↔ ＜茅ヶ崎地域＞（H26年度～）
・28年度の取組内容の進捗確認等

↕ 情報共有

情報共有 ↔ ＜①厚木地域モデル事業＞（H28年度～）
・厚木地域の小児等在宅医療連絡会議による課題の抽出・課題解決に向けた取組み

2. 医療的ケア児支援のための取組概要②

神奈川県

重度重複障害者等支援看護師養成研修事業（平成22年度～、一部平成27年度～）

【本県の課題】
医療的ケアが必要な重度重複障害児者への支援ニーズが増加しているが、障害福祉分野における看護に対する低い認知度や、ケアの特殊性などにより、慢性的に看護師が不足している。
【事業目的】
専門的な技術をもつ看護師の養成確保、人材の定着を図る。
【事業主体・実施形態】
県が主体となり、神奈川県看護協会（平成28年度）への委託により実施

専門看護師養成研修（平成22年度～）

講義、演習、実習を通し、重症心身障害児者等とその家族に対する理解と必要なケアについて学ぶとともに、本人及び家族へのかかわりにおける看護師の役割等についての研修を実施。

実習（2日間）を含め、10日間程度の研修

普及啓発研修（平成27年度～）

看護学生を含め広く参加者を募り、看護師の就職先として選択されるよう、普及啓発研修を実施。

各障害保健福祉圏域を基本として、各100名程度の定員で開催

2. 医療的ケア児支援のための取組概要③

神奈川県

障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業（平成22・23年度モデル、平成24年度～）
障害福祉サービス地域ネットワーク強化事業（平成27年度～）

【本県の課題】
重度障害者の地域生活にあたり、障害特性により支援が困難なケースに対応した障害福祉サービス事業所が少なかったり、緊急的に支援が必要なケースに対応できる体制が構築されていなかったりという課題があった。
【事業目的】
支援が困難なケースや緊急的に支援が必要なケースに24時間365日対応できるよう、障害保健福祉圏域ごとに拠点事業所を配置する。
地域の受皿拡大のため、人材育成（研修等）を行う（現；障害福祉サービス地域ネットワーク強化事業）。
【事業主体・実施形態】
（困難・緊急時支援） 県1/4、市町村1/4、事業者1/2
（人材養成） 県10/10（拠点事業所に対する委託により実施）

拠点事業

ネットワーク事業

通常

圏域の困難ケース等の把握・計画的な支援提供

＋

研修や会議等を通じ、地域のネットワーク構築

緊急時 → 通常

緊急・困難ケース

支援提供

地域の事業所の調整

バックアップ・支援技術等の伝達

2. 医療的ケア児支援のための取組概要④

神奈川県

訪問看護推進支援モデル事業（平成22年度～平成25年度）

【本県の課題】
長時間の医療ケアや介護が必要な重症心身障害児の在宅療養を支える仕組みが未整備であり、重症心身障害児の生活の質の向上や、家族のレスパイトを支える訪問看護の仕組みづくりは喫緊の課題であった。

【事業目的】
重症心身障害児と家族の在宅療養を支援する。

【事業主体・実施形態】
県が主体となり、訪問看護ステーションへの委託により実施

平成22年度

長時間の医療ケアや介護が必要な重症心身障害児を対象に訪問看護のモデル事業を実施。
⇒退院前からの**継続した訪問看護サービス**を可能にする体制づくり及び、重症心身障害児の**訪問看護を可能とするための要件**について検討。

平成23年度

前年度結果を踏まえ、小児（重症心身障害児）の看護実践ができる訪問看護師の**人材育成及び訪問看護の体制づくり**を行うことを目的としたモデル事業を実施。
⇒委託先の事業所内で、**小児の訪問看護経験のない看護職員に対し、同行訪問**を実施。

平成24年度

小児（重症心身障害児）の看護実践ができる訪問看護師の**人材育成**を目的としたモデル事業を実施。
⇒小児（重症心身障害児）の訪問看護を行っている訪問看護ステーションの看護師が、**行っていない訪問看護ステーションの看護師との同行訪問**を実施。

平成25年度

訪問看護を利用している小児（医療的ケア児）の在宅生活について**理解を深め、社会資源等を活用**することで、小児の在宅生活の質の向上及び家族の継続的な支援ができる人材育成に資することを目的に**調査を実施し、パンフレットを作成及び配布**。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要⑤

神奈川県

神奈川県立特別支援学校医療ケア等支援事業（平成15年度～）

【事業目的】
県立特別支援学校に在籍する幼児、児童及び生徒の健康の保持増進及び安全な学習環境の整備を図る。
【事業主体・実施形態】
県教育委員会が主体となって要綱等の整備を行い、各県立特別支援学校で医療ケア等を実施

※ 医療ケア等 ・・・「医療的ケア」を、医療と教育を同時に必要とする児童・生徒等に実施する行為としてとらえ、「医療ケア等」という教育活動として、教員と看護師の協働連携の下に取り組んでいる。

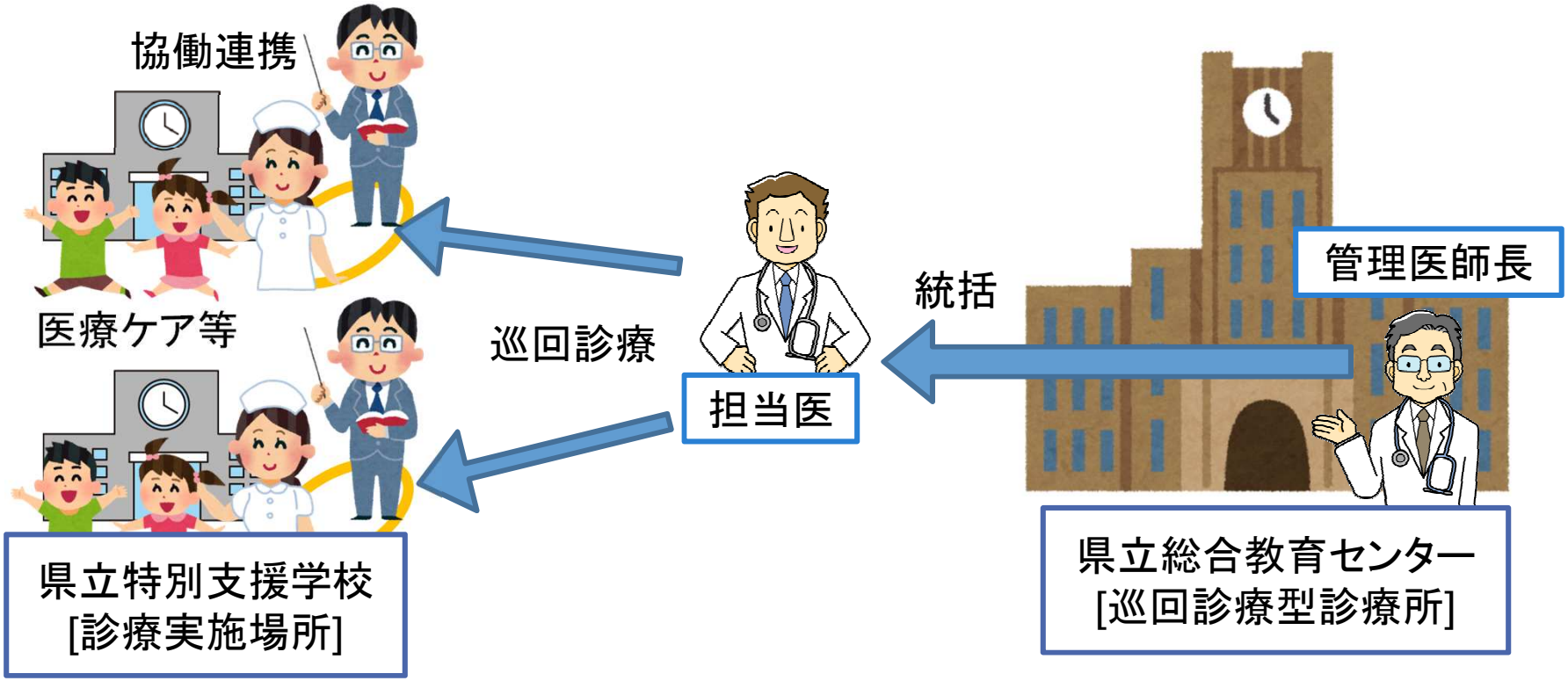

2. 医療的ケア児支援のための取組概要⑥

神奈川県

民間保育所健康管理体制強化事業（平成27年度～）

【事業目的】
　医療的ケアのニーズが増加している保育所において、児童の健康管理等を図るため。
【事業主体・実施形態】
　市町村が実施主体となり、看護師又は保健師を雇用する保育所等に対し、保育士を雇用した場合の経費との差額を補助する。
　県は市町村に対して間接補助する。（負担割合：　県1/2、市町村1/2）

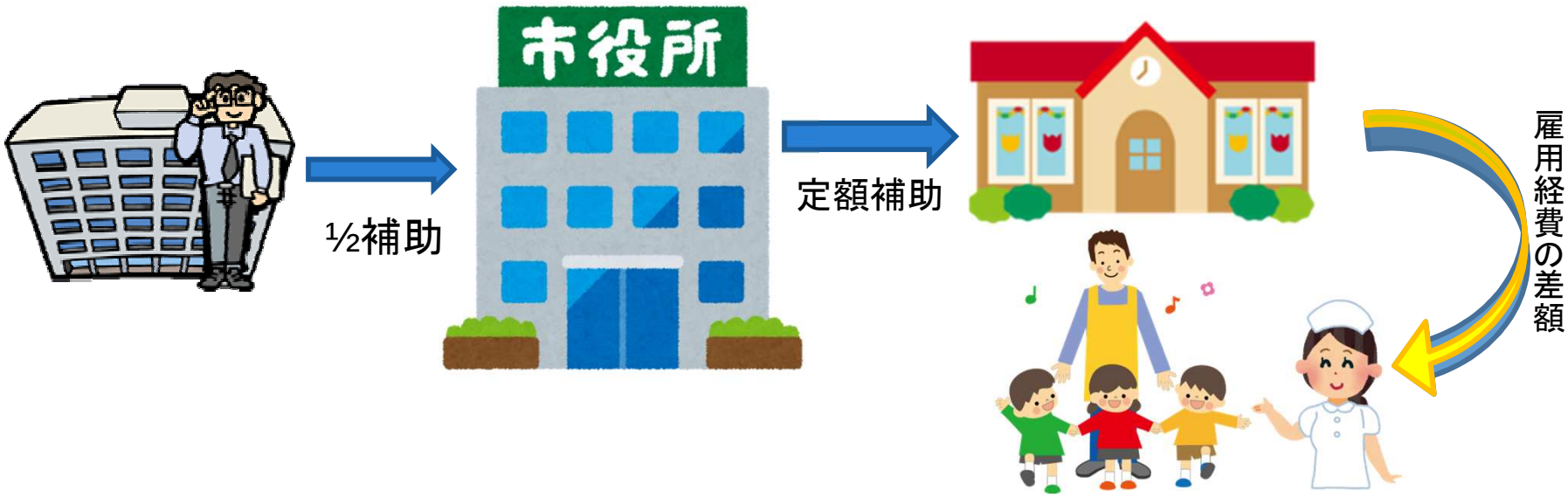

神奈川県

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標
・各種事業の継続により体制整備及び環境整備を促進する

かながわキンタロウ

時期	実施内容	担当課
年度内	民間保育所健康管理体制強化	次世代育成課
年度内	小児在宅医療の関係機関での連携体制構築・県立こども医療センターを中心とした事業（研修、相談窓口、調査）	医療課
年度内	各保健福祉事務所・センターで養育支援事業として相談事業等を実施	健康増進課
年度内	地域の事業所間のネットワーク強化及び医療的ケア児等を支援する看護師の養成確保	障害福祉課
年度内	喀痰吸引等研修（今年度以上修了者数）	障害福祉課
年度内	県立特別支援学校における医療ケア等実施	特別支援教育課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

新潟県

1．県又は政令市の基礎情報

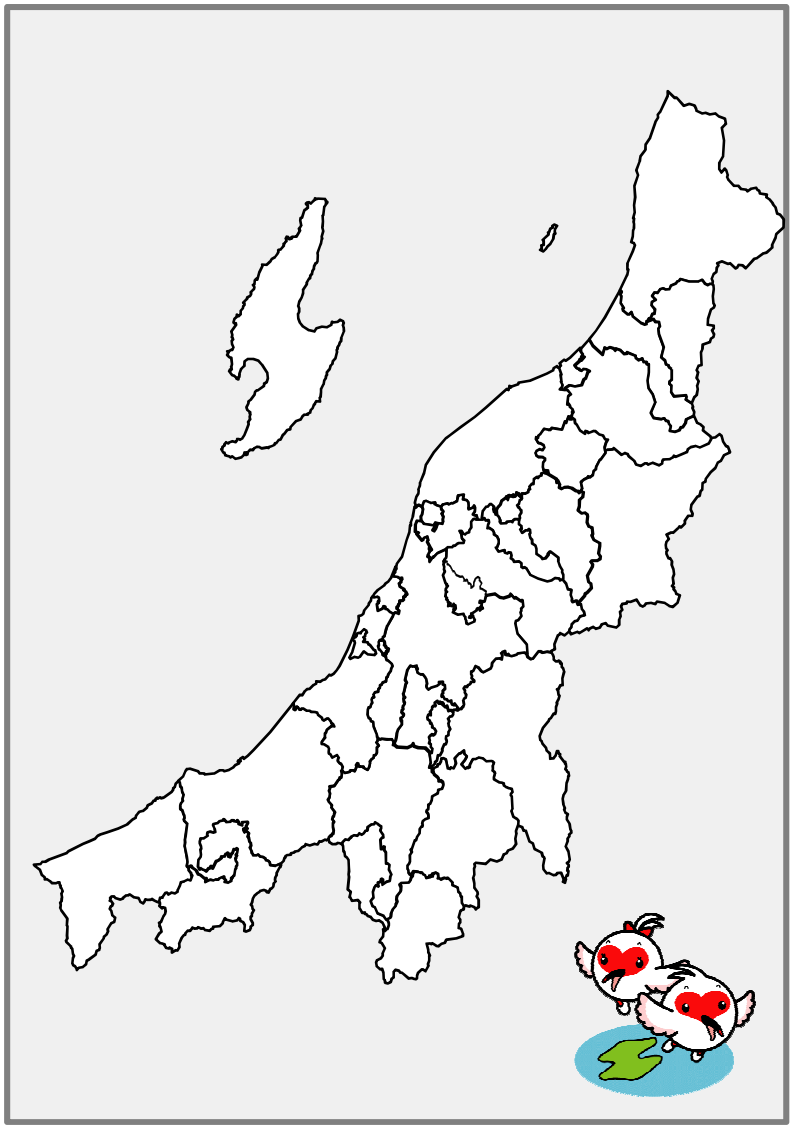

基礎情報
（※注釈がないものは、平成28年4月1日時点）

①	圏域数	7
②	人口	2,304,264 （※H27.10.1）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	・小児在宅医療体制整備連絡協議会（H26.12設置） ・未熟児等支援ネットワーク連絡会（H14設置） ・県自立支援協議会療育支援部会（H26.3設置）
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	(未実施)
⑤	医療型短期入所事業所数	7
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数 （※修了証明書発行数）	1,100
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	432 （内、15 ※H25調査時点）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	131（ステーション数） （内、61 ※H27.10.1現在）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	14.4%（96／668）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	136人 (H28.5.1 現在)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	36人 (H28.5.1 現在)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

新潟県

医療

・小児在宅医療体制整備連絡協議会（H26.12～）
・講演会の開催（H27.1、H28.1）
・シンポジウムの開催（H28.10※県医師会、県小児科医会共催）
・実態調査の実施（H27.10）

母子保健

・NICU入院児支援事業（H23～※大学病院に委託）
・未熟児等支援ネットワーク連絡会（H14～※実施主体：県、保健所）
・慢性疾患児地域支援事業（H26～※一部業務をNPO法人に委託）

連動

連動

連動

連動

障害福祉

・障害者地域生活支援センター事業（療育支援体制整備事業）（H19～※直営1センター、法人等委託6センター）
・障害児等療育支援事業（H27～※直営1ヶ所、法人等委託1ヶ所）
・自立支援協議会療育支援部会（H26.3～）
・重症心身障害児等に関する実態調査（H27.7～9）

教育

・医療的ケア実施体制整備事業（H16～）
・教員による補助的ケア（H18～、※H24～認定特定行為の実施）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

新潟県

医療

○小児在宅医療体制整備連絡協議会:
- 実施主体:県
- 内容:小児在宅医療の現状、実態把握について等

○講演会の開催:
- 実施主体:県
- 内容:小児在宅医療の現状と展望、小児在宅情報ネットワークの立ち上げについて

○シンポジウムの開催:
- 実施主体:県　※県医師会、県小児科医会共催
- 内容:小児在宅医療の仕組みについて

○実態調査の実施:
- 実施主体:県
- 小児科を標榜する医療機関等を対象に、調査時点での受診状況や医療的ケアの内容を調査

母子保健

○NICU入院児支援事業:
- 実施主体:県　※大学病院に委託
- 内容:NICUに入院している児の地域移行支援を実施

○未熟児等支援ネットワーク連絡会:
- 実施主体:県、保健所
- 内容:医療的ケア等が必要な児の円滑な地域移行のため、NICUのある病院、保健所、市町村で情報共有、支援体制の検討を行う。

○慢性疾患児地域支援事業:
- 実施主体:県　※一部業務をNPO法人に委託
- 内容:小児慢性特定疾病児童等及び家族への自立・就労支援

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

新潟県

障害福祉

○障害者地域生活支援センター事業（障害児等療育支援体制整備事業）：
・実施主体：県　※当該事業実施センター7センターの内、法人等委託6センター
・内容：障害のある子ども等に対し、身近な地域で適切に療育支援を行うことができる体制の整備を推進するため、療育に関する社会資源の点検、療育機関等に対する支援等を行う。

○障害児等療育支援事業：
・実施主体：県　※直営1ヶ所、法人等委託1ヶ所
・内容：訪問・外来等による療育指導、療育機関に対する支援等

○県自立支援協議会療育支援部会：
・実施主体：県
・内容：障害児（者）の療育支援に関することについて、関係機関と協議を行う。

○在宅で生活する重症心身障害児等の実態調査：
・実施主体：県
・内容：在宅で生活する重症心身障害児（者）や医療的ケアを要する児（者）のサービス利用状況等を把握する。

教育

○医療的ケア実施体制整備事業：
・実施主体：県教育委員会：県立特別支援学校（H16～）／市町村教育委員会：小中学校、市立特別支援学校
・内容：医療的ケアを必要とする児童生徒等の状態に応じ、学校看護師を学校に配置

○教員による医療的ケアの実施：
・内容：教員による補助的ケア（H18～）、認定特定行為（H24～）の実施

新潟県

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

医療・保健

・かかりつけ医や訪問看護、福祉サービス等が連携した、より自宅近くでの医療提供
・小児在宅医療に対応できる医療機関（診療所、訪問看護等）の拡充
・地域における医療・福祉の連携体制の構築

連動

福祉

・障害福祉支援者等を対象とした重症心身障害児等への支援に関する啓発を行う。
・重症心身障害児等を受け入れる障害福祉サービス事業所等を増やす。
・当県における重症心身障害児等コーディネーター像を検討する。

連動

教育

・特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対し、学校看護師を配置することにより、安全・安心な医療的ケアを実施できる体制を構築する。

連動

時期	実施内容	担当課

今後、各種会議にて決定するため、現時点では未定。

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

富山県

1. 富山県の基礎情報

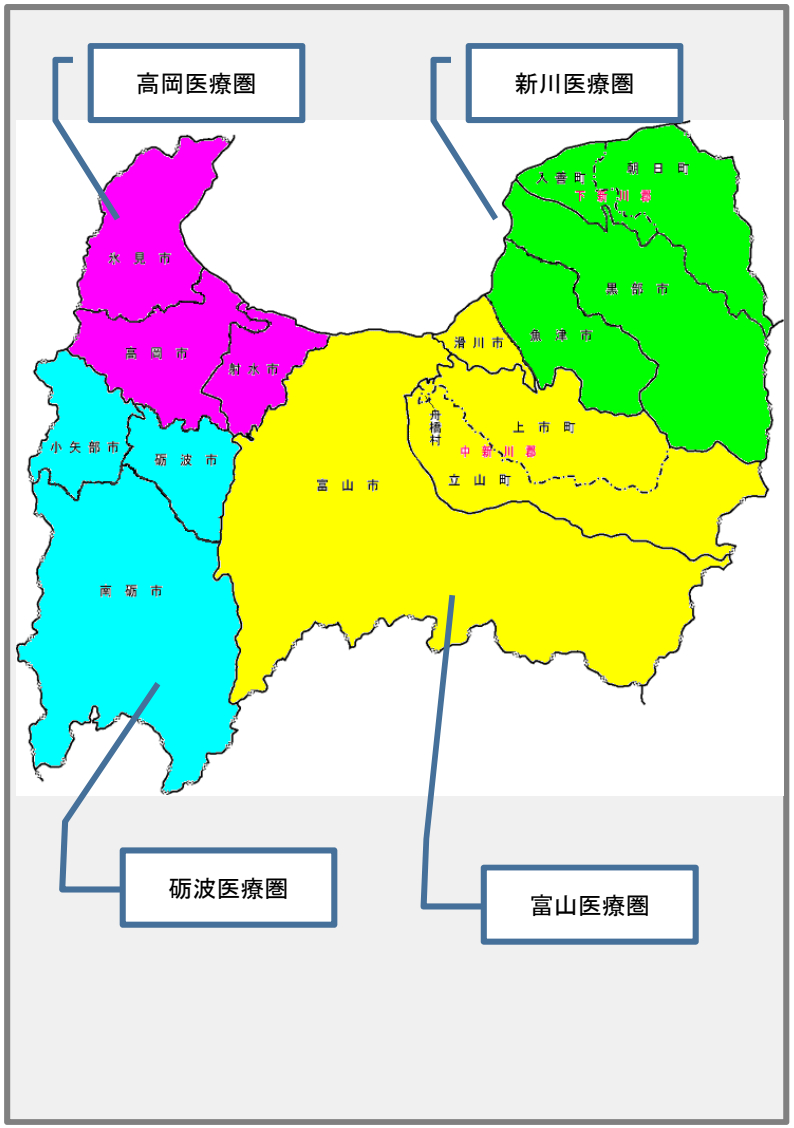

基礎情報

①	圏域数	4圏域
②	人口	1,061,393人 （H28.10.1現在）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む）））	「医療的ニーズの高い障害児者等支援体制検討委員会」 H28年度設置
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数	4箇所 （H28.11現在）
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	37人 （H28.11現在）
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	365箇所（H27.9） （5箇所（H28.11））
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	60箇所 （H28.3現在） （15箇所（H28.11））
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	35% (82/231箇所) （H28.4.1現在）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	72人 （H28.5.1現在）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	18人 （H28.5.1現在）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

富山県

平成28年度

【福祉（県障害福祉課）】
○「重症心身障害児（者）在宅サービス提供体制整備促進事業」（委託先：国立病院機構富山病院）
事業者を対象とした重症心身障害児（者）への支援方法や医療的ケアについての研修の実施。
○「重症心身障害児（者）医療的ケア支援事業」
（委託先：（福）富山県社会福祉総合センター）
看護師等医療職員が事業所を巡回し医療的ケアに関する指導を実施。

【保育（県児童青年家庭課）】
○「富山県心身障害児保育事業」
心身障害を有する乳幼児を一般の乳幼児とともに集団保育し、障害児に対する適切な指導を実施することにより、障害児の福祉の増進を図る。保育所等に加配保育士の人件費を補助。

【教育（教育委員会）】
○運営協議会の設置
専門家等から構成する運営協議会及び校内委員会の設置、学校における的確な医療的ケア体制の点検・管理。
（委員構成：医療関係、福祉関係等）
○特別支援学校への看護師の配置
日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校に配置。看護師は、医師の指示書及び手順表に従い医療的ケアを実施。
※市立特別支援学校における看護師配置に係る事業費補助
○特別支援学校の教員等のための研修の実施
教員等に医療的ケアに関する知識・技能両面に関する研修を実施。

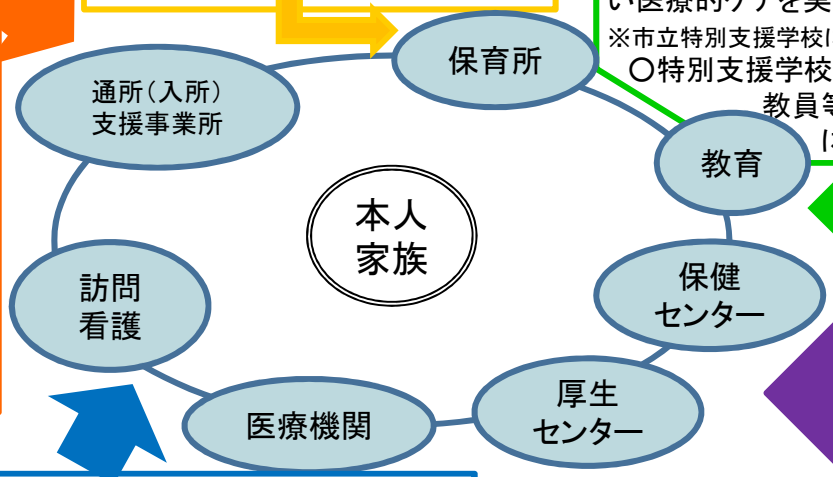

【保健(県健康課）】
○「長期療養児ケア・ネットワーク事業」
県型保健所にて個別ケア（市町村との同行訪問等）、療養相談会、関係機関との連絡会及び研修会等により支援を実施。
○小児慢性特定疾病自立支援員による相談・支援（富山県難病相談・支援センターに自立支援員を1名配置）

【医療】
○「富山市医師会小児在宅情報共有システムの運用」
（富山市医師会）
富山医療圏の公的病院と市医師会の診療情報共有システムを活用し、小児在宅関係者で患者情報を共有する仕組みの運用。
○「富山小児医療的ケア実習研修」
（富山市医師会・富山県小児科医会・富山大学）
医療的ケア児に対する看護技術の習得等を目的とした実技研修会の開催。

○「医療的ニーズの高い障害児者等支援体制検討委員会」（県障害福祉課）
医療・福祉の関係機関による検討委員会の設置。医療的ニーズの高い障害児者への支援のあり方等について検討。

富山県

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標
・医療的ケア児が必要な医療的ケアを受けられる体制を整備・強化

時期	実施内容	担当課
10月	重症心身障害児（者）の介護支援研修会	障害福祉課
４月	特別支援学校への看護師配置	県立学校課
４月～３月	特別支援学校及び小・中学校における医療的ケアの実施	県立学校課
７月、２月	運営協議会の開催	県立学校課
７月下旬 ～９月（年２回）	特別支援学校における介護職員等によるたんの吸引等研修（特定の者対象）基本研修 実地研修	県立学校課

この他、医療的ケア児支援のための新規事業等検討中。

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

石川県

1. 県又は政令市の基礎情報

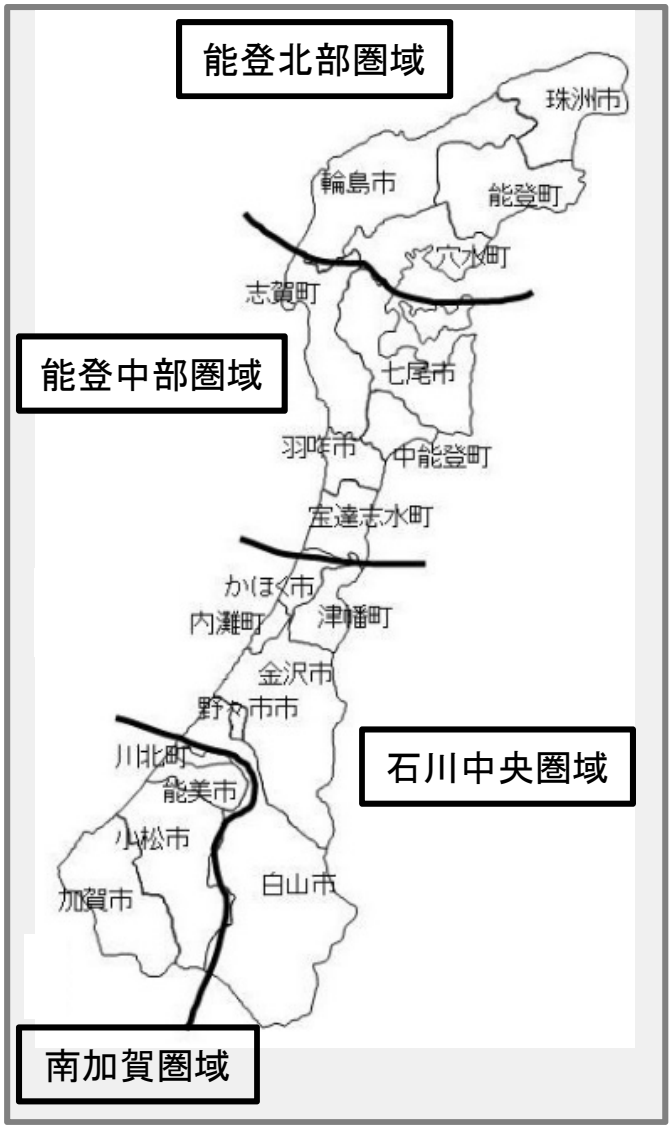

基礎情報

①	圏域数	4圏域 （H28.11.1現在）
②	人口	1,154,008人 （H27.10月現在） 出典：平成27年国勢調査
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む）））	１　医療的ケアサポート運営協議会 事業名：医療的ケアサポート事業 設置年度：H１５年度 ２　石川県難病・小児慢性特定疾病地域対策協議会（仮称） 設置年度：H28年度（予定） ３　慢性疾病児童等地域支援者連絡会議（仮称） 事業名：小児慢性特定疾病自立支援事業 設置年度：H28年度（予定） ４　小児等在宅医療連携推進部会 事業名：石川県小児医療ネットワーク事業 設置年度：H28年度

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

石川県

1. 県又は政令市の基礎情報

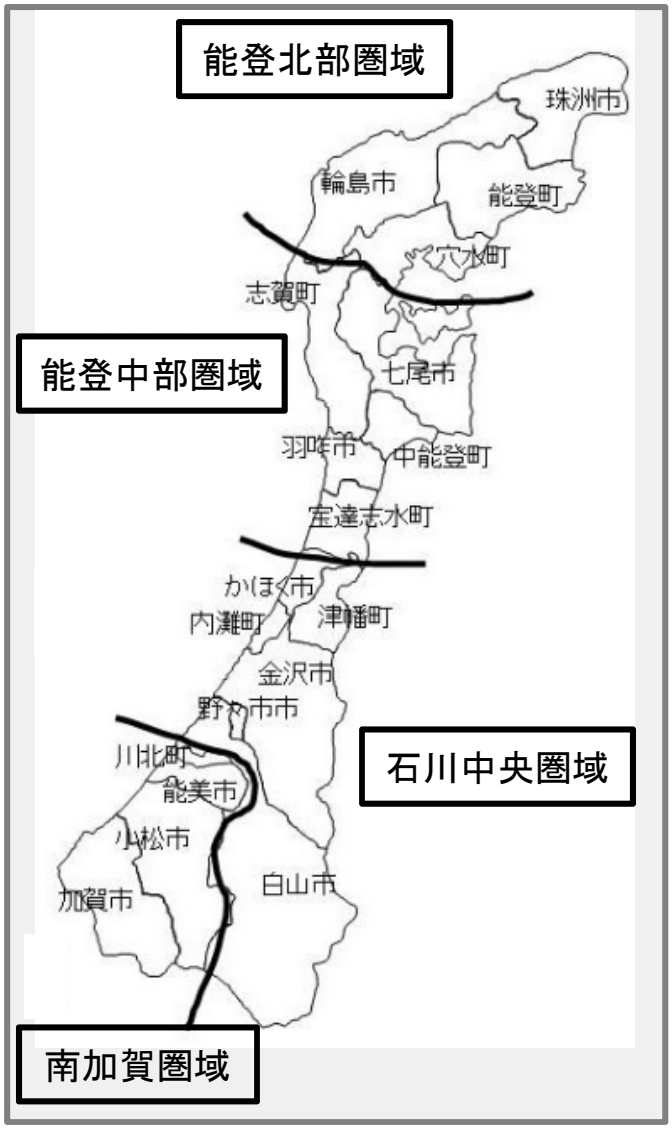

基礎情報

④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	０人 （H28.11.1現在）
⑤	医療型短期入所事業所数	６事業所 （H28.11.1現在）
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	延べ153人 （H28.3.15現在）
⑦	・在宅医療に対応できる医療機関数 ・うち小児患者に対応できる医療機関数	・175機関 ・調査中 （H28.12.1現在）
⑧	・在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 ・うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数	・88事業所（訪問介護ステーション数） ・52事業所（指定小児慢性特定疾病医療機関として指定を受けた訪問看護事業所数） （H28.11.1現在）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	38.2%（136） （H28.4.1現在）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	78人 （H28.5.1現在）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	8人 （H28.5.1現在）

２．医療的ケア児支援のための取組概要

石川県

【保健分野】

１　小児慢性特定疾病自立支援事業　　実施主体：県

（１）相談支援事業（H27年度～）

実施内容：自立支援員や専門医等による相談

（２）地域療養支援事業（H27年度～）

実施内容：患児や家族等の交流会、病気との付き合い方を学ぶ講演会、関係者向けの研修会、親の会支援等を実施

（３）慢性疾病児童等地域支援者連絡会議（仮称）（H28年度～予定）

実施内容：地域の支援体制等について関係者で検討する。

２　健やか妊娠育児強化支援事業（H8年度～）

実施主体：県

実施内容：保護者の同意のもと、医療機関と市町、保健所が連携し、必要に応じて入院中から病院訪問を行い、退院後も継続して、訪問、相談支援等を実施

２．医療的ケア児支援のための取組概要

石川県

【医療分野】

石川県小児医療ネットワーク事業（H22年度～）

実施主体：県（金沢大学付属病院へ委託）

実施内容：・小児医療の連携体制の強化のための合同検討会を開催。

・H28年10月、小児科医を中心に小児等在宅医療連携推進部会を立ち上げた。

今後、アンケート調査やヒアリングによる実態把握、症例検討会を開催し、連携の在り方を探ることとしている。

小児等在宅医療連携推進部会構成員

・周産期母子医療センター医師（大学病院を含む）
・障害児入所施設医師
・在宅医、地域の小児科医
・特別支援学校
・県医師会、県小児科医会
・ソーシャルワーカー
・相談支援専門員
・県、市町

２．医療的ケア児支援のための取組概要

石川県

【障害福祉分野】

１　在宅障害児等療育相談支援事業（H8年度～）　実施主体：県（社会福祉法人等へ委託）

（1）在宅支援訪問療育等指導事業

実施内容：医療的ケア児を含む障害児（者）やその保護者を訪問し、療育指導、健康診査を実施

（2）在宅支援外来療育等指導事業

実施内容：医療的ケア児を含む障害児（者）やその保護者が施設に通所し、療育指導を受ける

（3）施設支援一般指導事業

実施内容：医療的ケア児を含む障害児の通う保育所等の職員に対して療育技術を指導

２　心身障害児在宅療育総合支援事業（H16年度～）

実施主体：県

実施内容：・医療的ケア児を含む在宅障害児等やその家族に対して療育相談を実施

・各市町母子保健担当者研修会の実施

２．医療的ケア児支援のための取組概要

石川県

３　介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（3号研修）（H23年度～）
　実施主体：県（県社会福祉協議会へ委託）
　実施内容：在宅障害児（者）等に対し、痰の吸引等の医療的ケアを行う介護職員等を養成する。

２．医療的ケア児支援のための取組概要

石川県

【教育分野】

１　特別支援教育拠点化事業（重度・重複支援）（H15年度～）

実施主体：県教育委員会

実施内容：・県立特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒のうち、通学している児童生徒に対して必要な医療的ケアを行う看護師の配置

・介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（3号研修）を修了した県立特別支援学校教員による、看護師と連携した医療的ケアの実施

・県立特別支援学校に勤務する看護師対象の連絡会の開催

・医療的ケア実施特別支援学校における校内安全体制整備

２　医療的ケアのための看護師配置事業（文部科学省補助事業）（H28年度～）

実施主体：市町教育委員会

実施内容：公立小・中学校へ看護師の配置を進める

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

石川県

来年度の目標
・関係機関のネットワーク推進を図る【保健分野】
・長期にわたり療育を必要とする児童の健全育成、自立促進を図る【教育分野】
・県立特別支援学校等における安心安全な医療的ケアの実施【教育・障害分野】

時期	実施内容	担当課
H29.4月	県立特別支援学校及び公立小・中学校在籍医療的ケア対象児童生徒実態調査	学校指導課
H29.6月,10月	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（3号研修）・県立特別支援学校教員の受講料助成	障害保健福祉課・学校指導課
H29.8月	県立特別支援学校看護師連絡会	学校指導課
H30.2月	医療的ケアサポート運営協議会	学校指導課
H29.4月～H30.3月	相談支援事業及び地域療養支援事業	少子化対策監室子育て支援課
H30.2月（予定）	慢性疾病児童等地域支援者連絡会議	少子化対策監室子育て支援課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

福井県

1. 県又は政令市の基礎情報

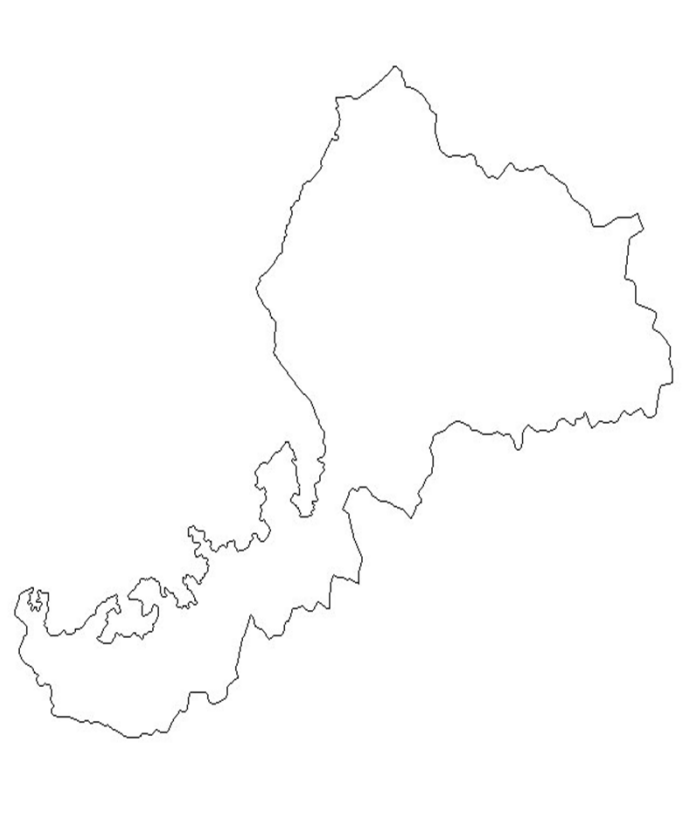

※今後支援体制を整えていく

基礎情報

①	圏域数	4圏域
②	人口（H27.10.1時点）	786,740人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	医療的ケア運営協議会（H24～） 小児在宅医療推進協議会（H29～予定）
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数（H28.11.1時点）	なし
⑤	医療型短期入所事業所数（H28.11.1時点）	3か所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数（H28.11.1時点）	1,887人（延べ）
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数（H28.3.1時点） （うち小児患者に対応できる医療機関数）	228か所 （7か所）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数（H27.10.1時点） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	74か所 （51か所）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （H28.4.1時点）	33園／282 （11.7%）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H28.4.1時点）	47名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H28.4.1時点）	13名

２．医療的ケア児支援のための取組概要

福井県

【障害福祉課】

〇　重症心身障害児者と家族のための在宅生活サポート事業

- 平成27年8月より実施
- 障害児通所支援事業所および短期入所事業所が、医療的ケアが必要な重症心身障害児者の受入れを促進するため、受入れまたは送迎した場合に補助金を交付
- 平成27年度受入実績
  障害児通所支援事業所　9か所　、　短期入所事業所　3か所

〇「重症心身障害児（者）の福祉サービス情報ハンドブック」の作成

- 平成27年11月発行、平成28年11月改訂
- 在宅の重症心身障害児者が利用できる福祉サービス等や相談窓口を紹介
- 市町、障害福祉サービス事業所に配布し、県ホームページにも掲載

２．医療的ケア児支援のための取組概要

福井県

【教育庁】
〇医療的ケア看護師配置（H28年度：9校 １２名）

〇医療的ケア（特定行為従事者）研修の実施
（特別支援学校教員を対象とした3号研修）

〇医療的ケアに関する協議の場
・各特別支援学校の担当者による協議会（年２回）
「医療的ケアを必要とする児童・生徒等に係る担当者会」
内容：実施にかかる手続きの確認や、各校での課題、情報交換など
・医療・福祉・教育・法曹・保護者等の関係者による協議会（年２回）
「医療的ケア運営協議会」
内容：特別支援学校で医療的ケアを安全に実施するため、ヒヤリハットアクシデント事例について再発防止に向けた助言や医行為の判断などを協議

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

福井県

来年度の目標
・小児在宅医療の体制を整えるため、地域の実情を把握し、各関係機関との連携を図る

時期	実施内容	担当課
平成29年4月～	小児在宅医療推進事業（協議会の開催）	障害福祉課
	重症心身障害児者と家族のための在宅生活サポート事業	障害福祉課
	医療的ケア児保育支援モデル事業	子ども家庭課
	医療的ケア看護師配置	高校教育課
	医療的ケア（特定行為従事者）研修 ・基本研修（夏季休業中）　・実地研修（随時）	高校教育課
5月	医療的ケアを必要とする児童・生徒等に係る担当者会	高校教育課
7月	医療的ケア運営協議会	高校教育課
平成30年1月	医療的ケアを必要とする児童・生徒等に係る担当者会	高校教育課
2月	医療的ケア運営協議会	高校教育課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

山　梨　県

1. 県又は政令市の基礎情報

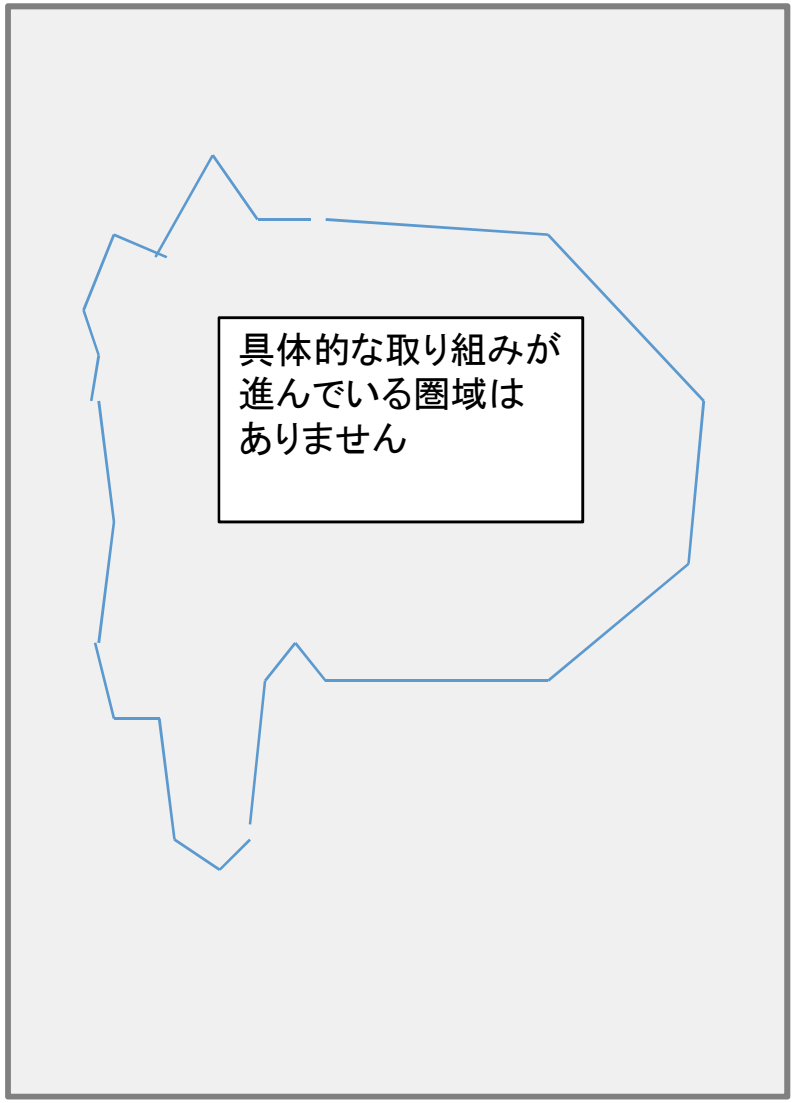

基礎情報

①	圏域数	4圏域 （H28.11）
②	人口	829,770人（H28.11.1）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む）））	介護職員による医療的ケアに関する検討会（H25設置） 山梨県自立支援協議会重度心身障害者部会（H28設置）
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	なし（H28.11）
⑤	医療型短期入所事業所数	4箇所（H28.11）
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	（323人：H27年度末）
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	121箇所 （不明） （H26.9）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	53箇所 （不明） （H28.10）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	31施設（H28.6）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	56人 （H28.5.1）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	10人 （H28.5.1）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

山梨県

1　山梨県障害者自立支援協議会重度心身障害児者部会（H28年度設置）
　部会員構成：学識経験者、地域療育コーディネーター、圏域マネージャー（※）
　　※圏域マネージャー：障害保健福祉圏域毎に地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等を行う者

　このほか、オブザーバーとして医療従事者、障害児通所施設関係者、相談支援事業従事者、障害者の保護者、特別支援学校教員、地域自立支援協議会事務局（市役所福祉行政担当者）

（活動内容）
・県内の地域自立支援協議会から要望が出されたことを受けて、本県における支援体制を検討するために設置（H27年度に関係者によるプロジェクトチームとして設置、H28年度から部会とした）
　（要望の内容）
　　H25年度
　　中学校進学後の障害児のリハビリ体制の整備
　　H26年度
　　医療的ケアを含めた短期入所の検討・協議の場の設置
　　医療的ケアが必要な障害児者に特化した医療福祉コーディネーターの設置
　　喀痰吸引研修の開催回数の増加
　　医療的ケア対応可能な人材を確保するための人件費の助成制度の創出

２．医療的ケア児支援のための取組概要

山梨県

（昨年度の取り組み）

・重度の障害があり、医療的ケアが必要な方の支援体制について、医療・福祉・教育・市・保護者などの関係者が一同に集まり、課題を検討。

・在宅で暮らす重度の障害児（者）の生活実態について、現状と課題を把握するため、地域協議会へ依頼し、アンケートを実施。

（H28年度の取り組み）

・アンケートの分析とともに、今後の対応について課題を整理。

２．医療的ケア児支援のための取組概要

山梨県

２　介護職員等医療的ケア研修事業（担当課：県福祉保健部健康長寿推進課）
　・実施主体：県（直営及び委託）、登録研修機関
　・内容：介護職員による医療的ケア研修（喀痰吸引等）、指導者養成研修

３　介護職員による医療的ケアに関する検討会（H25設置）
　・介護福祉士や一定の研修を受けた介護職員等による、
　　医療的ケア研修の実施に関すること
　　医療的ケアの実施に係る登録事務に関すること
　　その他医療的ケア研修の実施に関すること　等の検討を行う。
　・委員構成：県介護福祉士会、県看護協会、県医師会、県介護福祉士養成施設協会、県身体障害者施設協議会、県訪問看護ステーション連絡協議会、喀痰吸引研修部会、県老人福祉施設協議会、県老人保健施設協会
　・事務局：県福祉保健部健康長寿推進課

２. 医療的ケア児支援のための取組概要

山梨県

４　平成２８年度小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
（担当課：県福祉保健部健康増進課）

１　長期療養児等療育相談事業（保健所にて実施）
（１）療育相談指導事業（遺伝相談含む）
①療育相談事業
②巡回相談指導事業
③遺伝等専門相談事業
（２）ピアカウンセリング、交流会、学習会
（３）支援関係者連絡会議

２　自立支援員による支援（看護協会へ委託）
（１）自立支援に向けた支援策の利用計画の作成・フォローアップ
（２）関係機関との連絡調整等
（３）長期療養児等療育相談事業との連携

５　特別支援学校教員への研修事業（H25～）
（担当課：県教育委員会新しい学校づくり推進室）
・内容：特別支援学校勤務の教員を対象に特定行為（喀痰吸引及び経管栄養）に関する研修を実施
・実施主体：県教育委員会

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

山梨県

来年度の目標
・医療的ケア児支援に係る課題について情報を共有
・自立支援協議会の意見も踏まえて課題解決策を検討し、障害児福祉計画を作成するなど県の施策に反映させる。

時期	実施内容	担当課
H29.4月～	・医療的ケア児の支援について県庁関係各課によるワーキンググループで課題共有。 ・県障害者自立支援協議会からの意見も踏まえ、庁内ワーキンググループで課題解決策を検討し、障害児福祉計画案を作成。 ・同計画について県障害者施策推進協議会に協議し、県の施策に反映させるとともに、県障害者自立支援協議会にフィードバックし、地域における取り組みを促す。	健康長寿推進課、子育て支援課、障害福祉課、医務課、健康増進課、新しい学校づくり推進室

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

長野県

1. 県又は政令市の基礎情報

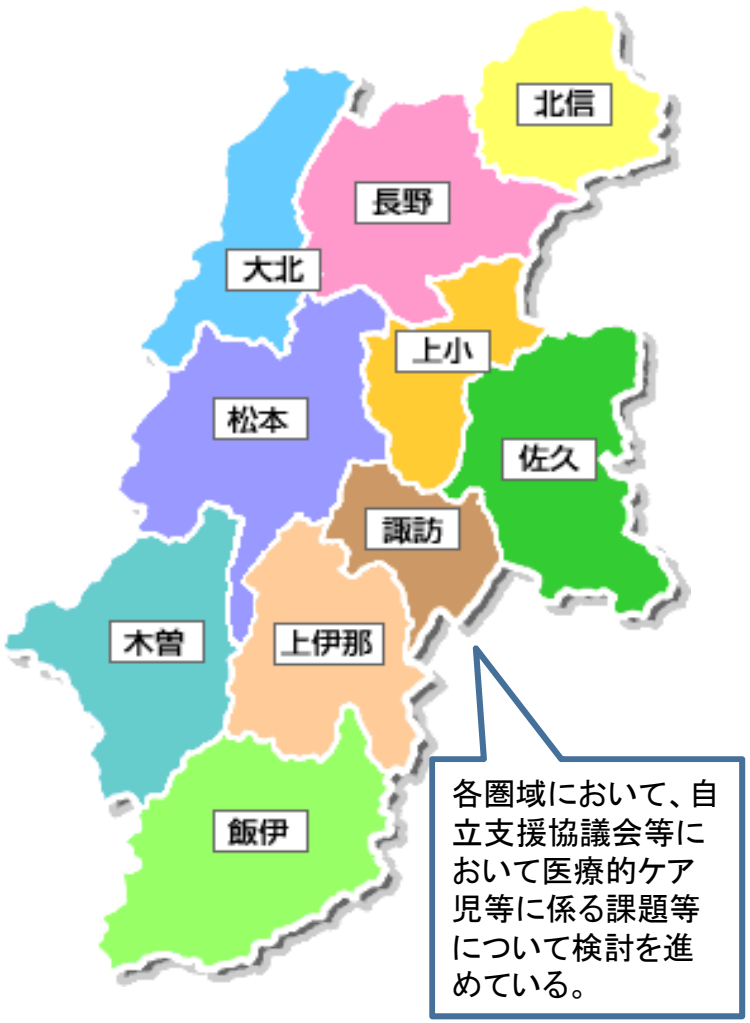

各圏域において、自立支援協議会等において医療的ケア児等に係る課題等について検討を進めている。

基礎情報

①	圏域数	10圏域
②	人口	2,087,540人 （H28.11.1現在）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	－
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	－
⑤	医療型短期入所事業所数	11事業所 （H28.11.28現在）
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	1,175人 （H28.11.15現在）
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	817ヶ所 （45ヶ所） （H27.9.1現在）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	156事業所 （94事業所） （H28.11.1現在）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	9%（51保育所） （H27.5.11現在）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	201人 （H27.5.1現在）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	25人 （H27.5.1現在）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

長野県

重心・医ケアワーキンググループ

医療的ケア児（者）の支援の充実を図るため、H27年度から県自立支援協議会療育部会に、各圏域の療育支援の中核的人材で構成する多職種チームを設置し、各圏域の取組に関する情報共有や意見交換を行っている。（計3回実施）

医療的ケア児の支援に関する連携会議

児童福祉法の一部改正に伴い、H28年８月に庁内関係課による連携会議を設置し、支援関係機関との連絡調整等を行う体制の整備等について検討を進めている。

＜法定サービス以外の県独自の取組＞

分野	事業名【実施主体】	事業概要	実施年度
福祉	障がい児・者施設訪問看護サービス事業【市町村】	医ケア児が通所する障害福祉サービス事業所等の看護師配置、派遣補助事業	H15～
	喀痰吸引等研修事業補助金【県】	第一号、第二号研修の実地研修経費補助	H25～
医療	小児等在宅医療連携拠点事業【県】	在宅医療を提供するための体制整備（ICTを活用した多職種による情報共有、看護職向け研修等）	H23～
	在宅重度心身障がい児（者）訪問歯科健診等事業【県】	在宅重度障がい児（者）に対する訪問歯科健診事業	H19～
教育	医療的ケア体制整備事業（医療的ケア看護師配置事業）【県】	特別支援学校における取組 ・医療的ケア担当教員研修事業（H17～） ・医療的ケア運営協議会の開催（H17～） ・医療的ケア指導医等派遣研修（H23～）	H17～
	医療的ケアコーディネーター連絡会【県】	各校の医ケアコーディネーターによる研修会、情報交換等	H23～
	特別支援学校医療的ケア学校看護師研修【県】	特別支援学校の看護師研修（年2回）	H24～
	特別支援学校医療的ケア特別研修【県】	人工呼吸器使用の児童生徒の生活や健康状態に係る理解を図るための研修（年1回）	H28～
	摂食コーディネーター連絡会【県】	各校の摂食指導に係る専門性向上のための研修会を実施（年3回）	H27～
	小中学校における看護師配置補助事業【県】	小中学校に看護師配置する市町村への補助	H28～

３．医療的ケア児支援のためのH29年度のスケジュール

長野県

H29年度の目標
　各分野において、現在の取組を継続するとともに、医療的ケア児者に関する現状や課題を把握し、対応策について検討を進める。

H29取組計画（案）

時期	実施内容	担当課
５月	医療的ケア児の支援に関する庁内連携会議	障がい者支援課
６月	重心・医ケアワーキンググループ	庁内関係課
７～10月	医療的ケア児者実態調査実施の検討	庁内関係課
10月	医療的ケア児の支援に関する庁内連携会議	障がい者支援課
11月	重心・医ケアワーキンググループ	庁内関係課
２月	重心・医ケアワーキンググループ	庁内関係課
３月	医療的ケア児の支援に関する庁内連携会議	障がい者支援課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

岐阜県

1. 県又は政令市の基礎情報

※重症心身障がい児者支援に包括して、筋ジス、ALS患者をはじめ、医療的ケア児の支援を実施しているため、施策によっては医療的ケアを要しない方々も混在している（以下同じ）。

基礎情報

①	圏域数	5圏域
②	人口（H28年10.1時点）	2,022,785人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	岐阜県障がい者総合支援懇話会重症心身障がい・医療的ケア部会(既存会議の改組によりH28年度新設予定)
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	H29年度から実施予定
⑤	医療型短期入所事業所数（H28.7.1時点）	25ヶ所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数(H28.11.1時点)	のべ303人
⑦	(1)在宅医療に対応できる医療機関数（H28.3.1時点※在宅療養支援診療所・病院の数） (2)小児・障がい児に対応できる医療機関数（H26.3月時点※上記の内数ではなく、別途実施した岐阜県小児在宅医療地域資源調査結果による）	(1)248ヶ所 (2)86ヶ所 ※本項は意向ベースの値であり、実績ベースの値ではない。
⑧	(1)在宅医療に対応できる訪問看護ステーション数（H28.5.1時点※ただし健康保険法のみの指定事業所はH28.7.1時点の数値） (2)小児・障がい児に対応できる訪問看護ステーション数（H26.3月時点※上記の内数ではなく、別途実施した岐阜県小児在宅医療地域資源調査結果による）	(1)172ヶ所 (2)56ヶ所 ※本項は意向ベースの値であり、実績ベースの値ではない。
⑨	看護師を配置している保育所等の割合（数）(H28.4.1時点※幼保連携型認定こども園を含む)	10.4% (44ヶ所)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H28.5.1時点※県立特支のみ）	102人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H28.5.1時点※県立特支のみ）	36人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

岐阜県

岐阜県庁

◎医療福祉連携推進課（小児等在宅医療）
■在宅障がい児者家族支援の推進（レスパイトの充実）　■医療・福祉人材の育成・確保　■多職種連携・普及啓発の推進

保健医療課（保健）、障害福祉課（障害福祉）、子育て支援課（保育）、特別支援教育課（教育）

関係団体・関係機関

・医師会・小児科医会・歯科医師会
・薬剤師会・看護協会・理学療法士会
・岐阜大学・喀痰吸引等登録研修機関　など

重症心身障がい在宅支援センター みらい

■相談支援体制の充実
■家族間のネットワークづくり
■看護人材の育成・確保

保健所 保健センター

健　診
相　談
訪　問

相　談
訪　問
家族支援

相　談
サービス
利用

福祉事務所 子ども相談センター 市町村（福祉課）

医療機関

三次周産期医療機関
地域中核病院
かかりつけ医
　小児科診療所
　在宅療養支援診療所
医療型障害児入所施設
医療型短期入所
医療型児童発達支援　など

通院・診療
緊急時対応
入　院
訪問診療
施設入所
レスパイト
通園・療育

訪問看護
訪問リハ

通　園
通　学

相談支援
通所・療育
レスパイト
施設入所
訪問介護
日中活動

福祉事業所

相談支援事業所
児童発達支援事業所
放課後等デイサービス
短期入所・日中一時支援
福祉型障害児入所施設
居宅介護・重度訪問介護
その他の障害福祉サービス　など

訪問看護 ステーション

子育て・教育

保育園
幼稚園
小中学校
特別支援学校

※重症心身障がい児者支援に包括して、筋ジス、
ALS患者をはじめ、医療的ケア児の支援を実施しているため、施策によっては医療的ケア
を要しない方々も混在している（以下同じ）。

医療依存度の高い重症児者の状況

岐阜県の在宅重症心身障がい児者は６７６人
うち医療依存度の高い超・準超重症児者は112人、16.6%
医療的ケアを要しない人は370人、54.7%

在宅重症心身障がい児者の医療依存度割合

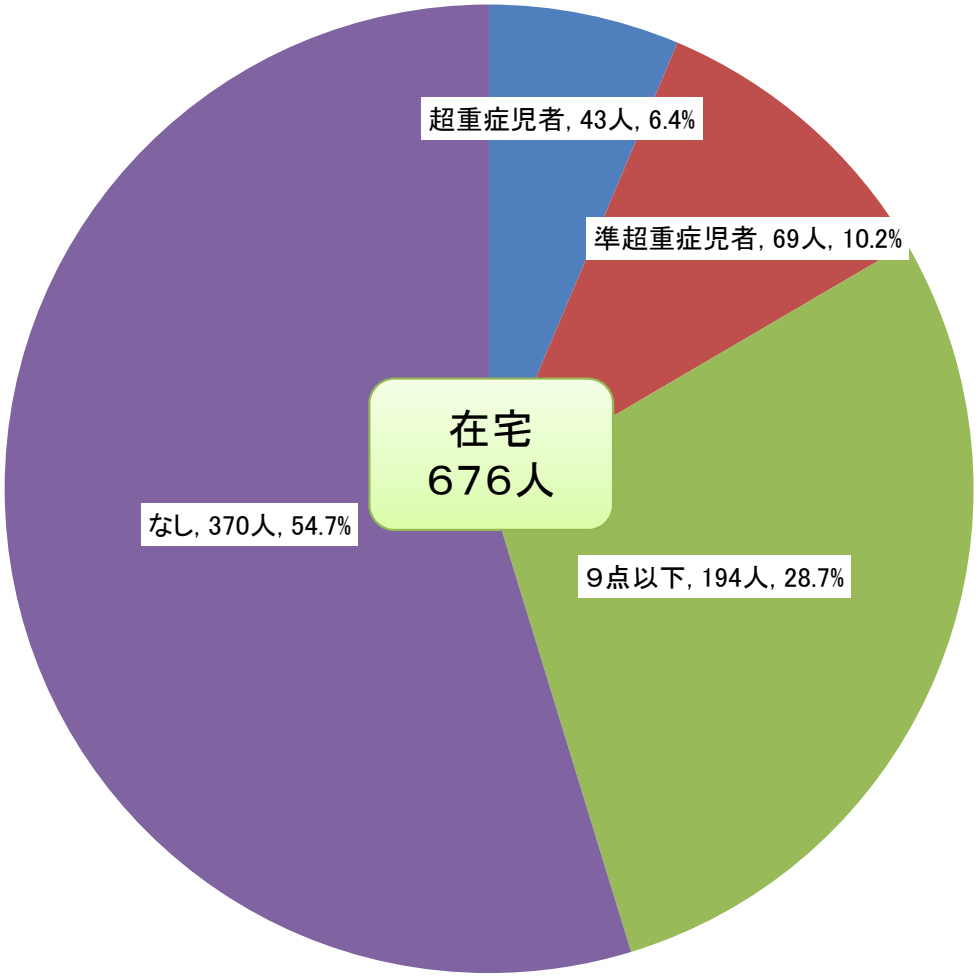

岐阜県の小児・障がい児者医療支援施策（平成２３年度以降）

＜在宅障がい児者家族支援＞

◎重症心身障がい在宅支援センター「みらい」の運営
【H29予定】要電源重症児者
災害時等支援ネットワークの構築
●在宅重度障がい児者短期入所等支援事業費補助金
●短期入所等利用促進体制整備事業費補助金
○専任看護師の確保による短期入所モデル事業

＜多職種連携・普及啓発＞

□岐阜県小児在宅医療研究会
○東海三県小児在宅医療研究会
○ＮＩＣＵ在宅移行支援実証研究事業
▽『かけはしノート』の活用
◎在宅障がい児者病診連携事業
□小児在宅医療地域資源調査
○障がい児者支援を考える公開連続講座

＜医療・福祉人材の育成・確保＞

○障がい児者医療学寄附講座
◎岐阜県小児在宅医療実技講習会
◎小児等在宅医療個別指導事業
○重症心身障がい児者看護人材育成研修
◎障がい児者在宅ケア専門技術研修
□重症心身障がい児看護マニュアル
●小児・障がい児（者）リハビリテーション専門研修
○喀痰吸引等研修の受講促進支援
●福祉事業所等医療的ケア支援事業費補助金
【H29予定】重症心身障がい児者等コーディネーターの育成

＜障がい児者入所施設の整備＞

☆希望が丘こども医療福祉センターの再整備
（入所定員50名 うち短期入所最大5名）
☆岐阜県総合医療センター障がい児施設「すこやか」の整備（入所定員30名 うち短期入所2名）

＜施策立案調査＞

○在宅重症心身障がい児者実態調査
○重症心身障がい者入所施設整備調査

▽23年度~、☆24年度~、□25年度~、○26年度~、◎27年度~、●28年度~

在宅障がい児者家族支援

重症心身障がい在宅支援センター「みらい」の運営

・在宅重症心身障がい児者の家族や関係機関向け相談窓口を整備（H27.4.10開所）。障がい児看護に知見のある看護師を雇用し、常勤１名、非常勤３名で運営。特に医療面からの電話や訪問等による相談対応のほか、必要に応じてサービス調整のための多職種カンファレンス等も実施
・障がい児者の家族が気楽に集まって情報交換する場づくり（H27.2～）や、家族同士をつなぐ機関誌の発行（H27.7～）、メールやホームページを活用した情報提供サービスを実施

事業実施団体 県看護協会（委託事業）　**予算額** H27:14,500千円　H28:10,000千円

＜H27年度の実績＞
- 相談件数　143件（電話73件、訪問57件、来所12件、メール１件）
- 医療・福祉・教育などのサービス調整カンファレンスの実施　7件
- 家族交流会　飛騨地区（H27.6：高山市　59人参加）　中濃地区（H27.7：関市　57人参加）
  西濃地区（H27.10：大垣市　49人参加）　東濃地区（H27.11：土岐市　82人参加）
  岐阜地区（H28.2：岐阜市　66人参加）　中濃地区（H28.3：美濃加茂市　61人参加）
- 機関誌発行：H27.7創刊、H28.1　第2号発行
- 小児訪問看護人材育成研修（H27.9～H28.2　計５回コース）

専任看護師の確保による短期入所モデル事業

・深刻な看護師不足から短期入所の安定的運用が困難な多治見市において、在宅支援を行う訪問介護事業所との連携により、短期入所に専任で従事する看護師等を確保し、実際の短期入所を通じて人材の育成を図る。

・確保した看護師等が病院の非常勤職員として短期入所に従事。その人件費を病院が負担することで身分の安定を図る一方、短期入所の事業収入で賄えない赤字部分について県が支援。

事業実施団体
・多治見市民病院（委託事業）
・在宅支援グループみんなの手（委託事業）

予算額
H27:2,000千円
H28:2,000千円

短期入所の内容

・利用日　毎週 火・木・土・日曜日及び祝日の8:00～18:00
・対象者　重症心身障がい児者等（多治見市内外は問わない）
・特　色　看護・介護以外の空き時間には利用者の療育・余暇活動等を実施

短期入所利用実績【H26年度（事業実施前）とH27年度（事業実施後）の比較】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年計
H27利用回数	19	16	22	27	42	34	38	35	42	47	39	54	415
H26利用回数	3	3	2	3	2	5	4	3	3	4	5	4	41

医療・福祉人材の育成・確保

医師、看護師、セラピスト向け

岐阜県小児在宅医療実技講習会

＜H28年度開催概要＞

岐阜大学障がい児者医療学寄附講座と連携し、医師、看護師、セラピスト（PT・OT・ST）を対象とした多職種参加型の実技講習会を開催
・医師、歯科医師、ME、OT、訪問歯科衛生士等を講師とした、在宅人工呼吸器管理（実習、トラブルシューティング）、摂食・嚥下、食事介助、口腔ケア等に関する講義・実習
・県外医師による基調講演（小児在宅医療における多職種連携の取り組み） など

事業実施団体	岐阜大学（委託事業）	予算額	H27:1,500千円 H28:1,500千円

（平成２８年度実績）
・平成28年8月7日　ソフトピアジャパン（大垣市）
・受講者55名
（医師：16名、看護師：23名、PT・OT・ST：16名）
※モデルとして重度障がい児・保護者も協力・参加

（参考：平成２７年度実績）
・平成27年8月2日　岐阜県総合医療センター（岐阜市）
・受講者：50名
（医師：20名、看護師：20名、理学療法士：10名）
・実施内容
基調講演、胃ろう、気管切開等に関する講義・実習、呼吸リハビリテーションに関する講義、実習

看護師向け

重症心身障がい児者看護人材育成研修

重症心身障がい児者の在宅支援に重点を置き、訪問看護ステーションや特別支援学校と連携した
実習を組み込むなど、重症児看護に関する年間約80時間の通年型プログラムによる本格的な専門
研修を実施
（H26年度～27年度の2ヶ年で計66名修了）

事業実施団体　岐阜県看護協会（委託事業）　予算額　H27:3,300千円、H28:4,000千円

（H28年度は次ページの障がい児者在宅ケア専門技術研修と一本化のうえ県看護協会に委託）

研修概要（Ｈ２８年度）

日程：H28年6月13日～H29年2月13日（全１３日）

９日間：講義
４日間：施設等における実習（総合病院、診療所、訪問看護ステーション、特別支援学校、生活介護施設）

受講者：３０名（医療機関、訪看、特別支援学校、福祉施設等の看護師、保健師）

理学療法士向け

小児・障がい児（者）リハビリテーション専門研修

・在宅の重症心身障がい児者の家族が今後最も利用したい医療サービスはリハビリ。

・しかし、入口となる小児を対象としたリハビリテーションを学んだ理学療法士等が少ないため、病院等においてもなかなか受け入れが進まない現状にある。

・このため受け入れマインドの醸成に向けて、小児・障がい児（者）を対象としたリハビリテーションに関する専門研修を実施。

事業実施団体	岐阜県理学療法士会（委託事業）	予算額	H28:500千円

【平成２８年度実施計画（案）】

日時：平成２９年１月２８日（土）
　　１４：００～１７：００
　　平成２９年１月２９日（日）
　　９：００～１４：００
場所：岐阜県総合医療センター
講師：群馬パース大学　中徹先生　ほか
定員：４０名
内容：講義と実技を交えた研修会

多職種連携・普及啓発

岐阜県小児在宅医療研究会

・在宅重症心身障がい児者の支援者のすそ野を広げ、相互に顔の見える関係づくりを進めるために開催。
・全国の小児在宅医療分野で活躍する講師による講演と県内の関係者による事例発表を実施。
・H26年2月に第1回目を開催し、これまでに6回開催。参加者数はのべ約1,400名。家族も多数参加。
　愛知県、静岡県等、県外からの参加者も増加中。

事業実施団体　岐阜県(県直轄)　**予算額**　H27:1,000千円H28:1,000千円

【第６回】
平成２７年１２月１２日　県立看護大学
テーマ：岐阜県小児在宅医療の最前線
基調講演：田村 正徳 埼玉医科大学 小児科 教授
報告　　：県内の様々な取組事例（演題募集）
参加者：約２５０名

【第７回】（予定）
平成２８年１２月１８日　県立看護大学
テーマ：ＮＩＣＵから広がる支援の輪
～在宅児Ａちゃんのケースから～
基調講演：紅谷　浩之　オレンジホームケアクリニック代表
シンポジウム：Ａちゃんを支える多職種の取組み、総合討論
参加者：募集中（平成28年12月8日〆切）

内訳：医療関係者（医師、看護師など）福祉関係者（相談支援専門員など）教育関係者（特別支援学校教員など）学生、家族など　愛知県、三重県、静岡県等、県外から参加者もあり

小児在宅医療地域資源調査

・県内の小児科、内科、外科、整形外科、訪問看護ステーション、歯科、薬局、福祉事業所に対し、在宅小児・障がい児者の訪問や受け入れの可否等に関する調査を実施。
・対応可能とされた事業所、関係機関地域資源を一覧に取りまとめ県ウェブページ上で公表。

在宅小児・障がい児者の訪問や受け入れを可とする事業所数 ／調査対象事業所数
○**病院・診療所**：86／1,315　○**歯科医院**：240／950（通院可を含む）
○**訪問看護ステーション**：56 ／113　○**薬局**：320／1,014　○**福祉事業所**：192／680

事業実施団体	岐阜県（県直轄）	作成年度	H26.1:着手／H27.6:公表

（１）病院・診療所

回収数　1,008機関　／　送付数　1,315機関　（回答率：76.7%）
うち小児科　４８５／６３１（76.9%）　うちその他の診療科　523／684（76.5%）
小児・障がい児への訪問診療や往診が可能　86機関　（8.5%）　※条件付き可能を含む

うち、**小児科等**：５1機関（10.5%）
内科・外科・整形外科等：３５機関（6.7%）

訪問可能な診療所（86）の内訳

（２）訪問看護ステーション

回収数　１０１事業所　／　送付数　１１３事業所　（回答率：89.4%）
小児・障がい児への訪問看護が可能　５６事業所（55.4%）※条件付き可能を含む
上記のうち**リハビリスタッフの配置状況**（事業所数）

リハビリスタッフの在籍事業所数							
理学療法士	40	作業療法士	26	言語聴覚士	6	在籍なし	11

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

岐阜県

来年度の目標
・在宅重症心身障がい児者（医療的ケア児）家族支援・レスパイトの充実の推進
・重症心身障がい（医療的ケア児）に対応できる医療・福祉人材の育成・確保の推進
・小児等在宅医療に関する多職種連携・普及啓発の推進
・ 岐阜県立特別支援学校に在籍し、「岐阜県立特別支援学校における医療的ケア実施要
　項」に規定する医療的ケアを必要とする児童又は生徒の健康保持及びこれに必要な教育
　環境の整備（「岐阜県立特別支援学校における医療的ケア実施要項」（目的）より）

時期	実施内容	担当課
平成29年度通年	・重症心身障がい在宅支援センターみらいの運営 ・現在医療型短期入所事業所が手薄な地域を中心として、インセンティブとなる補助制度やモデル事業等の活用により、レスパイトの受け皿（事業所、ベッド数、利用頻度等）を拡充	医療福祉連携推進課
平成29年度通年	・レスパイト、訪問看護など、重心身児者（医療的ケア児）の在宅生活に必要なサービスの担い手となる医師、看護師、セラピスト、痰吸引・経管栄養管理に対応できる介護職員等の育成・確保に向けた研修等を実施	医療福祉連携推進課

時期	実施内容	担当課
平成29年度通年	・医療・福祉・教育等の関係者を対象とした研究会の開催、地域連携パスや地域資源マップをはじめとする連携ツールの作成・運用など、小児等在宅医療の普及啓発・多職種連携の促進に向けた事業を実施	医療福祉連携推進課
平成29年度通年 （年2回程度）	・障がい者総合支援懇話会（重症心身障がい・医療的ケア部会）の開催 　医療・福祉・教育・保育・保健・行政等の有識者・関係機関における現状や課題の共有、連携の促進	医療福祉連携推進課
平成29年度通年	・要電源重症児者災害時等支援ネットワークの構築 　人工呼吸器等を使用する重度障がい児者の、震災時等の長期停電への備えとして、関係機関による電源や医療資材の供給等に関する協力・支援体制を構築	医療福祉連携推進課
平成29年度通年	・重症心身障がい児者等コーディネーターの育成 　医療的ケアを要する重度障がい児者等の在宅支援を総合調整するコーディネーターを育成するため、相談支援専門員等を対象とした研修を実施	医療福祉連携推進課
平成29年7月下旬予定	平成29年度医療的ケア看護講師研修会	特別支援教育課
平成29年8月上旬予定	医療的ケア専門研修 ～（仮）特別支援学校における医療的ケアの実際～	教育研修課 （特別支援教育課）
平成29年8月～11月（年2回）	平成29年度医療的ケア専門協議会	特別支援教育課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

静 岡 県

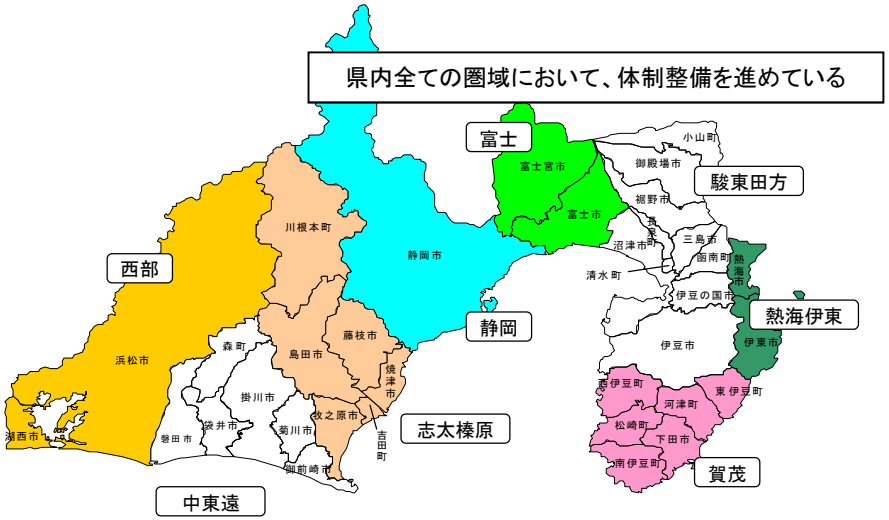

1．県又は政令市の基礎情報

基礎情報　（県内政令指定都市を除く）

①	圏域数	８圏域
②	人口	2,187,875人（推計人口）【H28.11.1現在】
③	医療的ケア児支援のための協議の場　※県又は政令市設置のもの	重症心身障害児（者）在宅支援推進連絡調整会議
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	０人
⑤	医療型短期入所事業所数	４箇所【H28.9.1現在】
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	1,514人【H28.11.16現在】
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	統計データなし
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 (うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数)	116箇所【H28.9.1現在】 （小児対応 81箇所）【H28.6調査時点】
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	統計データなし
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	179人(学校としてケアをしている児数)【H28.7.31現在】
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	48人【H28.7.31現在】

２．医療的ケア児支援のための取組概要

静岡県

県重症心身障害児者在宅支援ネットワーク

重症心身障害児者在宅支援推進連絡調整会議
（県自立支援協議会 重心部会）
重心施設関係者、親の会、医療関係者、学識関係者、行政関係者等で構成

↑

重症心身障害児者在宅支援ネットワーク全県幹事会
各地区の重心ネットワークの情報・課題を共有

↑　↑　↑

東部地区　中部地区　西部地区

圏域自立支援協議会重心部会・圏域ネットワーク

１．サービス資源の開発と活用

単位（千円）

事業名	事業内容	H28予算
障害児者ライフサポート事業費助成	障害福祉サービスを補完し、地域ニーズに合ったきめ細かいサービスを実施する市町に対して助成 〇重心単価を拡充 ・ヘルパー派遣、短期入所、デイサービス 〇重心利用に係る補助限度額の加算	23，000
在宅重症心身障害児（者）等利用施設医療支援事業費	医療的ケアが必要な重症児者が利用する通所施設等において看護師配置を促進 〇通年利用型（年間を通じて受入） 〇スポット利用型事業所（定期的又は一時的に受入）	5，138
難病患者介護家族リフレッシュ事業費助成	家族の介護負担の軽減のため、在宅及び学校で訪問看護を提供する市町に対して助成 〇在宅支援事業（診療報酬に基づく訪問看護に引き続き行う滞在型の訪問看護） 〇就学支援事業（登下校時や在校時における医療的ケアに要する経費）	15，000

2. 在宅重症心身障害児者を支援する人材の養成―1

区分	対象者	内容
看護従事者研修	重心関連施設、訪問看護ステージョン及び医療機関等に勤務し、重症児者の医療的ケアを行っている（予定のある）看護師	講義　1日 実習　1日
介護従事者研修	重症児者の介護を行っている（予定のある）障害児者関連施設に勤務する福祉・介護職員及びホームヘルパー	講義　1日 実習　1日
ケアマネジメント従事者研修	相談支援専門員、その他重症児者の処遇に積極的に取り組む施設職員等	講義　5日

単位（人）

区分		H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
看護		72	69	55	47	52	50	345
介護		93	61	56	54	60	62	386
ケアマネ	ﾍﾞｰｼｯｸ	－	34	21	37	47	32	171
	ｽｷﾙｱｯﾌﾟ	－	－	44	53	57	47	201

2. 在宅重症心身障害児者を支援する人材の養成―2

区分		内容
事業名		在宅重症心身障害児（者）医療支援人材養成事業
目的		在宅の重症心身障害児（者）への診療を地域の身近な診療所が行える体制を整備するため、開業医等を対象とした研修を実施し、在宅医療の充実を図る。
事業概要	基礎研修	○目　的：重症心身障害児（者）の在宅医療に係る基礎知識の習得 ○対象者：県内の開業医、基幹病院の勤務医 ○内　容：講演、施設見学、グループワーク
	専門研修	○目　的：重症心身障害児（者）の在宅医療ケアに係る知識の習得及び福祉との連携 ○対象者：県内の開業医、基幹病院の勤務医、訪問看護師、福祉関係従事者 ○内　容：講演、グループワーク

在宅重症心身障害児（者）医療支援人材養成事業

（平成28年度新規事業）

現状と課題

・医療ケアが必要な在宅の重症児者が増加
・重症児者が地域で受診できる診療所が限定

（重症児者と家族）
・遠方の基幹病院まで通う負担が大きい
・身近なところで受診可能な診療所がない不安

事業内容

医療支援人材養成研修

・対象　県内の開業医等
・内容
① 基礎研修
在宅医療の基礎知識の習得
つばさ静岡
H28.11.20
② 専門研修
地域の医療・福祉の連携
県内3ヶ所
H29.1.28（東部）
1.29（中・西部）

期待される効果

○ 地域の診療所
⇒日常的な健康管理や簡易な医療ケアに対応するかかりつけ医を増やす
○ 基幹病院
⇒地域の診療所と連携し、医療ケア相談等でサポート

（重症児者と家族）
○ 医療ケアが必要な重症児者が地域で安心して生活することが可能

【連携した支援体制のイメージ】

基幹病院（こども病院等）
・重症児者の専門医
地域の総合病院(2次病院)

相談・連携

地域の診療所（小児科、内科等）
・最寄のかかりつけ医

重症児者と家族

専門的な医療
（緊急、重篤なケース）

日常的な健康管理
簡易な医療ケア
（健診、予防接種、感冒等軽症なｹｰｽ）

福祉・医療サービス

通所、短期入所、訪問看護、相談支援等の事業所
・児童発達支援、放課後等デイ、生活介護、短期入所
訪問看護等のサービス（ケアマネジメントが必要）

特別支援学校等学校とも連携

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

静岡県

「重症心身障害児（者）の在宅支援施策についての提言」に基づき、以下の施策に引き続き取り組む。

・在宅生活を支えるサービス資源の開発と活用
・看護師等、重症児者の在宅支援を担う人材の確保・充実
・重症児者の在宅支援を推進するためのケアマネジメントの普及
・在宅生活を支える中核施設の機能充実

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

愛知県

1．県又は政令市の基礎情報

基礎情報

①	圏域数	12（平成28年11月末現在）
②	人口	7,504,117人（平成28年7月1日現在）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	2のとおり
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	未実施
⑤	医療型短期入所事業所数	10事業所【県5、名古屋市4、岡崎市1】（平成28年11月1日現在）
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	1，888人（平成28年3月31日現在）
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	在宅療養支援診療所数　745 在宅療養支援病院数　35 （平成28年1月現在・小児患者に対応できる医療機関数は把握していない）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	509事業所 （平成28年1月現在・小児患者に対応できる医療機関数は把握していない）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	17．3%（平成28年4月1日現在）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	338人（平成28年3月31日現在）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	76人（平成28年3月31日現在）

２．医療的ケア児支援のための取組概要

愛知県

○ NICU（新生児集中治療室）に長期入院している重症小児患者の退院を促進できるよう、診療所の医師等に研修を実施し、長期入院患者の地域での受入体制の構築を図る。

〈小児在宅医療連携推進事業〉

【主な事業内容】

重症小児患者の訪問診療や急変時の対応等、在宅支援のための研修会、講演会等を行う。

【事業実施主体】

郡市区医師会及び病院（２か所）

【取組年度】

平成27年度

〈小児在宅医療普及推進事業〉

【主な事業内容】

地域の医師を対象とした重症小児患者の治療等に関する研修を実施する。

【事業実施主体】

県医師会

【取組年度】

平成28年度

２．医療的ケア児支援のための取組概要

愛知県

〇愛知県立特別支援学校における医療的ケア連絡協議会

【主な事業内容】

愛知県立特別支援学校において実施すべき医療的ケアの内容及び実施・連絡体制並びに緊急時の対応方法等について協議。

・年間3回実施（6月・10月・2月）

・医療的ケア実施校の校長、愛知県医師会学校保健部会代表、小児科医師等（各校指導医）、看護師に関する団体等の職員代表（大学教授（看護学科））、愛知県健康福祉部障害福祉課長、愛知県教育委員会関係課長、医ケア実施校の保健主事・養護教諭・看護師の代表で構成。

【事業実施主体】

愛知県教育委員会

【取組年度】

平成17年度（それ以前は医療的ケア検討会、運営協議会等）

〇国庫補助事業を活用した小学校・中学校・特別支援学校への看護師配置・増員

・平成28年度、文部科学省国庫補助事業（インクルーシブ教育システム推進事業）を活用し、10市町に13名を配置。県立特別支援学校に11名を増員。

・県教育委員会が主体。

２．医療的ケア児支援のための取組概要

愛知県

〇医療的ケア研修会
・平成１７年度より、公立特別支援学校の保健主事、看護師、養護教諭、関係教諭を対象に年１回実施。
・気管切開、人工呼吸器、重度・重複障害児などのテーマについて、指導医が持ち回りで実技を交えた講義を行う。
・県教育委員会主催。

〇医療的ケア対象児童生徒が在籍する県立特別支援学校への指導医の配置（委嘱）
・平成１７年度より、県立特別支援学校において実施される医療的ケアを、安全かつ円滑に実施するため、小児科医等を学校に派遣し、医療的ケアに関する指導・助言等を実施。
・県教育委員会は、学校１校につき１名の医療的ケアに関する指導医を小児科医等の中から委嘱。
・指導医は、年に１回以上、学校を訪問し、医療的ケアに関する個別の指導・助言、教職員及び看護師への医療的ケアの基礎知識に関する研修を行う。
・指導医に対して、予算の範囲内において謝金及び旅費を支給。

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

愛知県

来年度の目標
・国庫補助事業を活用するなどして、看護師の適正配置や必要に応じた増員を行っていく。（特別支援教育課）

時期	実施内容	担当課
4月～	小児在宅医療普及推進事業の実施	医務国保課
4月～	指導医の委嘱	特別支援教育課
6、10、2月	県立特別支援学校における医療的ケア連絡協議会（年間3回）	特別支援教育課
8月	医療的ケア研修会（県立特別支援学校）	特別支援教育課
9月	看護師配置に関する調査（県立特別支援学校）	特別支援教育課
10月	予算要望（小・中・特別支援学校）	特別支援教育課
11月～	看護師の適正配置、必要に応じた増員	特別支援教育課

圏域名	圏域に属する市町村
名古屋	名古屋市
海部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張中部	清須市、北名古屋市、豊山町
尾張東部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾張西部	一宮市、稲沢市
尾張北部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知多半島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河北部	豊田市、みよし市
西三河南部東	岡崎市、幸田町
西三河南部西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

障害保健福祉圏域

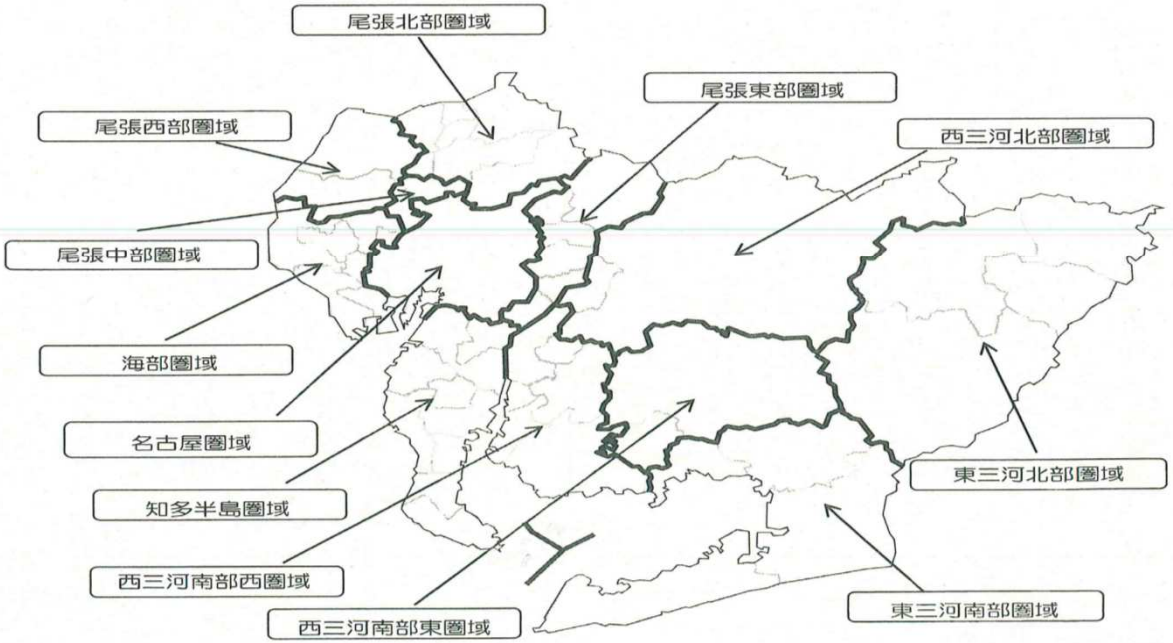

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

三重県

1. 県又は政令市の基礎情報

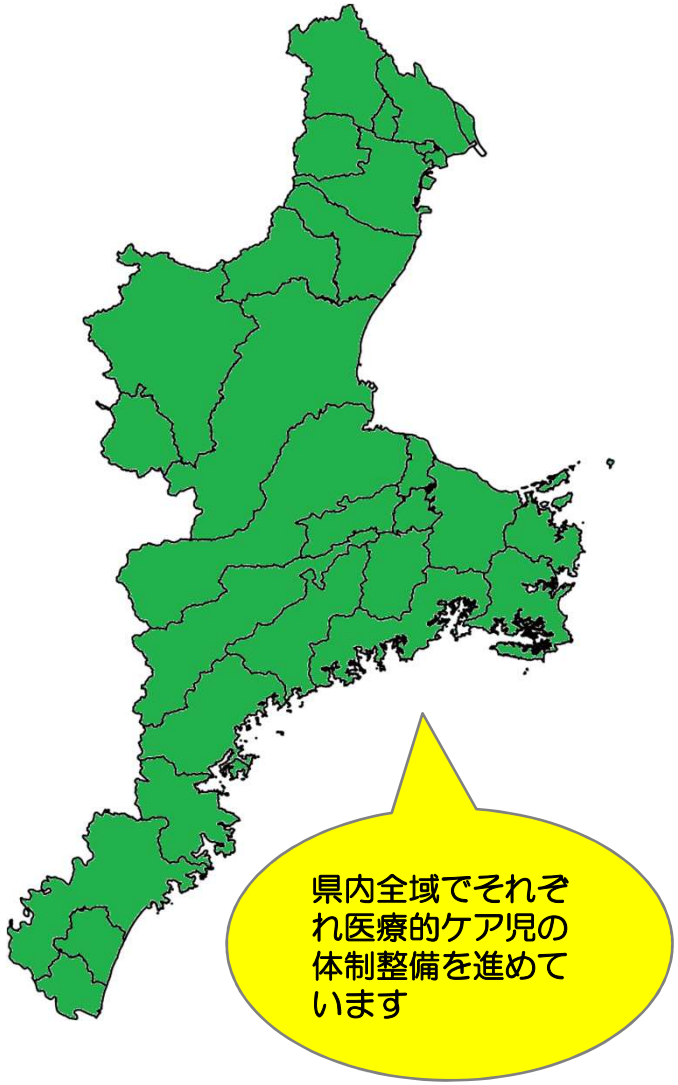

基礎情報

①	圏域数（障害保健福祉圏域）	9圏域
②	人口（H28.10.1現在）	1,807,573人
③	医療的ケア児支援のための協議の場（H27年度～）	三重県障害者自立支援協議会医療的ケア課題検討部会
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数（H28.11.1現在）	0人
⑤	医療型短期入所事業所数（H28.11.1現在）	6事業所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数（H28.11.1現在）	269人
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）（H25.10現在）	20医療機関
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）（H28.8現在）	41事業所（県で把握しているもの）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	不明
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H27.11現在）	92名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H27.11現在）	32名

２．医療的ケア児支援のための取組概要

三重県

○協議の場等の設置
・県庁内関係各課及び三重大学附属病院との情報共有等の場を設置（H26年度～　県・三重大学附属病院）
・三重県障害者自立支援協議会医療的ケア課題検討部会の設置（H27年度～　県）
・モデル地区における小児在宅医療ネットワークの構築及び県内他地域への拡大（H25~26年度　国、H27年度～　県）

○多職種連携による地域支援体制の構築
・小児在宅医療に関する医療・教育・福祉サービスの情報提供体制の整備、相談支援及び啓発、小児在宅支援に関わる資源開発及びレスパイト・短期入所施設の体制整備（H25年度～　三重大学）
・障害福祉サービス事業所等を医療的ケアに関する支援の拠点として設置し、関係する分野との連携による途切れのない支援等が可能となる体制を整備する（H28年度～　県）

○支援者・コーディネーターの人材育成
・医療・福祉・教育・保健関係者に対する研修会の開催、医学部生や看護学生への教育及び小小児科開業医並びに訪問看護師に対する研修会の開催（H25年度～　三重大学）
・相談支援専門員やソーシャルワーカー等に対する研修会の開催、訪問看護師による障害福祉サービス事業所等の看護師等の人材育成（H28年度～　県）

三重県

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標
・県内各地域での多職種連携ネットワークの構築等の体制整備
・重症児に対するリハビリテーション提供体制の構築に向けた検討

時期	実施内容	担当課
平成29年度（予定）	・各地域における小児在宅医療連携ネットワーク構築の支援	地域医療推進課 障がい福祉課
平成29年度（予定）	・医師、訪問看護師等の医療従事者や相談支援専門員等の福祉関係者を対象とした研修会の開催等による人材育成	地域医療推進課 障がい福祉課
平成29年度（予定）	・医療的ケア児の人数やそれぞれの医療的ケアの内容等の基礎調査	地域医療推進課 障がい福祉課 子育て支援課 特別支援教育課
平成29年度（予定）	・重症児リハビリテーションに関する研究会の開催	地域医療推進課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

滋賀県

1. 県又は政令市の基礎情報

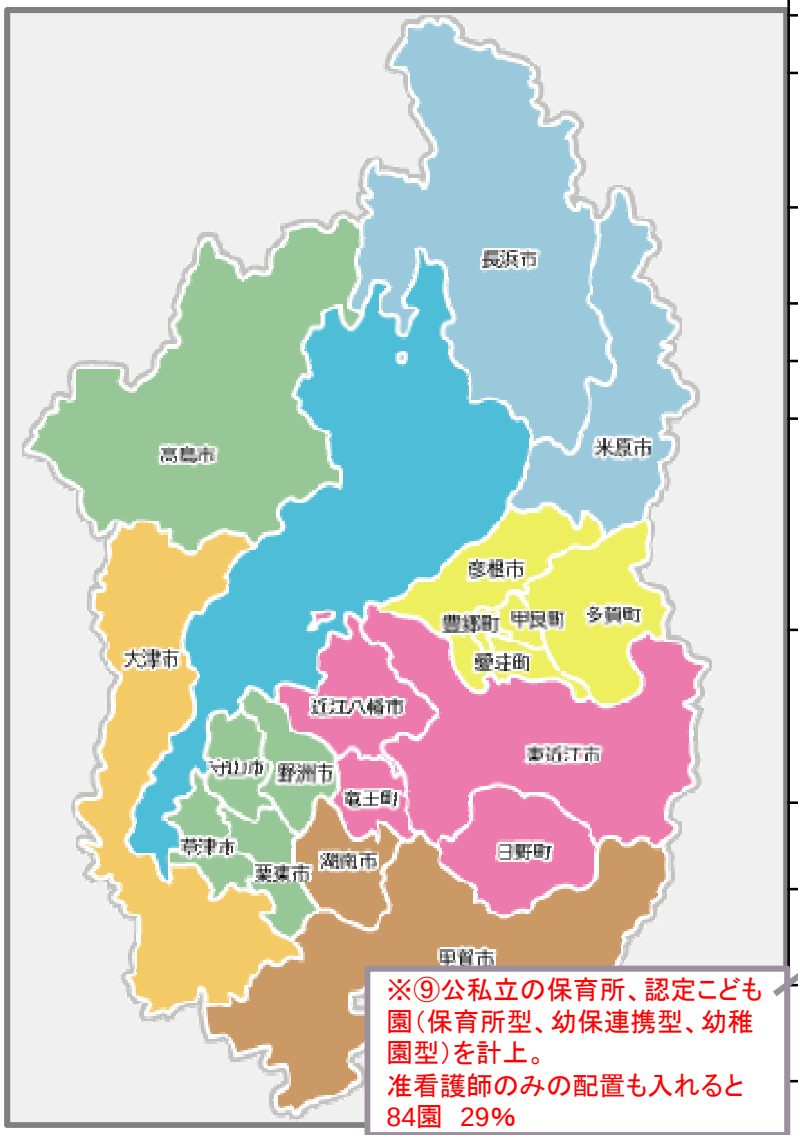

※⑨公私立の保育所、認定こども園（保育所型、幼保連携型、幼稚園型）を計上。
准看護師のみの配置も入れると84園　29%

基礎情報

①	圏域数	7圏域
②	人口（H27.10.1時点国勢調査速報値）	1,413,184人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	滋賀県障害者自立支援協議会 （H18.4.1設置）
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	調査中
⑤	医療型短期入所事業所数（H28.10.1時点）	4か所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数（H28.3.31時点）	131人
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （H28.11.1時点） （うち小児患者に対応できる医療機関数） （H26.12.1時点）	●在宅療養支援病院9か所 ●在宅療養支援診療所数136か所 （47か所）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （H28.11.1時点） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数） （H27.10.1時点）	●訪問看護ステーション数　95か所 （55か所）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （H28.4.1時点）	81／289園 （28%）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H28.5.1時点）	148人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H28.5.1時点）	40か所

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

滋賀県

医療関係

～小児在宅医療の課題～
小児在宅医療体制の不足 （保護者の声）
- 身近なかかりつけ医がほしい。医療的ケアが必要な児の多くはかかりつけ医がいない現状
- 緊急時、近くの病院は断られ、遠い主治医病院を受診するように言われた
- 風邪であっても近医受診できず、遠方の病院まで通っている
- 自宅に往診してくれる近医がいない。

～医療的ケアが必要な児が身近な医療機関で医療やケアを受けられる医療体制づくり～

1 実態調査（平成26年12月）
　医療的ケアが必要な児への診療状況調査の実施

2 体制の検討（平成27年度～）
　小児在宅医療システム事業
　　医師や看護師、理学療法士等の多職種を含めた小児在宅医療体制の検討

3 人材育成（平成27年度～）
　小児在宅医療人材強化事業
　　小児在宅医療を担う人材（医師、看護師等）の育成、強化

4 在宅療養移行の促進（平成25年10月～）
　NICU等後方支援事業
　　NICU等長期入院児の円滑な在宅療養への移行促進

5 在宅療養中の管理・支援（平成27年度～）
　日中一時支援事業
　　在宅療養中の家族の負担軽減、児を預かり、療養上の管理と支援
　　地域で医療的ケアが必要な児を支える医療機関の増加

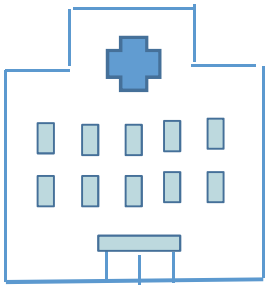

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

滋賀県（滋賀の縁創造実践センター）

滋賀の縁創造実践センター　民間福祉関係者が枠を超えてつながり、地域住民とともに社会とつながっていない人々の縁を紡ぎなおし、生き生きと地域のなかで暮らせるよう支援するしくみと実践を県下にくまなくつくっていくための推進母体

医療的ケアを必要とする重症障害児の入浴支援モデル事業（H27）

目的

在宅での入浴が難しくなっている重症心身障害児・者が地域の福祉施設のお風呂に看護師・ヘルパーの介助で入浴する新たなサービスの創出をめざす（モデル事業）

事業概要

県内の協力施設数：33施設（H28.3末）

モデル事業A（生活介護事業所等を活用した訪問入浴モデル）

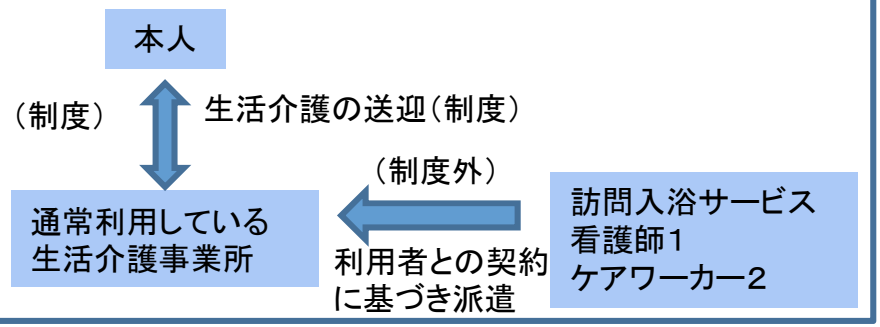

モデル事業B（高齢者施設の入浴設備を利用した介助浴モデル）

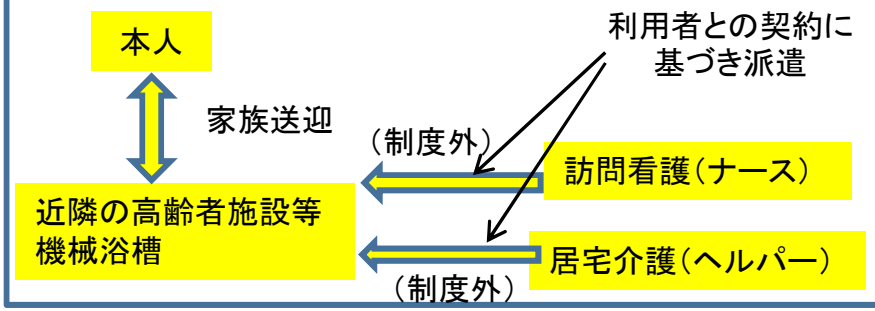

※　重症心身障害児・者の実態調査をする中で、入浴に関する課題が多いことが明らかになったため、重度の人、特に医療的ケアの必要な最も障害の重い人にスポットを当て、地域で安心して普通に暮らすことができるようモデル事業に取り組んでいる。

事業成果

これまで高齢者施設を障害児・者が利用する機会は限られていたが、モデル事業で受け止めていただく高齢者施設に、若年の障害児・者が出入りされることが醸し出す、日常とは違うよい空気感があると評価されている。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

滋賀県

【医療的ケア児童生徒保護者支援研究事業について】

■現状

・　本県の県立特別支援学校では、スクールバスを整備している知肢併置の8校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の内、人工呼吸器の使用や痰の吸引など登下校中に医療的な処置を必要とする児童生徒については、安全上の配慮から保護者による送迎としている。

・　平成28年度は、48名が保護者による送迎で通学している。

■事業概要

・　県立特別支援学校の登下校時に、医療的ケアを必要とする児童生徒の送迎を行う保護者の負担軽減の方策について、平成26年度から検証を進めている。

・　市町が行う障害福祉サービスである移動支援事業などを活用し、事業所の送迎車両に看護師を添乗させ、医療的ケアが必要な児童生徒を送迎する実証研究を行っている。

・　医療的ケアを必要とする児童生徒の送迎に係る保護者の負担軽減に向けた方策の方向性を探るため、医師、大学教授、県市町福祉教育行政担当者等を委員とした医療的ケア児童生徒保護者支援研究会議を開催している。

■課題

・　重度の障害児に対応できる看護師の確保と送迎車両の確実な確保

・　地域の医療機関との連携

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

1. 県又は政令市の基礎情報

京都府

京都府障害保健福祉圏域図

（保健福祉計画2次医療圏域）

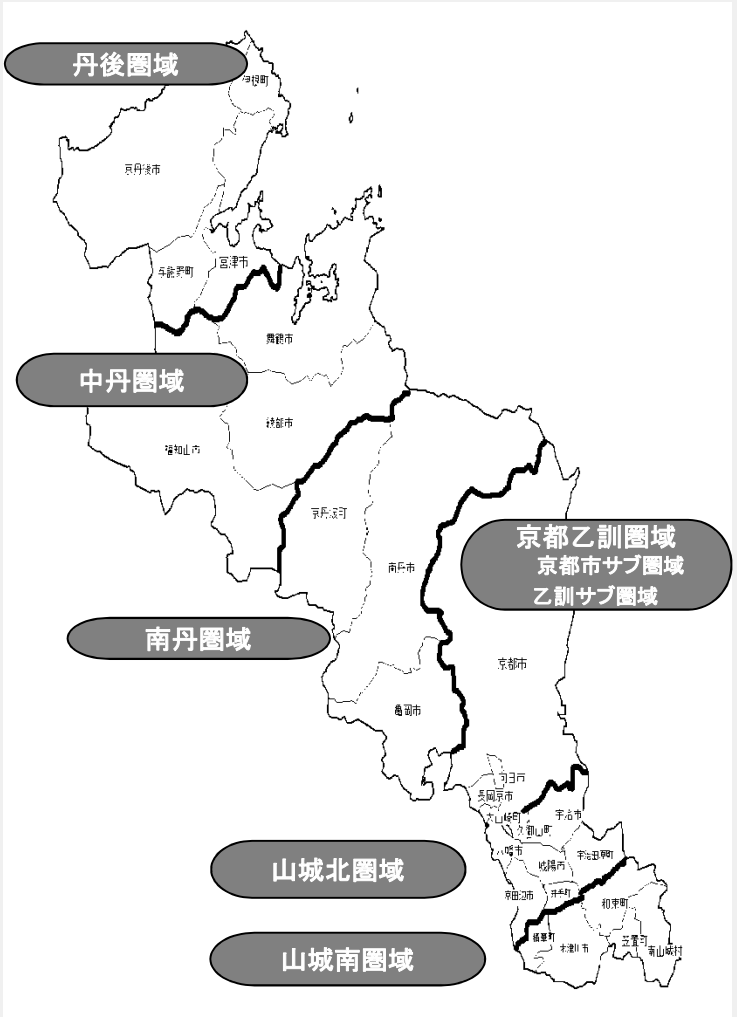

①	圏域数	6圏域
②	人口　H28.10.1	1,130,996人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む）） ■「名称：運営会議（特別支援学校における医療的ケア実施体制整備事業）「設置年度：平成22年度」「年3回実施」	
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	ー
⑤	医療型短期入所事業所数　H28.4.1現在	6施設
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数（教育除く）　H27年度末 〃　（教育・京都市立学校除く）　(H28年度)	延2,514人 43名
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	265カ所 （92カ所）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数　H28.11.1 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	291カ所
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）　H28.4.1現在	23．2% 45カ所
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（京都市立学校除く）	136名 (H28.51)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（京都市立学校除く）	29名 (H28.5.1)

２．医療的ケア児支援のための取組概要

京都府

１．小児在宅医療支援に係る多職種連携を推進するための研修

地域で在宅療養児支援に係る多職種連携推進するため医療関係者等にたいし、研修を実施。

２．府内の各機関で在宅療養児を支えるための研修

地域で在宅療養児を支える府内各関係機関が理学療法をはじめとする支援を実施するため、適時・適切な研修が実施できるよう受講対象者ごとの研修を実施。

＜研修計画＞

	研修対象者	研修実施者（内容等）
①	周産期看護師、市町村・府保健所の保健師	府立医大（NICU等での実習等を含む）
②	地域のかかりつけ医	京都府医師会（在宅療養児支援の手法等）
③	訪問看護ステーションなどの看護師	京都府訪問看護ステーション協議会（在宅療養児支援の手法等）
④	障害児支援施設職員等	南京都病院（在宅療養児支援の手法等）
⑤		花ノ木医療福祉センター（実習形式の研修）
⑥	医療・福祉・保健関係者（地域毎）	府保健所（座学、事例検討）

３．在宅療養児支援体制検討委員会の開催

京都府内（京都市含む）における、医療的ケアを必要とする在宅療養児支援の連携体制を構築するため検討委員会を実施。

２．医療的ケア児支援のための取組概要

４．教育委員会の取り組み

■「運営会議（京都府医師会、京都府看護協会、医療関係者、保護者の外部有識者及び健康福祉部、教育委員会により構成）」において、京都府立特別支援学校における医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への支援、体制整備について協議する。

■府立特別支援学校から各代表１名を選出し「医療的ケア担当者会」を構成。さらに担当者会を「研修会チーム」「ヒヤリハットチーム」「喀痰吸引等研修実施委員会」に分けて、計画的な研修実施や医療的ケアに関する情報提供及び啓発を行う。

・「研修会チーム」は、府立特別支援学校の教員等を対象にした年１回の研修を企画・実施する。（例年１月実施）

・「ヒヤリハットチーム」は、各府立特別支援学校のヒヤリハット事例について、独自様式により各校からの報告を受け、集約し分析したものを発信する。

・「３号研修実施委員会」は、年２回（例年７月、８月実施）の喀痰吸引等研修の企画・実施を行うとともに、実施概要等について「運営会議」で報告を行う。
なお、喀痰吸引等研修については、対象を府立特別支援学校と市町小・中学校の教員として実施。

■教育委員会は、喀痰吸引等研修及び各校での実地研修等を修了した教員に修了証明書を発行したのち、各校が健康福祉部に従事者認定についての登録申請を行う。

■府立特別支援学校に配置している看護師を対象に、年２回の研修会を実施。外部講師による講義、学校看護師と教員との協働に向けた協議などを行う。また、喀痰吸引等研修でのシミュレータ演習の手技についての講習や確認も行う。

29年度の目標
　府立特別支援学校に在籍する幼児児童生徒に対する医療的ケア等を安全に実施する体制を確保するとともに、幼児児童生徒一人一人のニーズに合わせたきめ細かな教育を一層推進する。

時期	実施内容	担当課
4月	各学校訪問（学校看護師との懇談）	教育委員会
4月	第1回府立特別支援学校担当者会	教育委員会
5月	第1回運営会議	教育委員会
6月	第1回喀痰吸引等研修実施委員会 第1回ヒヤリハットチーム会議（以降、随時開催）	教育委員会
7月	喀痰吸引等研修① 看護師研修会①	教育委員会
8月	喀痰吸引等研修②	教育委員会
9月	第2回喀痰吸引等研修実施委員会	教育委員会
10月	第1回研修会チーム会議（以降、随時開催）	教育委員会
12月	第2回看護師研修会	教育委員会
1月	医療的ケア研修会	教育委員会
2月	第2回運営会議 第2回府立特別支援学校担当者会	教育委員会

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

京都府

来年度の目標
・地域で在宅での療養を支える人材をつなぎ（支援チーム構築（医療関係、障害福祉関係、保健関係、保育関係、教育関係）在宅療養を支える基盤を整備する。

時期	実施内容	担当課
平成29年	京都府内における、医療的ケアを必要とする在宅療養児支援の連携体制を検討予定	障害者支援課、子育て政策課
平成29年10月から平成30年2月	府内の各機関で在宅療養児を支えるための研修	子育て政策課
平成30年1月	地域で在宅療養児支援に係る多職種連携推進するための研修	子育て政策課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

大阪府

1．大阪府の基礎情報

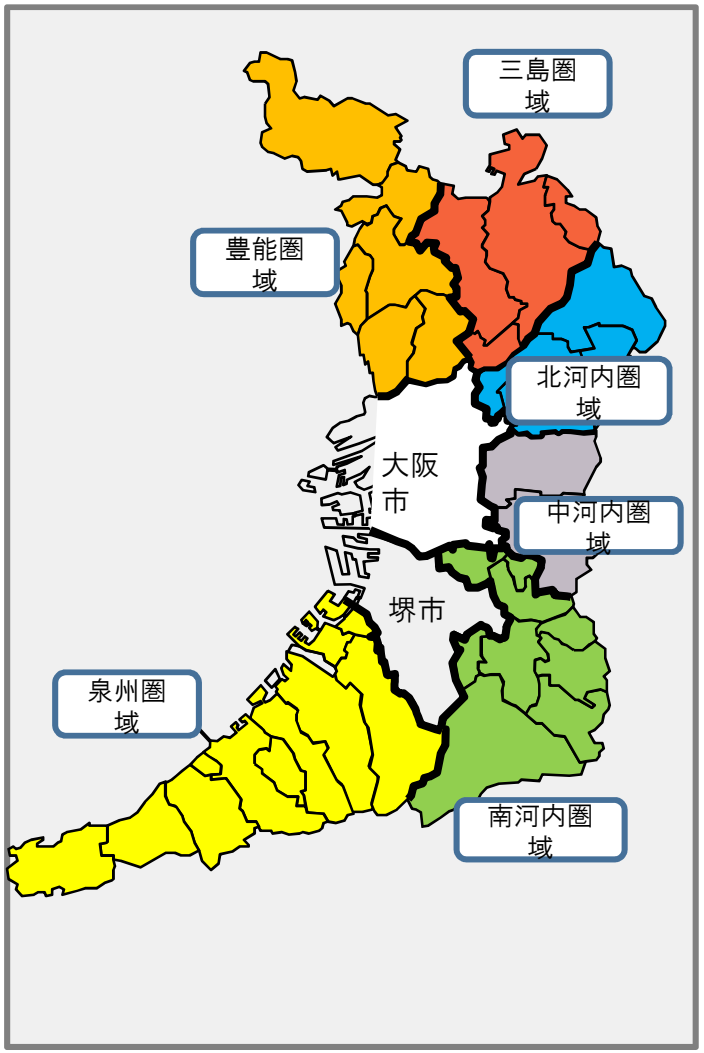

①	圏域数	８
②	人口	8,839,868人【H28.9.１現在】
③	医療的ケア児支援のための協議の場	重症心身障がい児者地域ケア連絡会議を６圏域で設置【H26-H28累計】
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	108人【H28.11.21現在】
⑤	医療型短期入所事業所数	16【H28.10現在　府補助金対象医療機関及び医療型障害児入所施設】
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	のべ9,029名（うち教員のべ4,172人）【H28.4.1現在】
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	1,962　【H28.11.1現在　近畿厚生局データより大阪府算定】 （1,788　【H28.11.1現在　近畿厚生局データ小児科標榜医療機関】）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	887【H28.4.1現在　一般社団法人全国訪問看護事業協会】 （160【H28.8実施　大阪府訪問看護実態調査】）
⑨	看護師を配置している公立保育所の割合（数）	９割【H28.11.1現在】
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	公立の特別支援学校：478【H27.5.1.現在（通学籍、訪問籍、入院する病院に併設する支援学校への通学生及び市立を含む】 公立小・中学校　：146【H27.5.1.現在】
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	公立の特別支援学校：　78【H27.5.1.現在】 公立小・中学校　：　130【H27.5.1.現在】

2. 医療的ケア児支援のための取組概要（福祉）

大阪府

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	医療的ケアが必要な障がい児等地域生活支援システム整備事業		【知事重点】医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)の地域ケアシステム整備事業		【知事重点】重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業		【知事重点】重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業

- 第４次障がい者計画の実施（重心児者への地域生活支援を最重点施策の一つとして位置づけ）
- 重心支援の拠点施設の設置・運営（圏域ごとに順次設置）
- 「大阪府重症心身障がい児（者）地域生活支援センター」の設置・運営（政令市除く全６圏域）
- 委託
- 介護職員向け研修の実施（身体介護技術研修）
- ケアコーディネート事業（実態把握・障がい福祉サービス体験会・医療的ケア実施相談会の実施）
- 訪問看護師向け研修の実施（障がい福祉サービス体験会も実施）
- 重症心身障がい児（者）地域ケアシステム検討部会で検討（報告書）
- 医療型短期入所整備促進事業の展開（圏域を順次拡大し、全８圏域で実施）
- 二次医療圏域圏域会議の開催（行政＋拠点施設）
- 二次医療圏域ケア連絡会議の開催（医師会、地域病院、訪問看護ステーション、行政＋拠点施設）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要（母子保健）

大阪府

実施機関等	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
高度専門５病院	長期入院児退院促進事業（ふるさと雇用再生基金事業） ○高度専門５病院にコーディネーター・エンパワメント支援員を配置 ○在宅移行支援パスの開発と試行			小児在宅移行支援体制整備事業（大阪府地域医療再生基金事業） ○在宅移行支援パスの活用推進 ○小児在宅移行支援に関する冊子の作成、他周産期医療機関への周知等			各機関で移行パスの活用を継続	
府保健所単位で実施	在宅高度医療児ネットワーク構築事業（大阪府地域医療再生基金事業） ・地域医療実態調査　・地域関係機関ネットワークづくり		小児在宅医療支援ネットワーク構築事業（大阪府地域医療再生基金事業） ・疾病児童等研修会　・事例検討会					
	障がい・難病児等療育支援体制整備事業 ・訪問　・専門職訪問　・療育相談　・学習会　・講演会　・交流会　・連絡会　・同伴受診　・小児在宅生活支援地域連携シートの活用（H25年度～）					平成27年1月1日～ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業		
大阪府看護協会に委託			訪問看護ステーションにおける小児看護推進事業（大阪府地域医療再生基金事業） ・ナーシングベビー購入・小児訪問看護技術研修 ・小児訪問看護の啓発・普及、相談・支援体制整備			自主活動として継続		
大阪府医師会に委託						小児のかかりつけ医育成事業（地域医療介護総合確保基金事業） ナーシングベビー購入 ・ナーシングベビーによる研修会の開催		

２．医療的ケア児支援のための取組概要（教育）

大阪府

（府立支援学校）
医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する府立支援学校においては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」による教員の定数を活用して、看護師を配置している。

■　特別非常勤講師（看護師）
　　平成18年度より配置
■　臨時技師（看護師）
　　平成28年度より配置、放課後の業務や泊を伴う行事にも対応
■　高度医療サポート看護師
　　平成27年度より、国の教育支援体制整備事業補助金を活用し、配置
　　（１日７時間勤務する看護師1人を1校へ配置）

（小・中学校）
障がいのある児童生徒の重度・重複化、多様化が進み、地域の小・中学校においても医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しているため、対象児童生徒が安心して学校生活が送れるよう、平成18年度より小・中学校に看護師を配置する市町村に対して、その経費の一部について財政的支援を行う「市町村医療的ケア体制整備推進事業」を実施している。

3. 医療的ケア児支援のための来年度の取組

大阪府

来年度の目標
・医療的ケア児を受け入れることができる保育所の体制整備を行う。
・医療的ケアに対応可能な短期入所・訪問看護事業所等を増やす。
・小児の在宅医療を担う医師等を育成し、地域で「かかりつけ医」になるための仕組み作りを行う。
・府立支援学校における医療的ケア実施体制の充実
・小・中学校における看護師配置の一層の促進

時期	実施内容（いずれも予算要求中）	担当課
H29年度	重症心身障がい児者に対応可能な訪問看護師研修	【福祉】障がい福祉室
	医療型短期入所整備促進事業	
	医療的ケア児保育支援モデル事業	【福祉】子ども室
	小児のかかりつけ医確保事業	【保健】保健医療室
	医療的ケア実施体制整備事業	【教育】教育振興室
	高度医療サポート看護師配置事業	
	市町村医療的ケア体制整備推進事業	

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

兵　庫　県

1．兵庫県の基礎情報

基礎情報

①	圏域数	10圏域
②	平成28年10月1日現在人口	5,520,575 人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	平成29年度から設置に向けて検討中
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	－
⑤	医療型短期入所事業所数 〔平成28年11月1日現在〕	19事業所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数 〔平成28年11月末現在〕	８６６人
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数） 〔いずれも平成28年４月1日現在〕	5,336機関 (837機関)
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数） 〔いずれも平成28年９月1日現在〕	560事業所 (124事業所)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	－
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数　〔平成28年５月1日現在〕	２４１人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数　〔平成28年５月1日現在〕	１２９人

２. 医療的ケア児支援のための取組概要

兵庫県

在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業

在宅の重症心身障害児(者)が地域に密着した訪問看護制度を利用しやすくするため、訪問看護ステーションの利用料の一部を助成し、在宅での生活を支援。

〔助成内容〕　訪問看護利用料の２割相当額

〔負担割合〕　県1/2、市町1/2

介護老人保健施設を活用した医療型短期入所事業

在宅の重症心身障害児(者)の家族が病気や冠婚葬祭などの時に、介護老人保健施設を活用して実施している医療型短期入所事業の充実を図るため、職員研修を実施するとともに、必要な備品購入費等を助成。

県立特別支援学校医療的サポート推進事業

〔対象〕医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する兵庫県立特別支援学校　14校

〔内容〕指導医師を月１回(4時間程度)、年11回(夏期休業中を除く)派遣し、主治医と校医をコーディネートし、当該児童生徒の医療行為を行う看護師を指導。

医療的ケアのための看護師配置事業（対象：県立特別支援学校）並びに医療的ケアのための看護師配置事業費補助（対象：市立特別支援学校対象）

〔対象〕医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する県立特別支援学校14校ならびに医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する市立特別支援学校を管下に置く9市

〔内容〕看護師を配置する際の費用の一部を補助。

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

兵庫県

来年度の目標
　医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育、その他関係機関との連絡調整、連携体制を行う場を構築

時期	実施内容	担当課
通年（28年度からの継続）	在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業	障害福祉局 障害福祉課
通年（28年度からの継続）	介護老人保健施設を活用した医療型短期入所事業	障害福祉局 障害福祉課
29年度予算成立後具体的に検討	医療的ケア児支援に向けた関係機関連携協議会の設置	障害福祉局 障害者支援課
29年度予算成立後具体的に検討	医療・福祉関係者に対する医療的ケア児支援講習会の開催	障害福祉局 障害者支援課
通年（28年度からの継続）	県立特別支援学校医療的サポート推進事業	教育委員会 特別支援教育課
通年（28年度からの継続）	医療的ケアのための看護師配置事業	教育委員会 特別支援教育課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

奈良県

1. 県又は政令市の基礎情報

基礎情報

①	圏域数	5圏域
②	人口（H28.10.1現在）	1,357,642人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	重症心身障害児(者)支援ネットワーク会議 平成22年度
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数（H28.11.1現在）	0人
⑤	医療型短期入所事業所数（H28.11.1現在）	4施設
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数（H28.11.1現在）	735人
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数（H28.11.1現在） （うち小児患者に対応できる医療機関数） 【施設基準のうち、支援病or支援診1～3の届出施設数】	167施設 （不明）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数（H28.11.1現在） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数） 【訪問看護ステーション数】	121施設 （不明）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （H28.4.1現在）	約33% （59施設）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H27.5.1現在）	94人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H27.5.1現在）	14人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

奈良県

事業名	事業内容	関係機関	開始年度
在宅重症心身障害児・者支援医療ネットワーク構築事業	在宅重症心身障害児・者支援のための医療ネットワーク構築会議の運営	医療機関、教育機関、障害福祉サービス事業所、当事者団体等	H23
在宅重症心身障害児・者支援地域医療体制構築事業	レスパイト等を目的とした地域の医療機関の体制整備	医療機関、教育機関、保健所等	H24
在宅重症心身障害児・者在宅支援者研修強化事業	障害福祉サービス事業所等の職員に対して、身体状態や生活状況等を理解する研修を実施	教育機関、障害福祉サービス事業所、当事者団体等	H24
重症心身障害児・者在宅医療支援事業	多職種の専門職員の連携による包括的な支援体制の構築に向けた研修の実施等	医療機関、教育機関、障害福祉サービス事業所等	H26
重症心身障害児・者レスパイトケア体制整備事業	レスパイトケアの実態を把握し、利用者と受入施設を繋ぐ窓口設置に向けた検討	医療機関、教育機関、障害福祉サービス事業所等	H27

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

奈良県

来年度の目標

・重症心身障害児・者が家族と安心して地域で暮らしていくために、受入機関の充実を図るとともに、介護者の負担を軽減できる生活支援体制づくりを目指す。

時期	実施内容	担当課
検討中	在宅重症心身障害児・者を支援するため、医療機関等で構成するネットワーク会議において、レスパイトや人材育成等について検討	障害福祉課
通年	医療機関等と連携し、保護者の介護負担軽減のために、日中一時支援を実施	障害福祉課
平成29年9月～1月	障害福祉サービス事業所等の職員に対して、養護学校と連携し、重症心身障害児・者の身体状態や生活状況等を理解する研修を実施	障害福祉課
通年	在宅の重症心身障害児・者に対して、医師、理学療法士等多職種連携による包括的な支援を実施	障害福祉課
通年	障害福祉サービス等の利用促進に向けた介護者及び障害福祉サービス事業所等向けの相談会及び交流会を実施	障害福祉課

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

奈良県

来年度の目標

・小児慢性特定疾病児童等とその家族に対して、必要な支援やサービスの需要などのニーズを明らかにし、地域での生活・療養するための支援整備を図り、日常生活上での悩みや不安等の解消を行い、健康の保持増進及び福祉の向上につなげる。

時期	実施内容	担当課
平成29年3月中	小児慢性特定疾病児童やその保護者（約1500名）のサポートやサービスの実態調査を保健所の協力のもと実施	保健予防課
平成29年4～5月	実態調査を分析し結果を保健に還元する。また、今後の施策について検討	保健予防課
平成29年6月	県は小児慢性特定疾病児童等自立支援検討会を開催し、地域での療養体制や緊急体制等について検討	保健予防課
通年	小児慢性特定疾病児に対する相談、訪問、ピアカウンセリング等を実施	保健予防課 （保健所）
検討中	各地域の特性に応じた（仮称）地域療育ネットワーク推進会議を開催し、長期在宅療養児の就学支援体制、災害時の体制について検討	保健予防課 （保健所）

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

奈良県

来年度の目標

・医療的ケアを必要とする児童生徒の自立を社会参加を目指して、対象児童生徒への支援を充実させる。

時期	実施内容	担当課
通年	泊を伴う行事等に看護師を派遣し、医療的ケアを必要とする児童生徒の社会参加活動を支援	学校教育課
通年	医療的ケアを必要とする児童生徒の主治医との懇談を実施し、学校生活における配慮事項や緊急時の対応等について指導・助言をいただく。	学校教育課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

和歌山県

1. 県又は政令市の基礎情報

基礎情報

①	圏域数(H28.4.1)※障害保健福祉圏域	8圏域
②	人口(H28.10.1)	95.3万人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	和歌山県特別支援学校医療的ケア運営協議会（H23設置）
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数(H28.4.1)	5事業所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数(H27年度)	90人
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数(H28.11.1) （うち小児患者に対応できる医療機関数）	185/(不明)箇所
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数(H28.11.1) （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	99/(35)事業所
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）(H28.4.1)	12%(25/203園)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H27.5.1）	87名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H28.5.1）	１６名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

和歌山県
障害福祉課

・障害福祉従事者資質向上研修事業

（実施：県　委託：1法人　時期：平成25年度～）

①「介護職員等によるたんの吸引等の実施」が制度化されたことに伴い、在宅障害福祉サービス事業所の介護職員等がたんの吸引等の医療的ケアを行うために必要な研修を実施する。

②介護職員等がたんの吸引等を実施するために必要な研修（第三号研修）における指導者養成及び資質の確保を目的とし、研修を実施する。

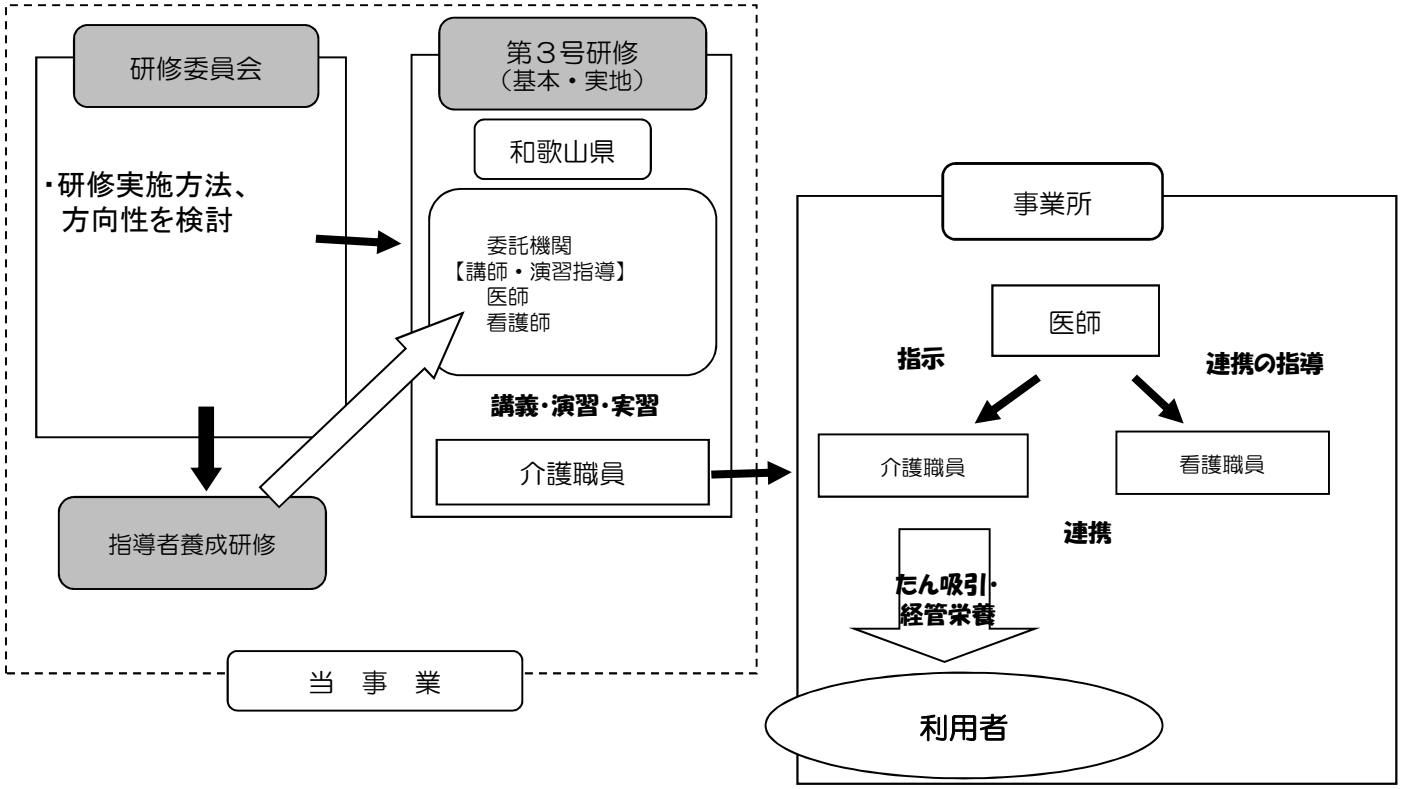

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

和歌山県
障害福祉課

・**重症心身障害児者等在宅医療等連携体制整備事業**

（実施：県　委託：4法人　時期：平成26年度～）

①在宅で生活する医療的ケアが必要な対象者に、看護師が中心となり地域の病院・訪問看護事業所・福祉事業所等によるチームを形成し、対象者に必要な支援の役割分担、連携、支援方法の共有を行う。

②在宅で暮らす重症心身障害児者個々人の事例を踏まえた対応方法の研修や必要な支援策についての勉強会を開催する。

重症心身障害児者の支援に専門性がある法人に委託（専任職員を配置）

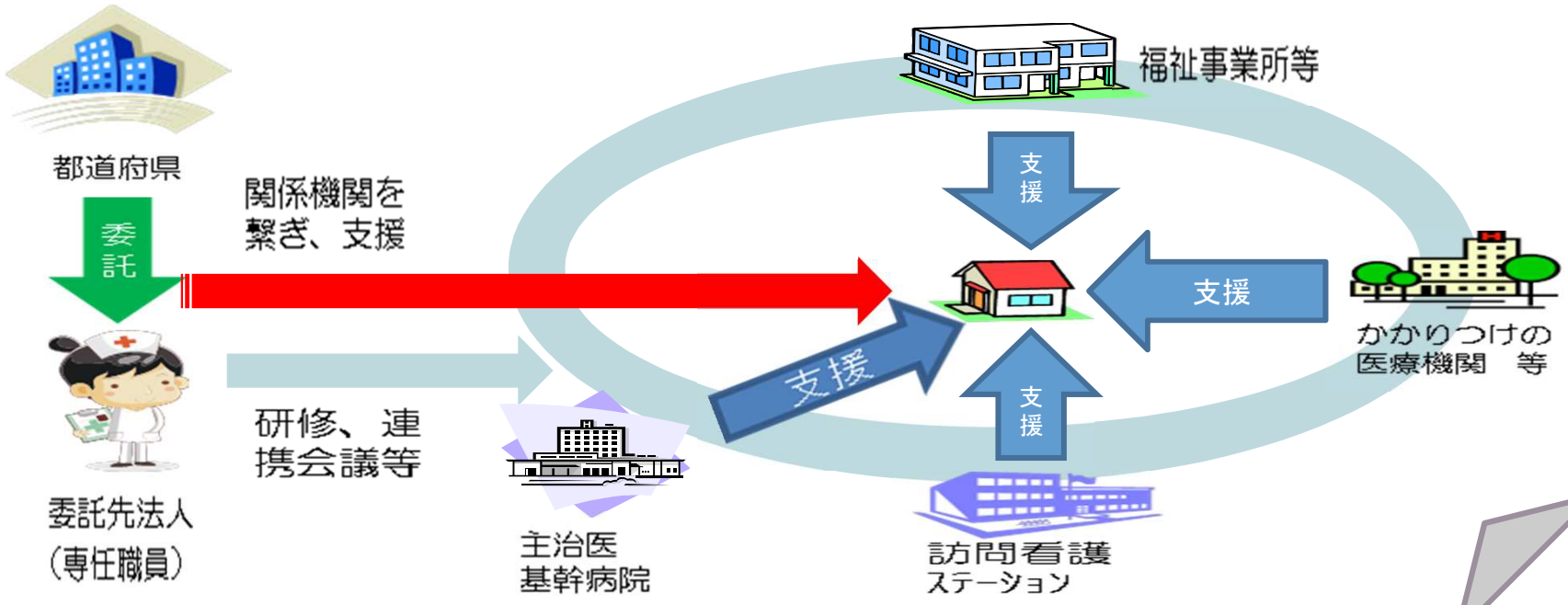

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

和歌山県
教育委員会

新制度下における特別支援学校医療的ケア実施体制イメージ（和歌山県）

都道府県知事

福祉保健局障害福祉課

県教育委員会（登録研修機関）
学校と医療関係者との連携の下で安全に実施される喀痰吸引等の提供体制を構築

特別支援学校医療的ケア運営協議会

喀痰吸引等研修実施委員会

医療機関との契約締結

（H28.5 月末時点）

- 県立医科大学附属病院
- 日本赤十字社和歌山医療センター
- 愛徳医療福祉センター
- 南紀医療福祉センター
- 国立病院機構和歌山病院
- 国立病院機構南和歌山医療センター
- 和歌山つくし医療・福祉センター
- 海南医療センター

医師指示書

報告書

特別支援学校
（登録特定行為事業者）

医師
（主治医）

医療関係者との連携
適切な役割分担

○ 事業者申請のために
→計画書・業務方法書の作成
→安全委員会（仮称）の設置
→備品等の確保（保護者からの借用でも可）　等

看護師

協働

教員等
（認定特定行為業務従事者）

○ 特定行為＋特定行為以外の学校で行われている医行為

○ 特定行為の提供
→喀痰吸引
→経管栄養

対象者
（幼児児童生徒）

【教員・学校看護師による対応校】　県内７校
●きのかわ支援学校　●紀伊コスモス支援学校　●紀北支援学校
●たちばな支援学校　●南紀支援学校　●みくまの支援学校
●和歌山さくら支援学校

【学校看護師のみによる対応校】県内１校
■みはま支援学校

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

和歌山県
教育委員会

登録研修機関（県教委）が統括する研修プログラム

基本研修
講義８時間
＋１時間（シミュレーター演習）

→

基本研修【現場演習】
当該児童生徒所有の器具を使ったシミュレーター演習

→

実地研修【主治医研修】

→

認定証交付
医療的ケア実施へ

【教育委員会が
主催（直接）】

指導講師　→　医師
　　→　指導主事

年２回毎年開催
春研修…定員２０名程度
夏研修…定員６０名程度

【教育委員会が
各校へ研修委託】

指導講師→学校看護師

▼シミュレーター演習
目的→手技の修得

…シミュレーター人形に対し教員１人１人が実施

【教育委員会が
医療機関へ研修委託】

指導講師→主治医

▼実地演習
目的→手技の修得確認と修了認定
…児童生徒本人に対し、１人１人の教員が実施

評価

筆記試験あり
（選択肢問題 20 問）
※9 割以上の正答

評価項目あり
（各行為ごと）
評価項目すべてに対して…
「手順通りに実施できている」と判断されるまで

評価項目あり
（各行為ごと）
評価項目すべてに対して…
「１人で実施できる（手順通りに実施）」が２回連続実施できるまで

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

和歌山県
障害福祉課

来年度の目標
・在宅で適切な支援及び医療的ケアを受け、地域で安心して生活できる体制を構築する。

時期	実施内容	担当課
H29年度	重心事業各圏域事業所連絡会議（毎月１回）	障害福祉課
H29.5	喀痰吸引等研修（第三号研修）実施委員会開催	障害福祉課
H29.9	喀痰吸引等研修（第三号研修）開催	障害福祉課
H29.12	重心事業圏域合同研修開催	障害福祉課
H30.2	喀痰吸引等指導者養成研修開催	障害福祉課

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

和歌山県
教育委員会

来年度の目標
・ヒヤリ・ハット事例の蓄積とその分析をとおして、教員一人一人の危機管理意識の高揚を図る。

時期	実施内容	担当課
H29.4	喀痰吸引等研修（第三号研修）春研修開催	県教育委員会県立学校教育課特別支援教育室
H29.6	第1回和歌山県特別支援学校医療的ケア運営協議会開催	県教育委員会県立学校教育課特別支援教育室
H29.7	喀痰吸引等研修（第三号研修）夏研修開催	県教育委員会県立学校教育課特別支援教育室
H29.8	特別支援学校派遣看護師研修開催	県教育委員会県立学校教育課特別支援教育室
H29.10	第2回和歌山県特別支援学校医療的ケア運営協議会開催	県教育委員会県立学校教育課特別支援教育室
H30.1	特別支援学校医療的ケア担当者連絡会議開催	県教育委員会県立学校教育課特別支援教育室
H30.2	第3回和歌山県特別支援学校医療的ケア運営協議会開催	県教育委員会県立学校教育課特別支援教育室

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

鳥　取　県

1．県の基礎情報

基礎情報

①圏域数　3

②人口：569,579人
（H28.10.1現在）

③	医療的ケア児支援のための協議の場（名称、事業名、設置年度）	なし
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数	5カ所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	修了者 ８８人 （H28.4.1)
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	133機関 （8機関） ※ｱﾝｹｰﾄ調査より

⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	50カ所 うち　小児対応：21か所 （H28.7.1）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）　（※認定こども園含む）	20.6% (39／189) (H28.4.1)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	98名 (H27.5.1)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	17名 (H28.7.1)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要①

鳥取県

福祉保健部実施

●本県においては、これまで、制度の狭間となっていた医療的ケア児支援について小児慢性特定疾患児や重度障がい児者の支援等の中で部分的に支援してきた。
●この度の児童福祉法の改正にあたり、医療的ケア児への支援についても「保健医療計画」や「障害児支援計画」等に位置づけるよう検討している。
●また、H27年度から日本財団と共同で「難病の子どもと家族の地域生活支援」事業に取り組んでおり、この中で、近年増加している医療的ケア児への支援についても検討し、人材育成や拠点整備を進めている。

【これまでの取組】

①小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（自立支援事業ニーズ調査）
慢性疾病児童等及びその家族等の在宅療養を支える基盤づくり、相談支援による保健・医療・福祉の総合的なサービス提供体制について検討するため、実態調査を行う。（H28.12取りまとめ）

②重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業
医療的ケアが必要な重度障がい児者が短期入所の利用ができるよう、医療圏ごとに医療機関の病床を確保し、併せて見守りなどの支援を行うヘルパーを派遣

③重度障がい児者地域生活促進・安心事業
医療的ケアが必要な重度障がい児者が地域移行等をスムーズに行えるよう、自宅等に帰る前にグループホームで生活体験を行う。

④NICUからの地域移行支援事業
NICUを退院した新生児や保護者が、不安なく安心して退院に向かうため、早期から訪問看護ステーションが関われる取り組み（訪問看護師の派遣）を実施

⑤障がい児者在宅生活支援事業
障害者総合支援法などの支給の対象外について補助を行う。
重症心身障がい児者受入れ事業所看護師等配置事業／エアーマットレス助成事業／入院時付添依頼助成事業　等

⑥重度障がい児者支援事業
重症心身障がい児者等の地域生活や日中活動の場における支援、住まいの場（ショートステイ含む）の拡充に係る助成
重度障がい児者日中支援事業／重度障がい児者グループホーム夜間生活支援員配置事業／重度障がい児者利用施設基盤整備事業　等

2. 医療的ケア児支援のための取組概要②

鳥取県

県教育委員会実施（平成28年度実施事業）

①学校看護師研修の実施

常勤、非常勤の学校看護師を対象に、吸引、注入等の基本確認と留意事項、最新の医療情報等、医療的ケアに関する研修を行う。（3日程度）

②教員研修の実施

医療的ケアが実施されている学校の教員を対象に、姿勢や呼吸の改善を含めた自立活動における指導力の向上を目指した研修を実施する。

③鳥取県特別支援学校医療的ケア運営協議会の開催

特別支援学校における医療的ケアの実施体制の整備と充実に向け、新たな学びの場の検討、鳥取県の医療的ケア啓発リーフレット等の検討を行う。

④特別支援学校医療的ケア担当者会議の開催

養護教諭や看護師等、医療的ケアに係る担当者で協議や意見交換を行い、全県の情報共有を行う。

⑤学校看護師の保険加入

学校看護師の賠償保険加入について、2，650円を上限で助成する。

⑥常勤看護師・非常勤看護師の配置

常勤看護師を配置し、組織体制の強化を図り、学校の状況に応じた非常勤看護師を配置する。

⑦医療的ケア体制整備事業

学校看護師を配置する市町村に対して財政的補助及び支援を行う。

【鳥取県×日本財団】共同プロジェクト：難病の子どもと家族の地域生活支援

～医療的なケアが必要な子どもと家族が孤立しない支え合いの社会作り～

①担い手づくり（県内全域でソーシャルムーブメント）

●専門家人材の育成

対象：医療人材（医師、看護師）、福祉人材（SW等）、教育人材

▼スキルアップのための県外研修

地域ケアをテーマにした県外研修、日本財団支援先等の先進地視察を実施。

▼地域ケアカ／チーム力を強化する県内研修

小児在宅医療等をテーマにした連続研修を実施。

●ボランティアの養成

対象：専門家、学生、地域住民

・シンポジウム、ワールドカフェの開催

・ボランティアプログラム（キャンプへの参加等）の実施

※基礎自治体、鳥取大学、鳥取看護大学、鳥取県医師会、鳥取県歯科医師会、鳥取県看護協会等と連携し推進。

②拠点整備（モデルづくりと展開）

相談＆生活支援の中核を担う

地域連携ハブ拠点（子どものホスピス・ケアハウス）

・医療的ケアが必要な子どもと家族を中心に、地域の専門家、多くの住民、ボランティアが関わる場

・5年間で、二次医療圏に1箇所、合計3箇所整備する。

医療的ケアが必要な子どもが学び、育ち、家族が安心する場

療育、教育、訪問診療・看護、ｼｮｰﾄｽﾃｲ、退院移行支援、レスパイトケア、相談・地域資源の紹介 、ピアサポート

医療、福祉、教育分野の専門家が集い、地域が関わり、支えあう場

相談、情報収集、コンサート等イベント開催、まちの保健室、ボランティア

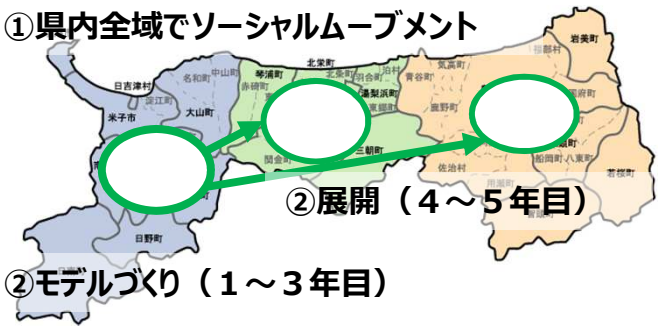

＜実施スケジュール＞

①５年間を通じて、担い手づくりを実施（ソーシャルムーブメントの醸成）

②初年度～３年目：西部でモデル拠点を整備

４年目～５年目：モデルをもとに、中部、東部の二次医療圏で展開。

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール①

鳥取県

来年度の目標
・医療的ケア体制の整備。
・日本財団と共同した医療的ケア児も含む地域連携ハブ拠点の整備。

時期	実施内容	担当課
平成29年 ～平成30年3月	保健医療計画策定	医療政策課
平成29年4月	保育サービス多様化促進事業の拡充（保育所等への医療的ケア児対応看護師単価の設定）	子育て応援課
平成29年度	児童福祉法の一部改正を受けた条例等の改正	子ども発達支援課
年間通じて	障害児福祉計画の策定検討	子ども発達支援課
年間通じて （整備計画はH28年度内）	【日本財団共同事業】 地域連携ハブ拠点の整備	子ども発達支援課

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール②

鳥取県

来年度の目標
・幼児児童生徒が安心して教育を受けることができる医療的ケア体制の充実。
・教職員が、それぞれの専門性を向上させることができる研修等の充実。

時期	実施内容	担当課
平成29年8月	学校看護師研修	特別支援教育課
平成２９年５月～平成30年2月	教員研修	特別支援教育課
平成２９年５月～平成29年10月	鳥取県特別支援学校医療的ケア運営協議会	特別支援教育課
平成２９年５月～平成30年2月	特別支援学校医療的ケア担当者会議	特別支援教育課
年間通じて	学校看護師の保険加入	特別支援教育課
年間通じて	常勤看護師・非常勤看護師の配置	特別支援教育課
年間通じて	医療的ケア体制整備事業	特別支援教育課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

島根県

1. 県又は政令市の基礎情報

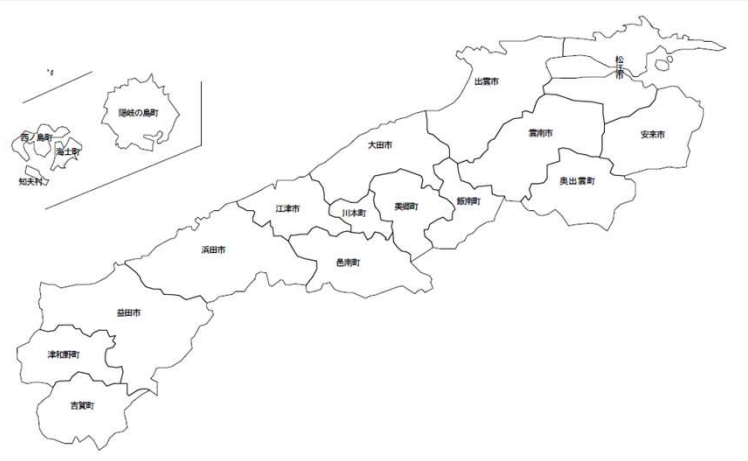

（医療的ケア児支援の体制整備が進んでいる圏域はまだありません。）

基礎情報

①	圏域数	7圏域
②	人口（H28.10.1現在）	689,817人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	なし
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	0
⑤	医療型短期入所事業所数（H28.11.4現在）	7事業所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数（H28.10.31現在）	141人
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数） （H28.3.1現在）	578カ所 （未把握）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数） （H28.4現在）	70カ所 （37カ所）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （H27.4.1現在）	36．7% （105園）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H28.5.1現在）	36名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H28.5.1現在）	12名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

島根県

項目	実施内容	取組年度	実施主体
医療的ケア必要児等ハイリスク児保健・医療連携事業	（目的） 超未熟児や先天性の障害及び慢性疾患などにより、長期にわたり濃厚な医療を受けて在宅療養をする児とその家族に対し、関係機関が連携し、地域における在宅療養支援システムを構築することで、在宅療養生活を支援する。 （内容） 1．個別支援（支援フロー図を参考に、関係機関が連携して支援） 2．支援体制の構築（研修会、検討会の実施）現在は、7圏域中1圏域で実施	H18～	県健康推進課・各保健所
小児在宅医療の推進	訪問看護研修の一環として小児在宅医療研修を開催	H28～	県医療政策課・高齢者福祉課 （県看護協会へ委託）
特別支援学校における医療的ケア実施体制整備	島根県医療的ケア実施体制ガイドラインの策定、見直し	H12～	県特別支援教育課
	学校看護師の配置	H17～	
	第3号研修を受けた教員による医療的ケアの実施	H24～	
身近な地域における重症心身障がい児向けサービスの充実	在宅重症心身障がい児（者）サービス提供体制整備事業 重心児を受け入れるために看護職員等を加配する事業所に対し人件費相当を補助する。	H17～	県障がい福祉課 （障害福祉サービス事業所へ補助）
	重症心身障がい児（者）巡回等療育支援事業 巡回方式または送迎方式により重心児への療育を実施する事業所に対して必要経費を補助する。	H24～	
重症心身障がい児の支援に関する研修会、意見交換会	・市町村、障がい児通所支援事業所、相談支援事業所等の関係者が重心児に関する知識を習得するための研修会の実施 ・重心児の医療に関して、医療従事者と行政との意見交換を実施	H26～	県障がい福祉課

※関係者の役割については、関係者間での共通認識が確立していないため、記載しない。

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

島根県

来年度の目標
・担当者レベルで、医療的ケア児の支援体制について協議する。

時期	実施内容	担当課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

岡山県

1. 県又は政令市の基礎情報

【医療的ケア児支援の体制整備】

資源の偏重はあるが、全県で医療的ケア児支援への体制整備を推し進めている。

基礎情報

①	圏域数	5
②	人口	1,915,401 （H28.10.1時点）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む）））	在宅医療推進協議会 （H26年度設置）
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	0人 （H29年度～実施予定）
⑤	医療型短期入所事業所数	17ヶ所 （H28.11.1時点）
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	86人 （H27年度）
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	363 （病院8、診療所は不明） （H28.4.1時点）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	126（71） （H28.11.25時点）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	20%（61） （H28.10.1時点）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	99人 （H28.5.1時点）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	41人 （H28.5.1時点）

２．医療的ケア児支援のための取組概要

岡山県

〇小児等在宅医療連携拠点事業（委託事業）【開始年度：平成25年度】
ー医療的ケア児等が在宅において必要な医療・福祉サービス等を受けることにより、地域で安心して療養できるよう、医療・保健・福祉・教育等の関係機関と連携し、地域で在宅療養を支える体制の整備に取り組んでいる。

・小児等の在宅医療が抱える課題の抽出と対応方針の策定
　地域移行支援会議（行政、医療、福祉分野で構成）で、医療的ケアが必要な乳幼児のレスパイトサービスについて検討。

・地域の医療、福祉、教育資源の把握と活用の検討
　短期入所事業所連絡会　等

・地域の小児等への在宅医療資源の拡充と専門機関の連携
　小児科医師会と連携し、多職種（医療・保健・福祉等）による「小児在宅医療を考える講演会」の開催
　訪問看護ステーション研修会、訪問看護、リハビリ専門研修 等

・地域の福祉・教育・行政担当者との連携促進
　ヘルパーステーション研修会　相談支援専門員研修会
　児童発達支援センター・児童発達支援事業所との連携会議・研修

・患者・家族の個別支援
　医療的ケア児専門のコーディネーターを配置し、電話や訪問等による個別支援を実施。

・患者・家族や学校関係者等への理解促進、負担軽減
　長期入院障害児等の保護者と在宅療養中の保護者の情報交換会
　学校関係者と福祉サービス事業所との連絡会　等

２．医療的ケア児支援のための取組概要

岡山県

〇障害児等療育支援事業（委託実施）
－対象者に重症心身障害児（者）を含み、訪問及び外来による支援（PT等）を実施。

〇重症心身障害児者と家族の安心生活サポート事業（一部委託実施）【開始年度：平成26年度】
－地域バランスのとれたレスパイトサービス環境の整備・充実を総合的に促進し、重症心身障害児者等とその家族が県内どこでも安心して生活できる社会の実現を図る。

・レスパイトサービス拡大促進事業
　市町村と協働し、レスパイトサービスを実施する医療機関等に対する財政的支援を行い、身近な地域における当該医療機関等の拡大を図る。

・レスパイトサービス施設開設等支援事業
　重症心身障害児者等の医療的ケアのために必要となる設備整備又は備品購入の経費の一部を補助し、レスパイトサービス施設の新規開設を促進する。

・レスパイトサービス職員研修等事業
　重症心身障害児者等への医療的ケアに従事する看護師等の資質向上を図るため、重症心身障害児者等のケアの現場における看護職員及び介護職員を対象とした実習や、短期入所事業所への専門家及び主治医の派遣等を行う。

〇喀痰吸引等3号研修事業
－在宅において喀痰吸引及び経管栄養を必要とする方に介護職員等がその行為を行えるよう、岡山県看護協会の協力を得て、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（基本研修）を実施。

２．医療的ケア児支援のための取組概要

岡山県

〇医療的ケア充実事業
ー特別支援学校において、吸引や経管栄養等の日常的医療的ケアに係る看護師及び教員等の専門性を高めることにより、医療的ケアの実施体制の充実を図る。

・医療的ケアに係る運営協議会（年２回）
　学識経験者、医師、学校関係者等からなる運営協議会を開催し、医療的ケアに関わる諸問題について協議
・医療的ケア対象行為拡充検討委員会【H28新規事業】
　特定行為の拡充に向け、安全性や看護師の業務等、学校の体制整備の在り方についてモデル校において検討する。
・医療的ケア新規担当教員研修（基礎研修会は年１回、実地研修会は年４回）
　看護師の指導の下、新たに医療的ケアを実施する教員は研修を修了する必要があるため、当該研修を実施する。
・医療的ケア担当者連絡協議会（年１回）
　日常的・応急的手当に関する理論や手技の習得、ヒヤリハット事例を共有し、今後の充実を図る。
・医療的ケア指導医派遣事業
　重度重複児に対応した医療機関が遠く、医療的ケアの指導に必要な指導が受けにくい地域にある学校や、急速に変化する医療的ケアの様々なニーズに対応するため、問題点の整理や手技等が必要となる学校に指導医を派遣する。

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

岡山県

来年度の目標
・医療的ケア児等とその家族が県内どこでも安心して生活できる体制の整備
・関係部署（保健・福祉・医療・教育・保育）の連携体制の構築による医療的ケア児支援体制の強化。

時　期	実施内容	担当課
通　年	小児等在宅医療連携拠点事業の継続	医療推進課
	障害児等療育支援事業の継続	障害福祉課
	重症心身障害児者と家族の安心生活サポート事業の拡充	
	喀痰吸引等3号研修事業の継続	
	医療的ケア充実事業の継続	特別支援教育課
年3回	庁内の実務担当者会議の開催 具体的な検討内容 　各部署で実施している医療的ケア児支援に係る事業の整理。 　県内の医療的ケア児（その保護者）が置かれている状況の把握やニーズの明確化及びニーズに対する対応策の検討等。	医療推進課 健康推進課 医薬安全課 障害福祉課 子ども未来課 特別支援教育課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

広島県

1. 県又は政令市の基礎情報

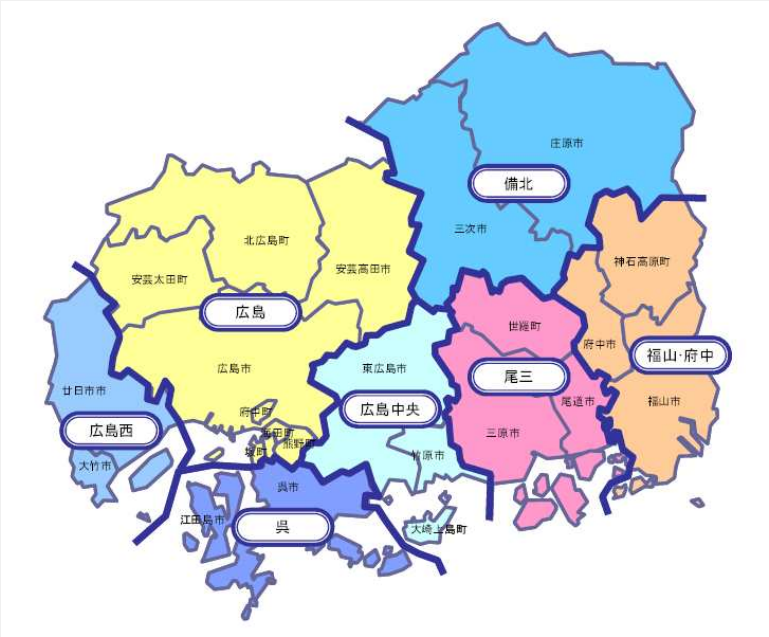

広島県障害者プランにおける
障害保健福祉圏域

「広島県保健医療計画」の二次保健医療圏及び
「ひろしま高齢者プラン」の老人保健福祉圏域と
同じ圏域

基礎情報

①	圏域数	7圏域
②	人口	2,819,839人 （平成28年4月1日現在）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	広島県障害者自立支援協議会（平成22年8月27日設置）
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	
⑤	医療型短期入所事業所数	11事業所 （平成28年4月1日現在）
⑥	喀痰吸引等3号研修修了者数	1,380件 （平成27年度末現在）
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	626機関 （　　）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	6%
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	173名（平成27年度）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	27名（平成27年度）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

広島県

平成28年度医療的ケア実施体制整備事業実施内容（実施主体は，広島県教育委員会）

1　医療的ケア運営協議会の開催

学校における医療的ケアの実施状況等の検討などを行うため，学識経験者，医療関係者，行政関係者及び学校関係者等からなる医療的ケア運営協議会を設置。学校における実施状況の検討，ヒヤリハット・アクシデント事例の分析・蓄積，関係機関等との連絡調整等に関する協議・連絡調整を行うものとし，年2回開催。

2　医療的ケア指導医による相談の実施

学校における医療的ケア実施体制の整備を進めるため，医療的ケア指導医を学校に派遣。指導医は，学校における医療的ケアの実施体制に関する助言を校長に行う。

3　看護師研修の実施

広島県教育委員会が，学校において安全かつ適正な医療的ケアを実施するため，学校に配置している看護師に対して研修を実施。

4　校内体制の整備

（1）教員に特定行為を実施させるに当たって，対象となる特別支援学校を，登録特定行為事業者として登録。

（2）県教育委員会が登録研修機関となり，学校において認定特定行為業務従事者となる教員を養成。

（3）学校に医療的ケアの各行為についての一般的なマニュアル及び対象幼児児童生徒に係る個別の実施マニュアルの作成を指示するとともに，学校を研修の実施場所とし，安全かつ適正な医療的ケアを実施するための基本研修及び実地研修を実施。また，学校は，安全かつ適正な医療的ケアを実施するための主治医による研修及び校内研修を実施。

（4）学校に配置している看護師以外の看護師又は医師の同行（修学旅行及び宿泊学習，校外における教育活動，その他）に係る旅費及び報償費を予算の範囲内で別途措置。

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

広島県

来年度の目標

（未定）

時期	実施内容	担当課
10月，2月	医療的ケア運営協議会	特別支援教育課
7月～8月	看護師研修（医療機関研修，理論研修）	特別支援教育課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

山口県

1. 県又は政令市の基礎情報

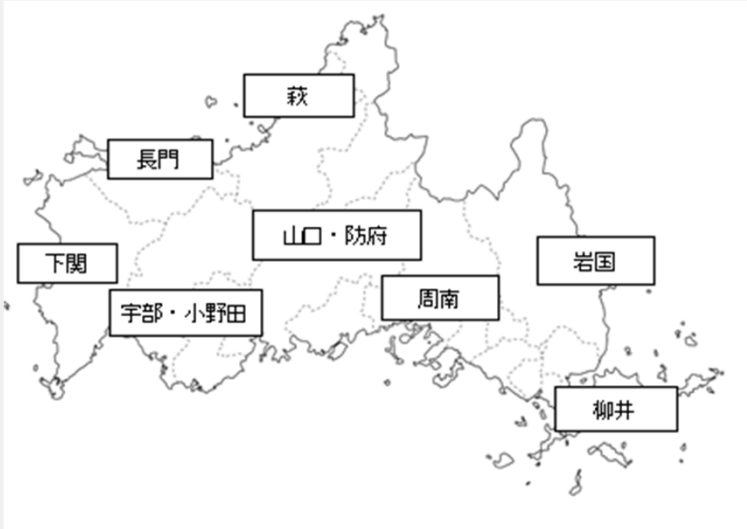

※ただし、障害福祉計画における障害保健福祉圏域としての設定

基礎情報

①	圏域数	8
②	人口（H28.10.1）	1,393,904
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	検討中
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	0
⑤	医療型短期入所事業所数（H28.11.1）	6
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数（H28.3.31）	713
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数（H28.10.1） （うち小児患者に対応できる医療機関数）（H27.8.1）	174 (3)
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数（H27.8.1） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）（同）	104 (19)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（H28.4.1）	11.6% (35)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H27.5.1）	86
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H27.5.1）	33

2. 医療的ケア児支援のための取組概要(1/2)

山口県

〇医療的ケア児に係る実態把握
・県周産期医療実態調査（H27.8）にあわせて、小児在宅医療に関する調査を実施
（調査対象：小児科を標榜する医療機関、訪問看護ステーション、家族等）
（調査内容：小児在宅医療への取組状況、家族のニーズ状況等）

〇小児在宅医療に関する理解促進
・小児科医師等を対象とした研修会（実技等）の開催（県小児科医会に委託）
・訪問看護師等を対象とした研修会の開催（県看護協会に委託）
・市町保健師や病院看護師等を対象とした研修会（圏域別の情報交換等）の開催
（県立総合医療センターに委託）

〇総合周産期母子医療センターを中核とした周産期医療体制の確保
・県立総合医療センター（総合周産期母子医療センター）に、入院児支援コーディネーターを配置し、NICU等長期入院児への支援等を実施

２．医療的ケア児支援のための取組概要(2/2)

山口県

〇医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校9校（平成28年度）に看護師を配置。当該保護者からの実施依頼により主治医の指示に基づいて、看護師が医療的ケアを実施。

〇医療的ケアを実施するに当たり、保護者との連携のもと、対象児童生徒の状況を把握し、医療的ケアの施行管理を行うとともに、校長、養護教諭、教諭等からなる校内医療的ケア検討委員会を設置する等、校内保健管理体制を整備。

〇平成１５年にスタートした看護師配置の取組による成果

・看護師配置による対象児童生徒の安全な学習環境の整備と保護者の負担軽減
・対象児童生徒の健康の保持増進（経管栄養による誤えん防止と十分な水分補給等）
・学習の継続性の確保（保護者の都合等による欠席の減少等）

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

山口県

来年度の目標
・各分野間の連携体制のあり方の検討
・医療的ケア児に対する支援体制の理解促進
・医療的ケア担当者の資質向上

時期	実施内容	担当課
通年	各分野間の連携体制のあり方の検討	関係課
通年	小児在宅医療に関する理解促進 （小児科医師、訪問看護師等に対する研修会の実施）	医療政策課
通年	総合周産期母子医療センターを中核とした周産期医療体制の確保 （入院児支援コーディネーターを中心としたNICU等長期入院児への支援）	医療政策課
８月	特別支援学校医療的ケア担当看護師等研修会	特別支援教育推進室

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

徳島県

1. 県の基礎情報

基礎情報

①	圏域数（H28.4）	3
②	人口（H28.10推計）	750540
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	平成28年度内に設置予定
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数（H28.10）	0
⑤	医療型短期入所事業所数（H28.4）	2
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数（H28.10）	318
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数（H26.3） （うち小児患者に対応できる医療機関数）	179 （不明）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数（H28.9） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	76 （不明）
⑨	看護師・准看護師（非常勤含む）を配置している保育所・認定こども園の割合（数）（H28.4）	19.4% （41）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H28.5）	34
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H28.5）	17

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

徳島県

年度・分野（所管課）	保健（健康増進課）	医療（広域医療課）	福祉（障がい福祉課）	教育（特別支援教育課）
H15～				○ 医療的ケアの課題やヒヤリハット事例等について，医師や看護師の専門家で構成する「医療的ケア・給食等の指導検討委員会」において検討
H17～				○ すべての特別支援学校に看護師を配置
H21～	○ NICU長期入院児の在宅支援体制整備事業 管内に周産期母子医療センターを持つ徳島保健所において，医療依存度の高いNICU長期入院児等の在宅移行支援を目的として，次の事業を実施。 ・各関係機関の連携強化を図り，小児の在宅療養体制を協議するための会議の開催 ・小児の在宅療養を支える関係職員の資質向上と人材育成のための研修会の開催 ・支援関係者用の在宅療養支援ガイドブックの作成 など			
H27			○ 県自立支援協議会推進部会内に「重症心身障がい児支援体制検討会」を設置（11月） ○ 県内在住の重症心身障がい児115名を対象にアンケート調査を実施（12月）	○ 特別支援学校医療的ケアガイドブックを作成し，特別支援学校における医療的ケアのガイドラインを提示（3月）
H28		○ 小児医療（救急）関係者会議において，重症心身障がい児等に係る小児在宅医療について協議（10月）	○ 県自立支援協議会においてアンケート結果を報告（7月） ○ 庁内関係課担当者による「医療的ケア担当者打合会」を開催（8月） ○ 重症心身障がい児支援に関する施設連絡会議を開催（9月）	
H28年度内			○ 県自立支援協議会推進部会内に「医療的ケアを要する障がい児の支援に関する検討会」を設置（予定）	

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

徳島県

来年度の目標
・平成27年度に実施した，重症心身障がい児に対するアンケートで
浮かび上がった課題
「障害福祉サービス事業所における課題の把握」
「短期入所施設拡大のための方策の検討」
「事業所職員の資質向上」
への対応策の具体化

時期	実施内容	担当課
未定	支援に関する検討会	障がい福祉課
未定	小児医療（救急）関係者会議	広域医療課
4月，7又は8月	学校看護師を対象とした研修会	特別支援教育課
未定	医療的ケア・給食等の指導検討委員会	特別支援教育課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

香川県

1．県又は政令市の基礎情報

基礎情報

医療的ケア児支援の体制整備を進めている圏域
⇒支援体制の整備を進めている圏域は現在のところありません。

①	圏域数	5圏域
②	人口	972,156＜H28.10.1＞
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	なし
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数	6か所（H28.11.1）
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	117人（H28.11.1 ）
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	784か所（うち小児98か所）（H27.10.1）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護ステーション数 （うち小児患者に対応できる訪問看護ステーション数）	76か所（うち小児16か所）（H28.11.1）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） ※看護師業務を専任で行っている保育所の数	5か所（H28.10.1）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	69人（H28.5.1）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	13人（H28.5.1)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要①

香川県

〇母子保健関連

① 周産期医療体制と患児等のQOL向上に関する調査の実施（H２８．３）

周産期医療体制の対策として、周産期医療センターの実態調査および利用者の意識調査等を実施し、NICU等長期入院患児およびその家族のQOLの向上について検証を行った。

このアンケート結果では、人工呼吸器装着等の医療的なケアが必要な小児の訪問診療が可能な医療機関は、小児科を標榜する病院・診療所120か所中6か所、在宅療養支援病院・診療所等１３４施設中3か所、訪問看護ステーションは57施設中16か所が対応可能との回答があった。

② 周産期協議会：年１回

2. 医療的ケア児支援のための取組概要②

香川県

〇障害児関係

- 医療的ケア児支援のための取組に関する概要
  「重症心身障害児（者）にかかる在宅支援事業」
  重症心身障害児（者）の在宅介護の支援のための、医療型短期入所の受入体制の整備。

- 各関係者の役割
  香川県：補助事業者の指定及び補助
  指定補助事業者：医療型短期入所事業所の空床確保

- 取組み開始年度及び事業実施内容
  開始年度：平成27年11月
  事業実施内容：「香川県医療型短期入所受入体制整備事業費補助金交付要綱」に基づき、指定補助事業者において短期入所の空床を確保したが利用がなかった場合に、短期入所の利用があった場合に相当する額を補助するもの。

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

香川県

来年度の目標
・小児在宅医療研修会の開催（母子保健関連）
・重症心身障害児（者）に係る在宅支援事業（継続事業）

時期	実施内容	担当課
未定	小児在宅医療研修会の開催	子育て支援課
継続	重症心身障害児（者）に係る在宅支援事業	障害福祉課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

愛　媛　県

1. 愛媛県の基礎情報

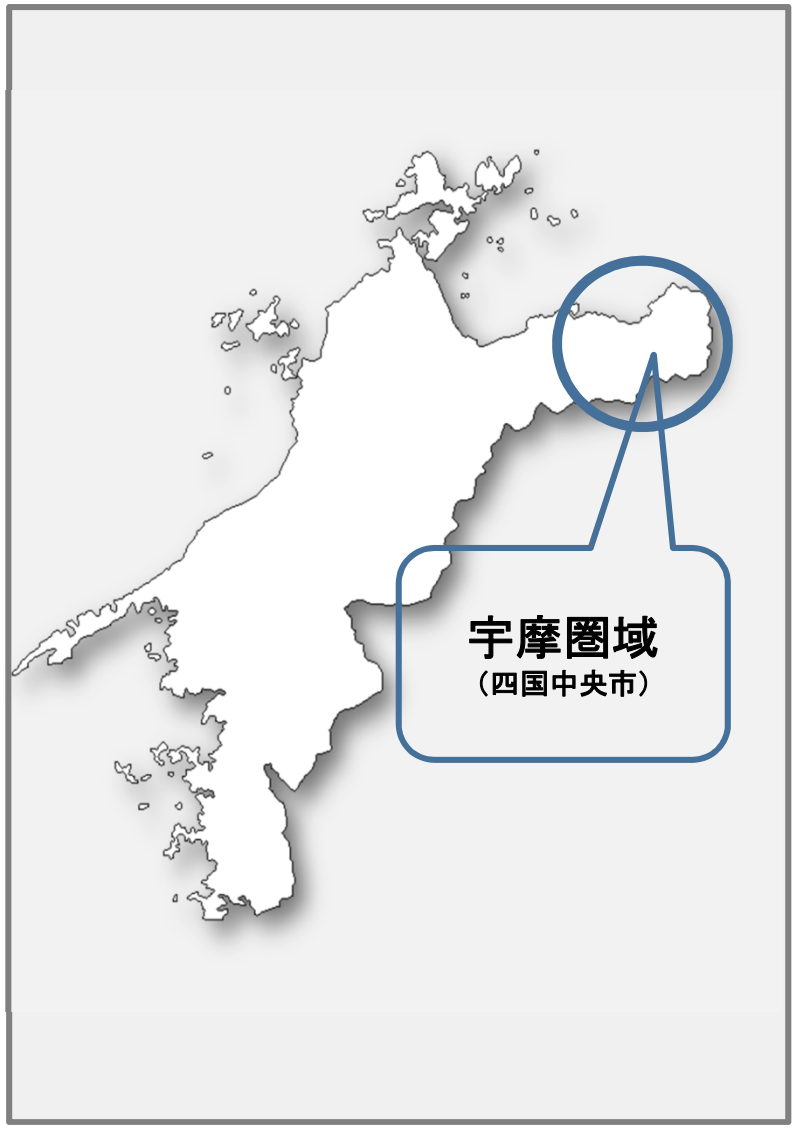

基礎情報

①	圏域数（第６次愛媛県地域保健医療計画）	6圏域
②	人口（平成28年10月1日時点推計値）	1,375千人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	平成30年度 設置予定
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数	3か所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数（平成27年度末）	188名
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数（27.3.31）U1 （うち小児患者に対応できる医療機関数）U3	219施設 （106施設）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数（平成26年5月審査分～平成27年4月審査分）U2 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）U4	148施設 （43施設）
⑨	看護師を配置している保育所の数	1か所
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（平成27年5月1日）	92人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（平成28年度）	12人

スライド 1

U1	全国在宅医療会議における地域別データ（在宅療養支援病院・在宅療養支援診療所の合計） User, 2016/11/15
U2	介護給付費実態調査（平成26年） User, 2016/11/15
U3	えひめ医療情報ネットから検索 User, 2016/11/29
U4	えひめ医療情報ネットから検索 （訪問看護（小児）対応可能な医療機関であるため、訪問看護事業所とは異なるが、代替のデータとして掲載） User, 2016/11/29

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

愛媛県

≪障がい福祉≫

- （平成19年度～）県立子ども療育センター等県内13施設において障害児（者）療育等支援事業を実施し、訪問による療育指導など、重症心身障がい児（者）の在宅生活を支援している。
- （平成26年度）西条以東の東予地域に重症心身障がい児（者）に対応できるサービス事業所がなかったこと、また平成27年4月から新居浜市に肢体不自由児の特別支援学校川西分校が開設されることに伴い、重症心身障がい児（者）の日中活動の場を確保することが喫緊の課題であったことから、「重症心身障害児(者）療育支援体制整備促進事業」を実施。東予地域の関係者と連携し、情報共有、事務所視察、療育指導体験会の実施等を行った。

≪教育≫

- （平成15年度～）肢体不自由特別支援学校に非常勤看護師を配置し、医療的ケアを実施してきた。平成28年度は、県立特別支援学校６校に12名の非常勤看護師を配置し、医療的ケアを実施している。
- （平成25年度～）喀痰吸引等研修（第３号研修）に特別支援学校の教員を参加させ、看護師と協力して医療的ケアを行う体制づくりに取り組んでいる。

≪在宅医療≫

- （平成26年度～）医療的ケアを必要とする障害者が在宅で暮らせる体制整備のための協議会を設置（四国中央市）

愛媛県

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- 在宅生活の支援体制の整備に向け、関係機関による協議の場の設置について、具体的な検討を進める。
- 特別支援学校において、人工呼吸器等の高度な医療的ケアへの対応を含めた安全・安心な医療的ケア実施体制の充実を図る。

時期	実施内容	担当課
平成29年度～	医療的ケアを必要とする障がい者が在宅で暮らせる体制整備のための協議会の設置（再掲）及び喀痰吸引に係る研修参加促進（四国中央市）	医療対策課
平成29年度～	医療的ケア校内支援体制充実事業 〇校内医療的ケア安全員会等に外部専門家を派遣し、高度な医療的ケアへの対応を含めた校内の医療的ケア実施体制の充実を図る。	特別支援教育課
平成29年度～	看護師のための研修体制充実事業 〇高度な医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の医療的ケアを行う看護師への研修を実施し、安全・安心な医療的ケア実施のための研修体制の充実を図る。	特別支援教育課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

高知県

1. 県又は政令市の基礎情報

障害保健福祉圏

保健医療圏：中央は1圏
（東西に分かれていない）

基礎情報

①	圏域数	障害保健福祉圏：5圏 保健医療圏：4圏
②	人口	721,092人（H28.10.1現在）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度）	・高知県重症心身障害児等サービス調整会議（平成24年設置） ・高知県障害者教育支援委員会（昭和51年設置）
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数	4か所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	188人（29事業所） （H28.11.14現在）
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	178施設 （47施設）※医療的ケア児等に対応出来る医療機関数は不明
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	59ステーション （13ステーション）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	29%（73/252か所）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	特別支援学校：通学18名、訪問教育7名（H28） 小・中学校：7名（6市町）（H27）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	特別支援学校：12名（うち、医療的ケア対応看護師10名）（H28） 小・中学校：3名（3市町）（H28）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

高知県

1　本人や家族に対しての支援の取組み

□**障害児者地域支え合い支援事業**（H18～）（障害保健福祉課）
・公的な介護サービスが利用できない場合で、家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に、障害児（者）が予め登録した介護人から介護を受ける（介護委託）市町村事業に対して補助する（上限：登録利用者1人につき50時間）

□**重度障害児者のヘルパー利用支援事業**（H25～）（障害保健福祉課）
・入院時に家族の代わりにヘルパーが付き添う場合や（上限：対象者1人につき42日）、保護者が通所事業所へ送迎する際のガイドヘルパーの利用に係る経費に対して補助する

□**通学支援**（「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づく就学奨励費）（H26～）（特別支援教育課）
・重度重複幼児児童生徒に係る通学時のタクシー利用に関する補助
保護者等の運転する自家用車で通学している者が、タクシーを利用して通学した際の費用について、自家用車相当分のガソリン代を通学費として補助する
（上限：対象者1人につき48回（往復24回））

□**一時預かり事業（訪問型）**（H29予定）（幼保支援課）
・集団保育が著しく困難な場合に、家庭において一時的に保育を行う

□**医療的ケア児等支援事業（定期受診の通院時）**（H29予定）（障害保健福祉課）
・付き添いの看護師が必要となる場合の訪問看護に係る費用を補助する（上限：対象者1人につき12回）

2　支援者への取組み

□**短期入所利用促進事業**（H25～）（障害保健福祉課）
・医療機関において短期入所サービスを提供した場合、その支援に係る経費に対して補助する

□**小児在宅医療体制整備事業**（H27～28）（医療政策課）
・小児訪問看護指導者育成派遣事業、及び養成された小児訪問看護師による訪問看護ステーション職員教育指導事業
（H29年度は、中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金を活用し、小児・難病患者等の高度なケアを要する児・者への訪問に対して、訪問看護師に教育支援が必要な場合の支援費用を確保する）

□**相談支援専門員等研修**（H28予定）（障害保健福祉課）
・相談支援専門員、市町村職員及び県職員向けのスキルアップ研修を行う

□**医療的ケア児保育支援モデル事業（保育対策総合支援事業）**（H29予定）（幼保支援課）
・医療的ケア児が保育所利用を希望する場合に、市町村が看護師を雇用した際の費用を補助する

□**医療的ケア児等支援事業**（H29予定）（障害保健福祉課）
・保育所等への訪問看護に係る経費に対して補助する（訪問看護による医療的ケア、市町村が雇用する加配看護師への技術的支援）

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

高知県

来年度の目標
・保育所等への受入体制を整備する市町村に補助することにより、医療的ケア児の発達に応じた適切な保育の提供を行う。
・必要な経費の補助を行うことにより、保育所等への通園や定期受診時に訪問看護が受けられるようになる。
・看護協会の小児担当訪問看護師及び地域の訪問看護師が連携し高いスキルを身につけるとともに、医療的ケア児に対して訪問看護が提供できるようになる。（看護協会）

時期	実施内容	担当課
H29.4.1～	医療的ケア児保育支援モデル事業（補助金創設（補助先：市町村）） ・医療的ケア児について、その保護者や児童が保育所利用を希望する場合に、受け入れることができる保育所の体制の整備を行う。（H29保育対策総合支援事業費補助金）	幼保支援課
H29.4.1～	一時預かり事業（訪問型） ・集団保育が著しく困難な場合に、家庭において一時的に保育を行う。	幼保支援課
H29.4.1～	医療的ケア児支援事業（補助金創設（補助先：市町村）） ・医療的ケア児が、保育所等へ入所できるよう、技術支援への補助、訪問看護への補助を行う。 ・医療的ケア児（者）が、定期受診する際に、看護師の付き添いが必要な場合の訪問看護費用の補助を行う。	障害保健福祉課
年間通して	中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金 （補助先：訪問看護ステーション連絡協議会） ・各医療機関・訪問看護ステーション(ST)からの相談・調整を行う。 ・NICU等を退院する児の退院調整や継続看護について、サービスの調整を行い（退院調整、教育指導費補助）、対応可能なSTが支援する。 ・小児の訪問看護に携わる訪問看護師との連携会議を行う。（看護協会のST事業）	医療政策課
日程調整中	・ピアサポート研修として、難病関連事業（ピアカウンセラー養成研修）との連携や独自の研修を行う。	障害保健福祉課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

福岡県

1. 県又は政令市の基礎情報

基礎情報

①	圏域数	13圏域（障害福祉圏域）
②	人口	5,111,697人（H28.3末現在）
③	医療的ケア児支援のための協議の場※県設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む）））	特別支援学校医療的ケア体制整備事業運営協議会（H19.8） 小児等在宅医療推進事業検討会（H28年度に設置予定）
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	76人（H27実績） （相談支援従事者専門コース別研修（重症心身障害児者支援）プログラムの受講者数）
⑤	医療型短期入所事業所数	32事業所（H28.11.1現在）
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	82人（H27実績）
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	在宅療養診療所　：888ヶ所（H27.7.1現在） 在宅療養支援病院：　69ヶ所（H27,7,1現在） ※小児対応医療機関 ①在宅医療時の外来診療に一部対応あるいは対応可： 回答のあった432ヶ所のうち78ヶ所 ②在宅療養児の訪問診療に一部対応あるいは対応可： ①の78ヶ所のうち36ヶ所 ③在宅療養児の往診に一部対応あるいは対応可： ②の36ヶ所のうち34ヶ所 （平成26年度小児等在宅医療連携拠点事業で調査実施）

⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	訪問看護事業所：455ヶ所（H28.10.1現在） ※小児対応訪問看護事業所：回答のあった261ヶ所のうち112ヶ所 （平成26年度小児等在宅医療連携拠点事業で調査実施）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	41．7%（209） （H27.4.1時点、政令市・中核市除く）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	特別支援学校：18校188人 小・中学校　　：12校　12人（H27.5.1現在）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	特別支援学校：36人 小・中学校　：　1人（H27.5.1現在）

２．医療的ケア児支援のための取組概要

福岡県

在宅重症心身障害児者に対する医療的ケア体制整備：障害者福祉課

１．事業目的

在宅で医療的ケアが必要な重症心身障害児者を介護する家族の負担軽減を図る。

２．事業概要

（１）医療型短期入所事業所設置支援事業（H26～）

①実地研修の実施

・対象：介護老人保健施設職員（看護師・介護士）

・内容：重症心身障害児入所施設での実地研修（障害特性の知識習得、コミュニケーションの方法等）

・実習期間：３日間（１日目：講義、２・３日目：実習）

②施設整備に対する補助

・対象：介護老人保健施設で新たに医療型短期入所事業を実施する法人

・内容：機器（たん吸引器、電動ベッド等）の整備

・補助額：対象経費の１／２（上限２５万円）

（２）　介護職員に対する喀たん吸引等研修（H26～拡充）

○喀たん吸引等研修（第３号）の実施

（３）　相談支援の強化（H26～）

○重症心身障害児者の相談に対応できる相談支援従事者の育成研修

・対象：相談支援事業所職員等

・内容：重症心身障害児入所施設の職員を講師として、障害特性の知識習得、事例を用いたグループ演習等の研修

（４）レスパイトケア体験型説明会（H28～）

・対象：介護老人保健施設職員

・内容：介護老人保健施設を活用した重症心身障害児者の医療型短期入所サービスについて

（５）医療型短期入所利用体験事業（H28～）

・対象施設：医療型短期入所の利用体験の提供が可能である介護老人保健施設

・利用対象者：対象施設における医療型短期入所体験の利用を希望する者　１人１回

・内容：日帰り利用で医療型短期入所の受入れを行い、利用対象者に必要な短期入所サービスを提供する。

２．医療的ケア児支援のための取組概要

福岡県

平成２８年度福岡県小児等在宅医療推進事業：高齢者地域包括ケア推進課

１．事業目的

ＮＩＣＵで長期の療養を要した児をはじめとする在宅医療を必要とする小児等が、在宅において必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できるよう、福祉や教育などとも連携し、地域で在宅療養を支える体制を構築する。

２．拠点病院

平成２６年７月～　九州大学病院、北九州市立総合療育センター（計２ヶ所）

平成２７年１月～　上記に加え、福岡大学病院、福岡市立こども病院、聖マリア病院、飯塚病院（計６ヶ所）

３．事業概要

（１）小児等医療提供ネットワーク構築

小児等の在宅医療に関する研修の実施等により、受け入れが可能な医療機関・訪問看護事業所数の拡大を図るとともに、専門機関とのネットワークを構築する。

（医師・看護師向け研修の開催、同行訪問の実施、在宅支援マニュアルの作成等）

（２）　医療・福祉・教育との連携

地域の福祉・教育・行政関係者に対する研修会や意見交換会の実施等により、医療と福祉等の連携の促進を図る。

（多職種研修会・意見交換会・症例検討会の開催、自立支援協議会への参画等）

（３）　課題の抽出と検討

地域での小児等の在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策について検討する。

（家族へのヒアリング、レスパイトの現況把握等）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

福岡県

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業：健康増進課

小児慢性特定疾病児童等に対しては、患児や家族の不安や悩みを軽減し、生活の質の向上を図るために、相談支援や地域関係者への研修等を実施している。

≪保健福祉（環境）事務所≫

○慢性疾病児童等に対する療育相談
家庭看護、食事・栄養指導、精神的支援、福祉制度の紹介等

○小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリング
患児を抱える保護者の相談会、交流会等

○小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付
患児への日常生活用具の給付（市町村への補助）

連携

≪小児慢性特定疾病自立支援員≫
―福岡県難病相談・支援センターに配置―

○各種相談
療養・日常生活、進学・就労相談、患児家族交流会の紹介等
関係機関との連絡調整を行いながら自立に向けて支援

○地域関係者への啓発や情報提供
学校の養護教諭、保育実施従事者等に対する研修会の実施等

【福岡県難病相談・支援センター】
～　小児から成人期までの切れ目ない支援　～

難病相談支援員

小慢自立支援員 ⟷ 難病医療ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ

福岡県と福岡市の自立支援員２名で対応

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

福岡県

平成28年度福岡県特別支援学校医療的ケア体制整備事業：教育委員会

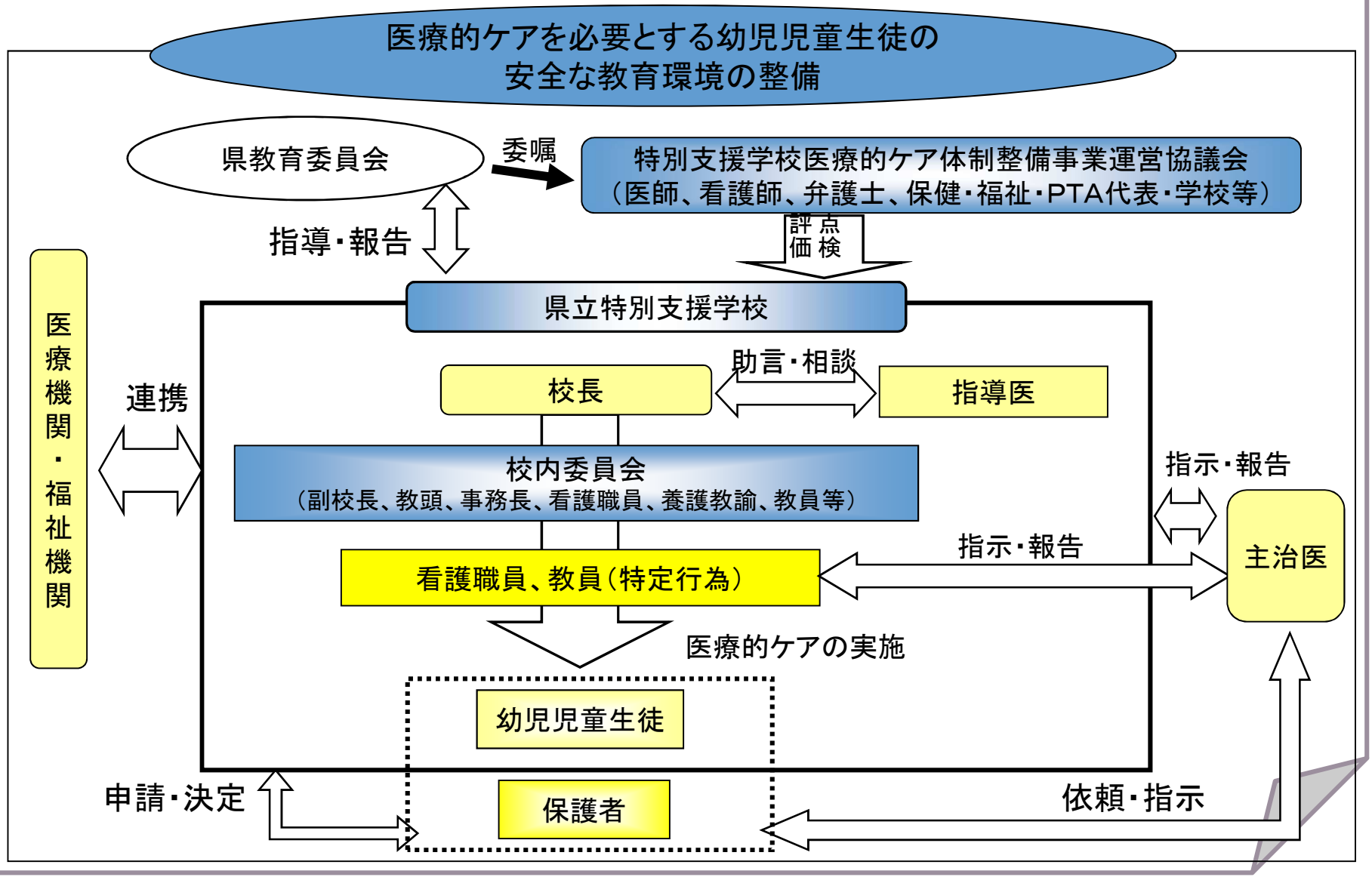

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

福岡県

来年度の目標

・医療型短期入所事業所の増
・市町村における医療・福祉・教育・保育等の関係機関での情報共有の強化

時期	実施内容	担当課
H29.4～H30.3 （予定）	小児等在宅医療推進事業 医師・看護師向け研修、多職種研修、同行訪問、家族ヒアリング等	高齢者地域包括ケア推進課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

佐賀県

1. 県又は政令市の基礎情報

障害保健福祉圏域
（2次保健医療圏域）

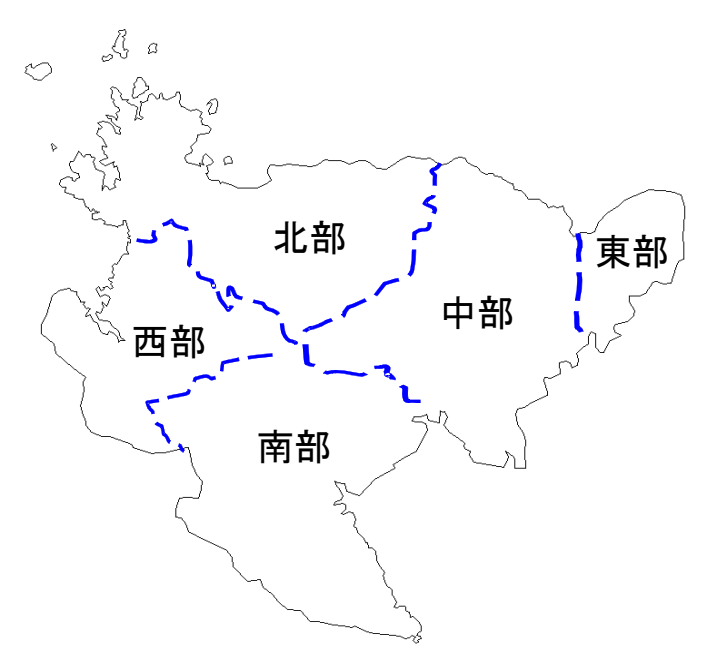

基礎情報

①	圏域数（H28.4.1）	5圏域
②	人口（H28.4.1）	829,089人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	自立支援協議会 こども部会(H29年度設置予定)
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数（H28.4.1）	0人
⑤	医療型短期入所事業所数（H28.4.1）	5事業所
⑥	喀痰吸引等3号研修修了者数（H28.4.1）	89人
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数（H28.4.1） （うち小児患者に対応できる医療機関数）	108機関 （14機関）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数(H28.4.1) （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	63事業所 （10事業所）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（H28.4.1）	35%
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H28.5.1）	88人 （特別支援学校82人、小・中学校6人）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H28.5.1）	19人 （特別支援学校のみ配置）

２．医療的ケア児支援のための取組概要

佐賀県

佐賀県では、各関係機関において、医療的ケア児支援のための取組を行っています。

(1) 保健担当 （ 男女参画・こども局　こども家庭課 ）

- 各保健福祉事務所において、小児慢性特定疾病児童等の相談支援や交流会を実施
- 平成27年度から小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置し、相談支援や関係機関との連絡調整を実施
- 平成27年度から慢性疾病児童地域支援連絡会を開催。関係機関との情報交換や課題の検討を実施

(2) 在宅医療担当 （ 健康福祉部　医務課 ）

- 佐賀県看護協会の訪問看護サポートセンターでは、医療的ケアが必要な高齢者や成人のみでなく、小児への対応もできる訪問看護ステーションを増やすため、研修や相談事業等を実施しており、県は、その事業支援を行っている。

(3) 障害福祉担当 （ 健康福祉部　障害福祉課 ）

- 平成11年度から児童発達支援センターにおいて、訪問・外来による療育支援や支援者への技術指導を実施（障害児等療育支援事業）
- 平成25年度から医療型短期入所及び日中一時支援事業所の医療的ケアが必要な障害児者の受け入れに助成し、家族のレスパイト支援を実施

２．医療的ケア児支援のための取組概要

佐賀県

(4) 保育担当 （ 男女参画・こども局　こども未来課 ）

・　現段階で取組なし

(5) 教育担当 （ 教育庁教育振興課特別支援教育室 ）

・　県教育委員会は、「医療的ケア支援事業」を平成１５年１２月に創設し、看護師を非常勤職員として特別支援学校に配置すること等により、校内における医療的ケアに関する体制を整備し、付添い等の保護者の負担軽減及び児童生徒の学習の機会の安定・確保を図ることとしている。

①　特別支援学校における医療的ケア実施の看護師の配置

医療的ケアを必要とする児童生徒数に応じて県立特別支援学校に看護師を配置する。

※　平成28年度教育支援体制整備事業費補助金(インクルーシブ教育システム推進事業)も活用

②　特別支援学校における医療的ケア支援体制の整備

看護師の研修（主治医による指導等）、指導医による看護師の訪問指導、校内医療的ケア委員会、校内医療的ケア研修会、教職員研修等に係る経費を予算化している。

※　各関係者の役割については、今後、協議の場で検討していく予定

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

佐賀県

来年度の目標
・　関係機関の協議の場を県及び障害保健福祉圏域（２次保健医療圏域）ごとに設置

時期	実施内容	担当課
平成28年後期	県及び圏域自立支援協議会の開催	障害福祉課
平成29年前期	県及び圏域自立支援協議会こども部会の立上げ	障害福祉課
平成29年後期	県及び圏域自立支援協議会こども部会の開催	障害福祉課
平成29年度	平成28年度の事業継続及び新たに圏域ごとに慢性疾病児童地域支援連絡会を開催	こども家庭課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

長崎県

1. 県又は政令市の基礎情報

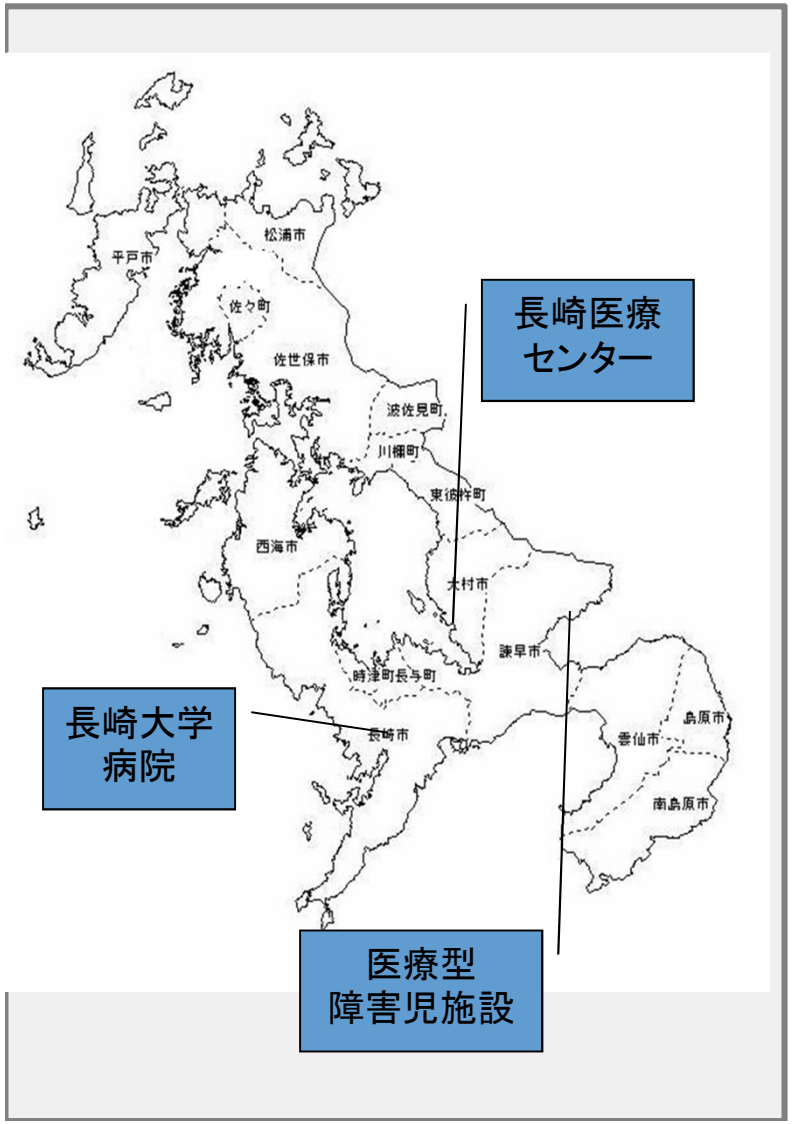

基礎情報

①	圏域数	8
②	人口	1,366,249人 （H28.11）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	医療的ケアが必要な在宅小児等への支援事業 H27年度～（3カ年）
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	0名
⑤	医療型短期入所事業所数	5箇所（H28.11）
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	183名（実人数） （H28.10）
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	351（不明） （H26.3.31）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	86（13） （H26.3.31）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	40.8%（173） （H28.10）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	94（特別） 13（小中）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	13（特別） 2（小中）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

長崎県

H27～ 医療的ケアが必要な在宅小児等への支援事業

長崎医療センター

総合周産期母子医療センター

入院時から退院まで見据えた支援の実施、退院時の関係者会議のあり方など退院支援のマニュアル化、地域で開催される会議への参加

多職種連携

周産期母子医療センターの医師・看護師等

その他の関係者

訪問看護

退院カンファレンス・地域でのケア会議等の定期的な開催

かかりつけ医

相談支援専門員

保健師

→将来的にコーディネーター的な役割を期待

みさかえの園むつみの家

福祉（施設・介護関係）

・障害者の相談支援専門員や、訪問看護、介護、通所事業所などの福祉関係者に対する指導と育成

長崎大学病院

地域周産期母子医療センター

・症例検討会の開催、医師による地域の開業医へのはたらきかけ、家族会への支援

家族

医療と福祉が協力して、小児の在宅療養に関わる仲間を増やす。「相談支援専門員」を中心に、地域でリーダーとなる人材を育成する。

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

長崎県

来年度の目標
・各医療圏ごとに、在宅小児の支援調整ができる相談支援専門員（コーディネーター）を養成する。
・各医圏域ごとに、在宅小児を診療できる訪問医を増やす。
・NICUからの在宅移行がスムーズに行われる体制を構築する。

時期	実施内容	担当課
６月・１２月	喀痰吸引等研修（３号）基本研修	障害福祉課
通年	重症心身障害児者コーディネーターの育成	障害福祉課
通年	小児在宅症例検討会	医療政策課
通年	重症の在宅小児の家族会支援連絡会	医療政策課
通年	各医療圏域における関係者会議	医療政策課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

熊　本　県

1. 県又は政令市の基礎情報

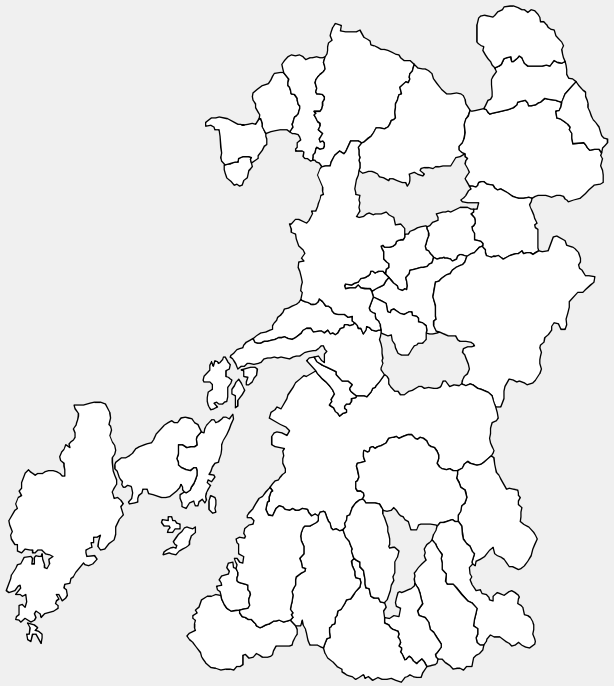

＊いずれの事業も県全体として実施しており、圏域としての取組みは実施していない。

基礎情報

①	圏域数	10圏域
②	人口	1,775,337人 (H28.10.1)
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	名称：NICU入院児支援事業関係者連絡会議 事業名：NICU入院児支援事業 平成21年度～年1回程度実施
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	未実施
⑤	医療型短期入所事業所数	11事業所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	376人 （平24～27 実人員）
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	257 （うち不明）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	178 （うち不明）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	約6.0% （25か所） （H28.6時点）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	139 （H27.5.1）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	39 （H27.5.1）

２．医療的ケア児支援のための取組概要

熊本県

１　地域療育総合推進事業（障がい者支援課）

在宅障がい児に地域で適切な療育サービスを提供できる体制充実を目的に、地域療育ﾈｯﾄﾜｰｸの構築、地域療育センター運営、在宅児童・家庭への直接支援及び地域療育拠点施設等の支援充実等を実施。

２　熊本県小児在宅医療支援センター運営事業（医療政策課）

熊本大学医学部附属病院に県内の小児在宅医療支援の中核となる「小児在宅医療支援センター」を設置し、総合的な小児在宅医療の推進を図る。

３　小児訪問看護ステーション機能強化事業（医療政策課）

小児を対象とした訪問看護ステーションの新規参入や継続に不安を抱く事業者の相談窓口の運営及び技術的支援を担う小児在宅支援コーディネーターの配置や、小児訪問看護に関する研修等を行う。

４　重度障がい者居宅生活支援事業（障がい者支援課）

重度訪問介護に対応できる介護従事者の育成を図るため、研修を実施。

医療的ケアが必要な重度の障がい児・者を受け入れる事業所に対し、利用者の受入れに必要となる自動車等の備品の購入費用の一部を助成。

５　NICU入院児支援事業（子ども未来課）

NICU入院児が、在宅等へ円滑に移行ができ、在宅においても安心した生活が過ごせるように、関係者連携会議等を通して支援体制の充実を図る。NICU入院児支援の関係者会議（１回）を開催予定。

６　ほほえみスクールライフ支援事業（特別支援教育課）

安全安心な学習環境整備と保護者の負担軽減を図るため、医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置。

熊本県

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標
- 地域の療育サービス体制の充実
- NICU入院児の在宅移行支援の充実
- 在宅の重度障がい児・者に対する支援
- 特別支援学校における看護師による医療的ケアの実施

時期	実施（予定）内容	担当課
随時	児童発達支援センターを中核とする地域療育支援体制への移行検討	障がい者支援課
H28.11.30開所	熊本大学医学部附属病院　小児在宅医療支援センターの活用	医療政策課
随時	小児訪問看護ステーション相談支援センターの活用	
随時	重度の障がい児・者を受け入れる事業所の設置・支援	障がい者支援課
平成30年1～3月	在宅移行支援に係る関係者会議の実施	子ども未来課
通年	特別支援学校に対する看護師の配置 人工呼吸器装着児童生徒に対する看護師派遣の補助	特別教育支援課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

大分県

1．県の基礎情報

障がい保健福祉圏域及び二次医療圏

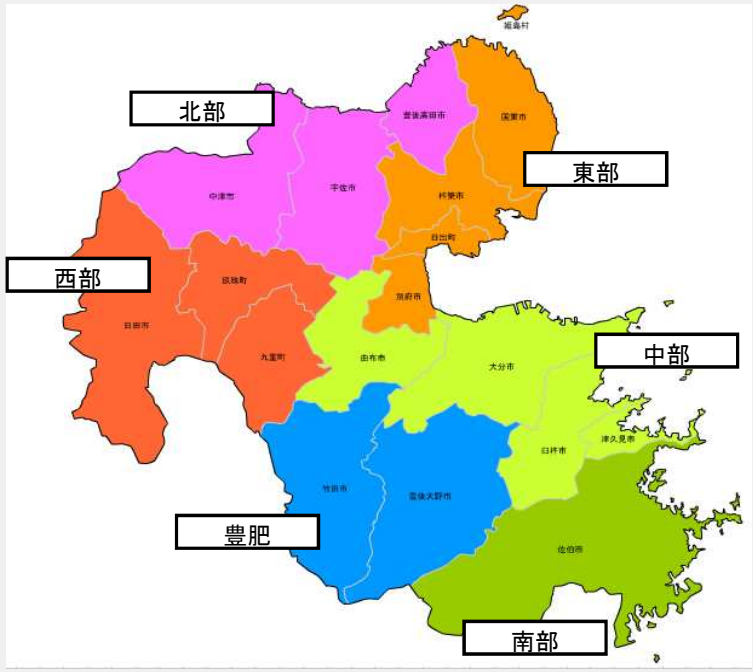

基礎情報

①	圏域数（H28.10.1）	6
②	人口（H27.10.1）	1,164,703人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	小児在宅医療連絡会 （H27年設置）
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数（H28.10.1）	0
⑤	医療型短期入所事業所数（H28.10.1）	9
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数（H28.10.1）	370
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数（H28.4.1） （うち小児患者に対応できる医療機関数）	364機関 （小児患児対応機関数不明）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数（H28.4.1） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	104施設 （小児患児対応事業所数不明）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （H27.4.1）	約21% （私立のみ）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H27.5.1）	98名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H27.5.1）	19名

２．医療的ケア児支援のための取組概要

大分県

【福祉保健部医療政策課】
・平成27年度から小児在宅医療推進システム構築事業を実施

※別添1参照

【福祉保健部障害福祉課】
・平成28年度から重症心身障がい児者在宅支援推進事業を実施

※別添2参照

【教育庁特別支援教育課】
・「大分県教育庁特別支援教育課における医療的ケアの取組」

※別添3参照

別添1

小児在宅医療推進システム構築事業

大分大学医学部附属病院小児科に事務局を設置し、関係機関との連携のもと、大分県下の小児患者・成人期移行患者の在宅医療を推進し、支援する体制を構築する。

＜取組年度＞ 平成27年度～

＜実施主体＞ 大分大学医学部附属病院 （大分県医療介護従事者養成・在宅医療体制構築事業費補助金）

＜実施内容＞

①小児在宅医療実技講習会（年2回）

胃管の挿入、吸引、人工呼吸管理法等の講習を行い、小児在宅医療に習熟した医師等を養成する。

②小児在宅医療実態調査

県内で在宅医療に移行できずに長期入院、長期施設入所を余儀なくされている小児患児数や、在宅医療に移行しているにも関わらず、充分な医療提供を受けられずにいる患児の実態について調査する。

③小児在宅医療連絡会（年3回）

小児の在宅医療へのスムーズな移行や、急変時の対応等、県内の小児在宅医療に関する課題の検討を行うとともに、関係機関を結ぶネットワークを構築する。

【参加機関】

NICU・小児科施設、在宅医療支援診療所、訪問看護ステーション連絡協議会、重症心身障がい児者施設、行政（福祉保健部障害福祉課、健康づくり支援課、医療政策課、教育庁特別支援教育課）

別添2

平成28年度　重症心身障がい児者在宅支援推進事業

現状

○重度の知的障がい（精神発達遅滞）及び重度の肢体不自由が重複している状態を表す障がい名。 ※知的A1級（IQ35以下）＋身体1～2級（重度）

○大島分類 1～4（色つき部分）が該当　※1968年「都立府中療育センター」の入所基準として、当時のセンター長 大島一良氏が作成

21	22	23	24	25
20	13	14	15	16
19	12	7	8	9
18	11	6	3	4
17	10	5	2	1
走れる	歩ける	歩行障害	座れる	寝たきり

（運動機能）

（IQ）80 70 50 35 20

○県内状況

・重度心身障がい児者数：624人 → うち 在宅320人　※福祉サービス利用実人数11,312人（H28.5）に対して約2.8%

○家族の声

・介護負担が大きい、医療的ケア（経管栄養等）ができる事業所が少ない、どのようなサービスがあるのか不明 等

○サービス提供事業所の声

・重症児者の支援経験がない、医療面のケアを考えると受入れが不安、個別的で専門性が高く対応が困難 等

⇒ 市町村における取組や体制の強化に向けた支援が必要
⇒圏域ごとにモデル市町村を選定し事業実施

「西別府病院」の専門性を活用↓地域に出向いて支援
（西別府病院：重心・筋ジス病棟を併設した県内唯一の施設）

Ⅰ市町村自立支援協議会
（保健医療、障害者団体、相談支援事業所、サービス提供事業所、市町村等の連携の場）

協議会に**西別府病院の医師、看護師、ソーシャルワーカー等を派遣**
（各市3 ～6回（隔月）程度）
→医療的視点等をもって
- **重症児者の支援体制の助言（受入れ事業所の拡充 等）**
- **サービス等利用計画の助言（検証）**

Ⅱサービス提供事業所
（重症児者の支援に携わる事業所・人材の育成）

市町村自立支援協議会からの働きかけや、**西別府病院による出前研修や受入れ研修**を通じて
- **医療的ケア（経管栄養 等）に対応できる事業所・人材の育成**
- **医療機関・老健等での空床型短期入所の確保**

Ⅲ相談支援事業所
※相談支援専門員（「ケアマネジャー」）のスキルアップ

重症児者の特性を踏まえた、**適切なサービス等利用計画を策定**できるよう、**計画更新時の家庭訪問に同行し実地指導**

■実地指導 参加メンバー
西別府病院：看護師、ソーシャルワーカー
相談支援事業所：相談支援専門員
市町村：保健師、サービス給付決定担当者　等

自立支援協議会を中心とした地域の主体的な課題解決
（重症児者に対応できる事業所の増加など重症児者とその家族が地域で安心して暮らせる在宅生活の実現）

各圏域の状況

	重症心身障がい児者数（在宅）	事業所数				
		重度訪問介護	生活介護	短期入所	相談支援（者）	相談支援（児）
東部	67	52	15	14	28	26
中部	155	121	38	40	44	27
南部	19	21	6	2	10	7
豊肥	13	16	7	9	10	6
西部	22	22	6	5	8	6
北部	44	28	12	9	16	14
計	320	260	84	79	116	86

H28実施状況

豊肥（竹田市）、西部（日田市）、東部（別府市）の各圏域でモデル事業を実施

※日田市での取組状況

Ⅰ西別府病院が協議会に出席し、日田市の現状等について意見交換（災害対策、地域における支援体制等）

Ⅱ事業所向け研修（３回）・西別府病院の視察研修による人材育成、一般向けセミナーによる地域における意識の醸成

Ⅲ西別府病院と相談支援専門員が重症児者家庭を同行訪問

今後の取組

■Ｈ２９年度

・Ｈ２８実施圏域での事業実績を踏まえ、他の圏域（中部、南部、北部）で事業を継続実施

・Ｈ２８の３市は自主的に事業を継続（県によるフォローアップも予定）

■Ｈ３０年度

・モデル市町村での事業実績・成果に基づき、支援者向けの事例集を策定

・研修会等の開催により、本事業の内容を全市町村へ横展開

別添3

大分県教育庁特別支援教育課における医療的ケアの取組～平成２８年度～

県知事

知事部局
障害福祉課

第３号研修に係る
認定証の申請、
登録の申請、登録の変更、
登録の更新、登録の辞退

・認定・認定証交付
・登録・登録通知
・指導監督

知事部局
高齢者福祉課

登録研修機関に係る
申請、登録の変更、
登録の更新、
登録の辞退

教育委員会（登録研修機関）

医療的ケア実施校担当者等研修（年１回）

医療的ケア実施校連絡会議（年1回）

医療的ケア研修
・教員研修
〔第3号研修〕
（年3日）
・看護師研修
（年3日）

関係部局

運営協議会の設置（年２回）
・事業の具体的計画の作成
・県レベルでの関係者間の連絡調整
・事業の報告内容の検討

学識経験者
医療部局
県教育委員会
連携
福祉部局
学　校
医師会
看護協会

ア）研修の受講
イ）認定証の申請・認定辞退（返納）
ウ）登録の申請・変更・辞退手続き
※イ）・ウ）の手続きは、教育委員会を経由する

ア）研修の実施・研修修了証明書の交付
イ）認定証取得審査・帳簿の管理
ウ）登録審査・登録変更審査・帳簿の管理
※イ）・ウ）は、審査後県知事に申請
※認定証・登録通知は、県知事から交付されたものを教育委員会を経由して実施校に送付

特別支援学校〔医療的ケア実施校〕

安全委員会の設置：学校における医療的ケアに関する資料提供

教員に対する研修：重症心身障がい児理解、心肺蘇生法、実地研修

教員による医療的ケアの実施：たんの吸引、経管栄養の確認

看護師による医療的ケアの実施：主治医の指示書に基づく各行為の実施

関係機関

主治医等との連携
・当該児童生徒の健康管理
・訪問看護

救急病院・：緊急時の連携体制

医療・福祉機関：研修等への協力

当該児童生徒の保護者との連携、連絡

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

大分県

来年度の目標

【医療政策課】
・小児在宅医療実技講習会や実態調査、関係機関連絡会を実施し、小児在 宅医療推進体制を構築する。
・小児在宅医療推進システム構築事業の3年間の取り組みの成果や新たに見い出された課題をまとめ、次のステップの方策を練る。
【障害福祉課】
・今年度事業実績を踏まえ、他の圏域で事業（市町村自立支援協議会への参加、研修開催等）を継続実施する。
【教育庁特別支援教育課】
・看護師や教員等に対する研修や医療的ケア実施校連絡協議会、医療的ケア運営協議会を実施する。

時期	実施内容	担当課
4月～3月	小児在宅医療推進システム構築事業（小児在宅医療実技講習会や実態調査、関係機関連絡会開催）	医療政策課
4月～3月	重症心身障がい児者在宅支援事業（市町村自立支援協議会への参加、研修開催）	障害福祉課
4月･8月･12月	医療的ケア実施校配置の看護師研修	特別支援教育課
5月･8月	教員実施に向けた医療的ケア教員研修	特別支援教育課
5月	医療的ケア実施校担当者等の（副校長･教頭、運営担当者）研修	特別支援教育課
8月	医療的ケア実施校連絡協議会	特別支援教育課
5月･2月	大分県医療的ケア運営協議会	特別支援教育課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

宮崎県

1. 県又は政令市の基礎情報

障がい保健福祉圏域における重症心身障がい児（者）等を対象とした
障害福祉サービス事業所等の分布状況

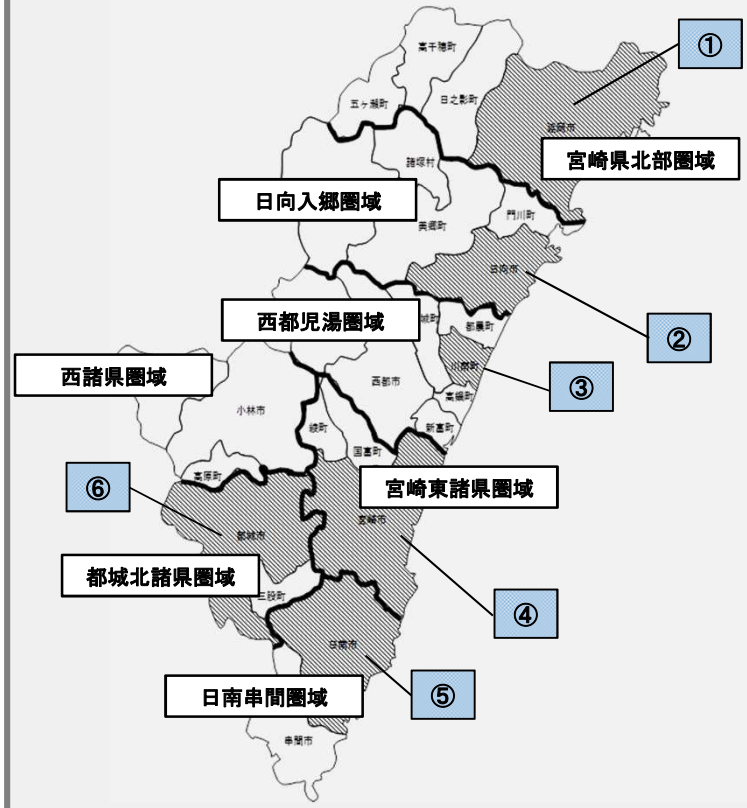

①児童発達支援（重心）、放課後等デイサービス（重心）
②児童発達支援（重心）、放課後等デイサービス（重心）
③医療型障害児入所、療養介護、児童発達支援（重心）、
　放課後等デイサービス（重心）、医療型短期入所
④医療型障害児入所、医療型児童発達支援、生活介護、医療型短期入所、日中一時支援
⑤医療型障害児入所、療養介護、医療型短期入所
⑥児童発達支援（重心）、放課後等デイサービス（重心）

基礎情報

①	圏域数（H28.11.1時点の障がい保健福祉圏域）	7圏域
②	人口（H28.10.1時点）	1,095,863人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	医療的ケア連絡協議会（H16年度設置）
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数（H28.11.1時点）	0人
⑤	医療型短期入所事業所数（H28.11.1時点）	5事業所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数（H28.3.31時点）	95人
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）H28.10.1時点	133施設 （19施設）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数　H28.9.1時点 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	106施設 （54施設）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （H28.4.1時点）	21.2% （68施設）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H28.5.1時点）	51人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H28.5.1時点）	24人

２．医療的ケア児支援のための取組概要

宮崎県

○　重症心身障がい児（者）在宅生活支援事業【H27年度～】

【事業概要】

医療的ケアの必要な重症心身障がい児（者）を対象とした短期入所等の新たな実施あるいは受入人員の拡大を目指す医療機関等に対し、医療機器等の購入や施設・設備の整備に要する費用の一部を補助

【実施主体】

医療機関、障害福祉サービス事業所等

【補助率】

２分の１以内【補助基準額（医療型短期入所事業所：４，５００千円、福祉型短期入所事業所、日中一時支援事業所：３，０００千円）】

○　重症心身障がい児（者）療育研究支援事業【H２８年度～】

【事業概要】

重症心身障がい児（者）の医療・療育サービスの向上のための専門研究や医師・看護師等の人材育成・確保の取組等を強化し、県内の重症心身障がい児（者）医療・療育体制の充実を図るため、主に以下の取組を実施

・　新たな医療技術や訓練等の研究、医師や看護師等従事者の資質や専門性の向上のための研修、事例研究、重症心身障がい児（者）医療・療育技術の普及啓発

・　重症心身障がい児（者）に対する在宅サービスの充実に向けた短期入所施設の職員等向けの研修、訪問看護ステーションの看護師等向けの研修

【実施主体】

重症心身障がい児（者）を主たる対象とする県内の医療機関

○　今後の取組等に関する検討【H28年度】

重症心身障がい児（者）及び医療的ケア児への支援について、福祉・保健・医療など関連分野における横断的・重点的な課題として位置付け、現状把握及び今後の取組の方向性を検討（県福祉保健部の関係課による課題整理・検討等）

○　市町村等との連携【H28年度】

①　市町村が設置する自立支援協議会において、重症心身障がい児（者）及び医療的ケア児への支援に関する国・県の取組内容等の説明を行い、市町村や当事者、障害福祉サービス事業者など、関係機関を含めた意見交換等を実施

※県内２市が設置する自立支援協議会の重症心身障がい児（者）支援部会及び医療的ケア支援部会にて実施

②　重症心身障がい児（者）及び医療的ケア児の支援体制の整備・充実を図るため、市町村と県との意見交換会を実施

※県北部の２市と保健所等を含む県福祉保健部による意見交換会

２．医療的ケア児支援のための取組概要

宮崎県

○　看護師研修会【年２回】
【目的】
特別支援学校が任用する医療的ケア看護師が一堂に会し、研究協議を行うことにより、円滑な業務の遂行及び実施上の課題の改善を図るとともに、対象児童生徒のニーズに応じた医療的ケアを実施するために必要な研修を行い、専門的知識・技能の向上を図る。
【参加対象者】
医療的ケアを実施する特別支援学校の看護師
※個別対応医療的ケアのみに対応する看護師については研修会への参加を業務として位置付けていないが、希望があれば参加可能

○　医療的ケア連絡協議会【年２回】
【目的】
各学校における医療的ケアの実施体制を点検し、医療的ケアが円滑に行われるよう校内体制や研修の在り方等の検討を行うとともに、関係機関等との連絡調整を図る。
【参加者】
医師・看護師等の医療関係者、県福祉保健部の代表者、医療的ケア実施校担当者等

○　医療的ケア業務連絡会【年１回】
【目的】
平成２８年度の特別支援学校における医療的ケアの実施要綱について、各学校の医療的ケア業務担当者に周知を図るとともに、各校の医療的ケアが円滑に行われるよう連絡調整を行う。
【参加者】
医療的ケア実施校業務担当者（養護教諭又は保健主事、医療的ケア事務担当者）

○　特別支援学校医療的ケア実施教員等研修（法定研修）

○　推進指導医等による校内研修及び個別研修
- 医療的ケア実施校のすべての教職員を対象として、医療的ケアの実施内容や緊急時の対応等についての専門的な知識の習得を目的とする校内研修を実施している。
- 医療的ケアの児童生徒について、研修が必要であると学校が要望した児童生徒について、推進指導医による研修を実施している。また、学校看護師を講師とした研修を実施している。
- 人工呼吸器などの機器等の取扱いについて学校が研修を必要とすれば、業者による研修を実施している。

２．医療的ケア児支援のための取組概要

宮崎県

○　長期療養児療育指導事業

慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする長期療養児や発達等に遅れが見られる児童を対象に、保健所が療育相談、訪問指導、研修会、交流回答を実施し、児童の日常生活における健康の保持増進を図る。

（１）長期療養児療育相談
（２）ケース検討会
（３）訪問指導事業
（４）交流会の開催
（５）講演会・研修会の開催

○　「こどもケアカフェ」の開催【多職種連携の事例】

医療や保育、教育の現場でケアを必要とするこどもに関わる人たちが、意見交換・情報共有ができる場を提供することを目的に開催
各回異なるテーマで、平成２７年度より実施。平成２８年度は奇数月の１９時～２１時に開催
※事務局：宮崎県日南市健康増進課地域医療対策室

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

宮崎県

来年度の目標

・医療的ケア児等がより身近な地域で医療サービスの提供が受けられる体制を構築する（障がい福祉課）
・医療的ケア児等の受け入れを行う医療機関における専門研究や医師・看護師等の資質向上を図る（障がい福祉課）
・学校と保護者が十分連携し、円滑な医療的ケアが実施できるようにする（特別支援教育室）
・長期にわたり療養を必要とする児童や家族に対し、継続して自立・成長の支援を行う（健康増進課）

時期	実施内容	担当課
未定	・　既存の病床を活用した短期入所の新たな実施あるいは受入人員の拡大を目指す医療機関に対して、医療機器等の購入や施設・設備の整備に要する費用の一部を補助 ・　重症心身障がい児（者）の医療・療育の拠点施設となる医療機関に対して、小児科医の診療技術修得のための支援や新たな医療技術の研究、医師や看護師等の専門性向上のための研修受講を支援 ・　重症心身障がい児（者）の医療・療育の拠点施設となる医療機関において、地域の医療機関や障害福祉サービス事業所の看護師等の職員向けの研修を実施	障がい福祉課
未定	・　医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）を対象とした日中一時支援等の新たな実施や受入人員の拡大を目指す障害福祉サービス事業所に対して、医療機器等の購入や施設・設備の整備に要する費用の一部を補助 ・　重症心身障がい児（者）の受け入れを行っている障害福祉サービス事業所等に勤務する看護師等の技術向上や新たな知識の習得のための研修の開催や研修受講に対する支援等	障がい福祉課
未定	関係機関との連携強化のための連絡会議の開催及び総合調整を行うコーディネーターの配置	障がい福祉課
４月・８月	医療的ケア看護師研修会	特別支援教育室
４月	医療的ケア業務連絡会	特別支援教育室
５月・８月	特別支援学校医療的ケア実施教員等研修（法定研修）	特別支援教育室
６月・２月	医療的ケア連絡協議会	特別支援教育室
夏季休業中	校内研修	特別支援教育室
未定	個別研修	特別支援教育室

※上記に記載した内容は本資料作成時点（平成２８年１１月２８日）のものであり、今後変更等が生じる場合あり

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

宮崎県

来年度の目標

・医療的ケア児等がより身近な地域で医療サービスの提供が受けられる体制を構築する（障がい福祉課）
・医療的ケア児等の受け入れを行う医療機関における専門研究や医師・看護師等の資質向上を図る（障がい福祉課）
・学校と保護者が十分連携し、円滑な医療的ケアが実施できるようにする（特別支援教育室）
・長期にわたり療養を必要とする児童や家族に対し、継続して自立・成長の支援を行う（健康増進課）

時期	実施内容	担当課
通年	（１）長期療養児療育相談	健康増進課
随時	（２）ケース検討会	健康増進課
通年	（３）訪問指導事業	健康増進課
随時	（４）交流会	健康増進課
随時	（５）講演会・研修会の開催	健康増進課

※上記に記載した内容は本資料作成時点（平成２８年１１月２８日）のものであり、今後変更等が生じる場合あり

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

鹿児島県

1. 県又は政令市の基礎情報

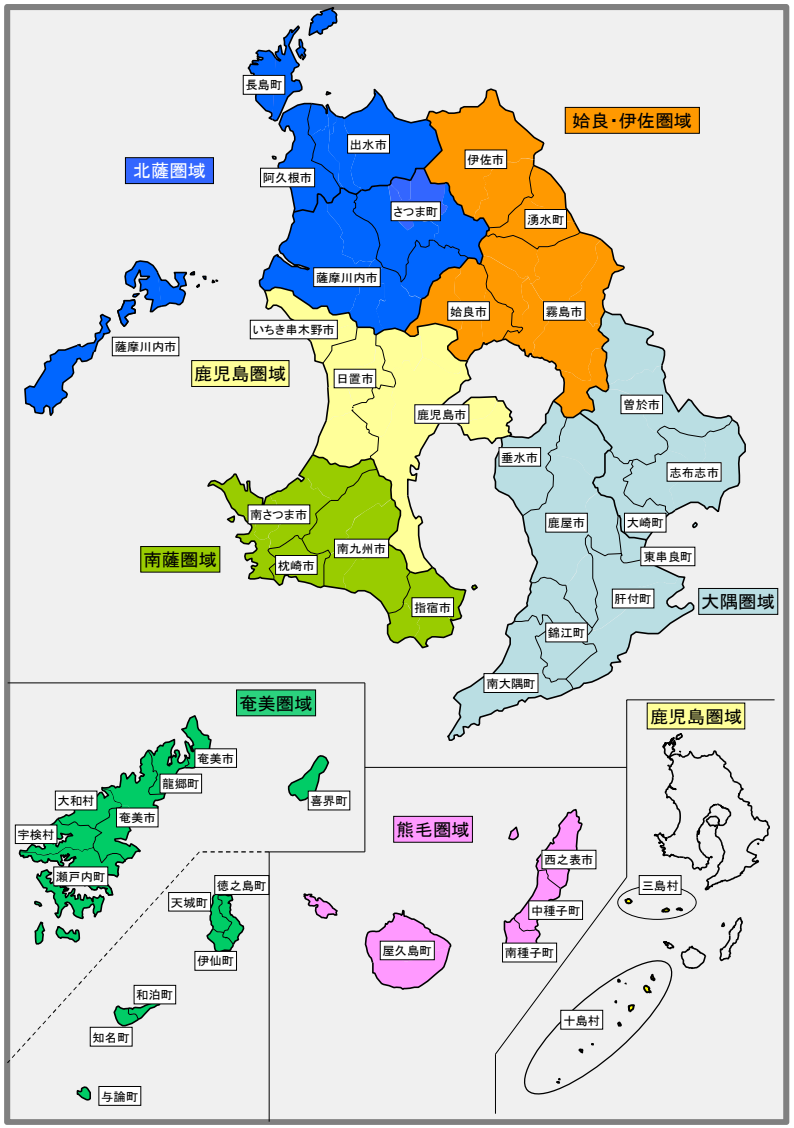

基礎情報

①	圏域数　（医療的ケア児支援の体制整備については未設定のため，県における管内圏域を記載）	7圏域
②	人口（平成28年10月1日現在）	1,637,847 人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 （事業名、設置年度）	・小児在宅医療推進会議 （周産期医療対策事業，H26） ・障害者自立支援協議会 （県地域生活支援事業，H19） ・特別支援学校における医療的ケアに関する運営協議会 （特別支援学校医療的ケア実施体制整備事業，H28）
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数（H28.11）	0人
⑤	医療型短期入所事業所数（H28.11）	3施設
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数(H28,11)	延べ830人
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数(H27.3) （小児患者に対応できる医療機関数(H27.3)）	282施設 （101施設）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数(H28.4.) （小児患者に対応できる訪問看護事業所数(H28.7)）	154施設 （62施設）
⑨	看護師及び准看護師を配置している保育所の割合（数）（H28.6）	20．1% （107施設）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H28.11）	122人（特115　小6　中1）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H28.4）	26人（特26　小0　中0）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

鹿児島県

保健関係

小児在宅医療推進事業

〇事業目的

在宅医療を必要とする小児患者や障害児に，在宅において必要な医療・福祉サービス等を提供する体制を整備するため，県内の小児在宅医療提供体制の仕組みを検討するとともに，小児在宅医療の環境づくりを支援する。

〇事業主体：県

〇事業内容

・小児在宅医療推進会議実務者検討会の開催
・小児在宅医療推進会議の開催
・相談対応窓口の設置及び関連機関連携支援ツールの検討
・実務者研修の実施
・家族，地域の医療・福祉・行政機関等による交流・情報交換会の開催

障害福祉関係

在宅重度心身障害児の家族支援事業

〇事業目的

在宅の重度心身障害児の介護に係る家族の負担軽減を図るため，訪問看護師等が家族に代わって介護を行うための経費の助成を行う。

〇事業主体：市町村

〇負担割合：県1/2，市町村1/2

〇事業内容

診療報酬の上限（1.5時間）を超えて在宅の重度心身障害児への介護を実施する訪問看護ステーション等に対し，市町村が補助を行う場合，その一部を助成する。

※　重度心身障害児1名につき1日4時間，1年度24時間を限度とする。

教育関係

1　特別支援学校への特別支援学校看護師の配置

2　特別支援学校医療的ケア実施体制整備事業

（事業内容）

・　教員等によるたんの吸引等実施のための研修会（特定の者対象）の実施
・　特別支援学校看護師の専門性向上のための研修会の実施

3　その他

・　特別支援学校における医療的ケアに関する運営協議会の実施

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

鹿児島県

来年度の目標
・医療的ケアが必要な児の支援を拡充するため，障害福祉計画の見直しを行う。
・医療的ケアが必要な児の支援体制を強化するため，圏域別の連携体制を構築する。
・医療的ケアが必要な児童生徒の在籍する特別支援学校に学校看護師を配置する。
・医療的ケアが必要な児童生徒の在籍する特別支援学校において，安全確実に医療的ケアを実施することによって対象児童生徒の教育活動が充実するように，研修を実施するとともに，運営協議会を開催して安全確実な医療的ケア実施体制の改善・充実を図る。

時期	実施内容	担当課
平成29年４月 ～平成30年３月	障害福祉計画の見直し	県保健福祉部障害福祉課
平成29年４月 ～平成30年３月（予定）	推進会議，研修会及び，地域連携ネットワーク会議の開催	県保健福祉部子ども福祉課
平成29年４月 ～平成30年３月	特別支援学校に学校看護師を配置	県教育庁義務教育課特別支援教育室
平成29年８月	教員等によるたんの吸引等実施のための研修会（特定の者対象） 基本研修	県教育庁義務教育課特別支援教育室
平成29年８月	特別支援学校看護師研修会	県教育庁義務教育課特別支援教育室
平成29年 ５月～12月	教員等によるたんの吸引等実施のための研修会（特定の者対象） 実地研修（各学校で随時，実施）	県教育庁義務教育課特別支援教育室
平成29年11月	特別支援学校における医療的ケアに関する運営協議会	県教育庁義務教育課特別支援教育室

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

沖縄県

1. 県又は政令市の基礎情報

基礎情報

所管の業務にのみ記入をお願いします。

①	圏域数	
②	人口	
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	
⑤	医療型短期入所事業所数	
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校におけ ケア児数	県立学校教育課　153名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校におけ 配置数	県立学校教育課　31名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

沖縄県

医療的ケア児支援のための取組に関する概要

実施主体　沖縄県教育委員会

- 「医療行為を必要とする児童生徒の教育対応について」（平成9年）
  医療行為を必要とする児童生徒の教育措置や学校生活のあり方等の問題への対応

- 「特殊教育における福祉･医療との連携に関する実践研究」（平成10年～）
  医療的ケアを必要とする児童生徒の教育対応に関する実践研究（モデル事業）

- 「特別支援学校における医療的ケア体制整備事業」（平成17年～現在）
  医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が通学する沖縄県立特別支援学校に看護師を配置することにより、当該医療的ケアを必要とする児童生徒等に係る学習環境を整備するとともに、保護者等の付添い介護の負担軽減を図り、もって学校における教育の普及奨励を図る

- 特別支援学校の教員等によるたんの吸引等にかかる研修【第3号研修】教員実施（平成25年～）
  特別支援学校における教員等によるたんの吸引等の実施及び実施にかかる研修を行う。

- 特別支援学校の医療的ケアにおける巡回看護師派遣事業（平成26年～）
  看護師が配置されていない沖縄県立特別支援学校において看護師が巡回し、医療的ケアを当該学校に在籍する児童生徒に対して行う。

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

沖縄県

来年度の目標
・特別支援学校における安心安全な医療的ケア体制整備を進めるため学校・医療・保護者の更なる連携に向けた体制づくり　（県立学校教育課）

時期	実施内容	担当課
4/4（養教・看護師） 7/25(看護師） 8/25（養護教諭） 3/27（養教・看護師）	特別支援学校における医療的ケア 実施校嘱託看護師養護教諭研修会	県立学校教育課
①5/19　②7/25 ③11/10　④2/16	医療的ケア運営委員会	県立学校教育課
７月	医療的ケア教員実施に係る指導看護師研修会	県立学校教育課
１１月～３月	教員実施に係る第3号研修会【基礎・実地研修】	県立学校教育課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

札幌市

1. 県又は政令市の基礎情報

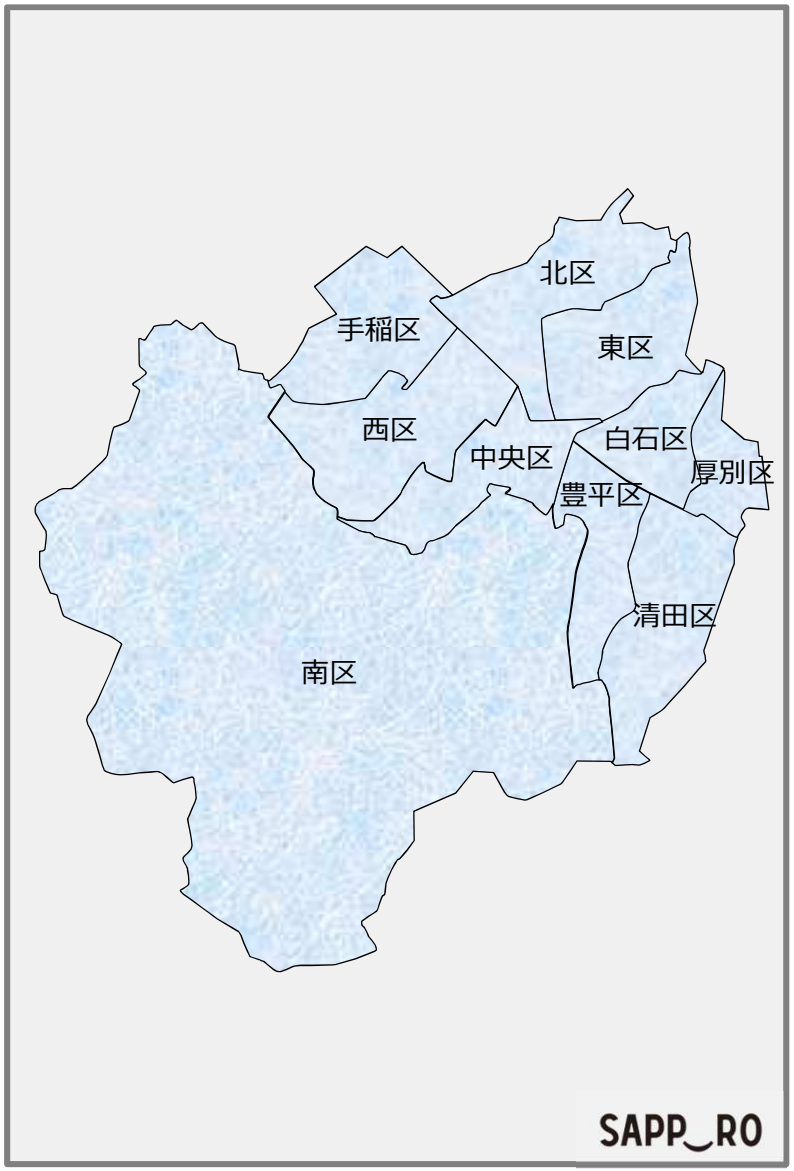

基礎情報

①	圏域数	―
②	人口（H28.11.1）	1,958,405人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 （H28～29年度に設置予定）	札幌市自立支援協議会内において検討プロジェクトを設置
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	―
⑤	医療型短期入所事業所数（H28.11.1）	７事業所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数（延べ） ※北海道で一括計上のため全道数 （H28.11.16）	・認定特定行為 ：1,375人 ・業務従事者認定証経過措置：508人
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数） （H28.11.1）	174か所 （小児患者対応不明）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数） （H28.11.1）	189か所 （小児患者対応不明）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （H27.4.1）	13% （36園／272園）
⑩	公立（市立）の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 （H28.5.1）	・特別支援学校42人 ・小学校5人 ・中学校1人
⑪	公立（市立）の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数 （H28.11.1）	・特別支援学校6人 ・小学校0人 ・中学校0人

２. 医療的ケア児支援のための取組概要

札幌市

現状の取組概要

【関係各課】

◎子どもの在宅医療ガイドブック作成協議会設置（官民共同（医療法人主導））（H28.07～）

・医療職と福祉・行政関係者に必要とされる情報が網羅された冊子を作成する。

・作成過程で関係者の連携関係を築き、ひいては、在宅生活を始める子どもとその家族の支援の質の向上につなげる。

◎医療的ケア児支援に係る庁内検討会議設置（庁内関係者）（H28.11～）

・障がい福祉、母子保健、医療政策、保育・教育担当者による医療的ケア児の実態把握手法、ニーズへの対応手法等を検討する。

【障がい福祉課】

◎医療的ケアが必要な重症心身障がい者（児）受入促進のため、障害福祉サービス事業者に対する次の市単独補助を実施

・看護師を配置する際、３年間を限度に人件費を補助（H24～）

・医療機器購入費・施設改修費等を補助（H26～）

【教育】

◎市立特別支援学校への看護師配置・教員による医療的ケアの実施

・肢体不自由２校：モデル事業（H17～）⇒制度化（H24～）

・教員が行う医療的ケア⇒喀痰吸引・経管栄養・導尿時の介助

札幌市

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

○　関係機関の連携体制の強化

○　医療的ケア児を必要な福祉サービスにつなぐ仕組みづくり

時期	実施内容	担当課
上半期	○自立支援協議会内に医療的ケア児等支援のための協議の場を設置	障がい福祉課（官民協同）
上半期	○子どもの在宅医療ガイドブック作成協議会 ⇒子どもの在宅医療ガイドブック完成	関係各課（官民協同）
通年	○医療的ケア児の実態把握手法の検討⇒確立 ・乳幼児健診の更なる活用 ・医療機関との連携強化 ・医療的ケア児の入所・在籍状況の把握（保育所・幼稚園・学校等） ↓ ○医療的ケア児を必要な福祉サービスへつなぐための関係各課の連携体制の確立	関係各課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

仙台市

1. 仙台市の基礎情報

基礎情報

①	圏域数	5行政区
②	人口（H28.11.1現在）	1,085,450
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの（名称、事業名、設置年度）	仙台市就学支援委員会 （昭和62年設置）
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	0
⑤	医療型短期入所事業所数（H28.11.1現在）	4
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数（H28.4.1現在）	（宮城県） 2,081
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数（H28.3現在） （うち小児患者に対応できる医療機関数）	198 （把握なし）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数（H28.3現在） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	70 （把握なし）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（H28.4.1現在）	公立7%(3) 私立0.8%(1)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H28.10現在）	31
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H28.10現在）	26

2. 医療的ケア児支援のための取組概要1

仙台市

＜保育分野の取り組み＞

【取組の概要・内容等】

医療的ケアを必要とする児童に対する保育の充実のため，平成21年度から拠点方式（公立保育所1か所）による医療的ケアの必要な児童の受け入れを開始した。（非常勤看護師を配置）その後，利用者の利便性や地域性を考慮し，公立保育所において1か所拠点を増やし，平成28年度は，さらに公立保育所で1か所拠点を増やし計3か所としたほか，モデル事業として私立保育園1園で実施している。

【関係機関の役割】

・運営支援課が事務局となり障害児等保育審議委員会を開催（子供未来局幼稚園・保育部部長・各区家庭健康課長・運営支援課長・私立保育園園長・公立保育所所長・発達相談支援センター所長・学識経験者・医師）において，申請書・総合評価・体験保育の記録をもとに審議し，障害児等保育が適切かどうかを判断する。

・各区家庭健康課にて医療的ケアが必要な障害児等保育の申請受付。障害児等保育審議委員会に審議の依頼。発達相談支援センターに面接依頼。各保育所へ体験保育を依頼する。審議委員会後、審議結果を受け入所保育所を決定し保護者に通知を送付。

・発達相談支援センターにおいて相談（総合評価を作成）

・各保育所において保育所での集団保育が可能かどうか体験保育を実施。

（体験保育の記録作成）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要2

仙台市

＜教育分野の取り組み＞
実施主体:教育委員会特別支援教育課

・医療的ケアを必要とする仙台市立小中学校，特別支援学校に在籍する児童生徒に看護師を配置している。

要医療的ケア通学児童生徒学習支援事業

平成　9年　看護師配置
平成16年　校外学習付添開始
平成17年　宿泊学習付添開始
平成23年　巡回指導医の派遣開始

対象となる医療的ケア

経管栄養，痰の吸引，導尿，気管カニューレの管理等，看護師が医療的ケアを行うことに主治医が支障ないと認めたもの

対象となる児童生徒

仙台市就学支援委員会で医療的ケアが必要であると認められた児童生徒

2. 医療的ケア児支援のための取組概要3

仙台市

＜障害分野の取り組み＞

ＮＯ	取組年度	実施内容	実施主体	取り組みの概要
1	H19～（北部） H26～（南部） 通年実施	家族会支援（重症心身障害児者も含む）	北部・南部発達相談支援センター	H27実績(北部実施の会)　月1回程度の情報交換と年2回の行事（春休みと夏休みにこどもと家族が集まり1日活動をする）を行う。継続して開催することにより家族の主体性が向上するとともに会の運営も安定している。関係書籍への掲載や当市障害者施策推進協議会のヒアリングへの協力もある。 児の年齢は未就学～学齢まで。登録家族は15名程度。 当センター職員は不定期で参加している。職員の役割としては、制度利用に係るアドバイスや行事の際の場所の確保、物品の貸与、ボランティア参加者の呼びかけ等。行事の際には福祉系大学の学生ボランティアの参加も定着している。 H27実績(南部実施の会)　月1回程度の情報交換実施。児の年齢は未就学～学齢まで。参加家族は5～6名。職員は毎回1名参加。
2	Ｈ27～ 年1回実施	医療的ケア研修	北部発達相談支援センター	H27年度実績：非医療職による医療的ケア研修。　33名参加 講義1日、実技3日間に分けて実施。吸引や胃ろう等についての座学と、実技は吸引シミュレーターを使用して吸引を体験。 ※実技は東北大学卒後研修センターにて実施（本研修は東北大学との共催）。
3	Ｈ27～ 通年実施	在宅支援 （コミュニケーション支援）	北部・南部発達相談支援センター	H28.11現在：2名の医療的ケアを必要とする重症心身障害児を対象として、コミュニケーション機器の選定や操作方法等について当センター職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）が訪問にて支援。頻度は1回/月程度。
4	H14～ 通年実施	在宅支援（乳幼児）	北部・南部発達相談支援センター	H28.11現在（南北合計）：所属先のない在宅児への訪問支援。 頻度は1回/月～1回/6月。現在の対象者4～5名。
5	H14～ 通年実施	施設支援（乳幼児）	北部・南部発達相談支援センター	H28.11.現在（南北合計）：児童発達支援事業所等に対して訪問支援を実施。
6	H21.8月～ 通年実施	短期入所事業所への補助金の交付	健康福祉局 障害者支援課	H27実績：利用延日数230日 医療的ケアを必要とする障害児者が短期入所を利用できるように、福祉型短期入所事業者（1か所）に対して、24時間看護師を配備するため、看護師の人件費（3名分）を補助する。
7	H28.11.1～ 事業開始	医療型短期入所事業実施機関における病床確保業務	健康福祉局 障害者支援課	医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等が必要な時に短期入所事業を実施できるように、医療型短期入所事業を実施する医療機関（1か所）において、短期入所用に病床を常時一床確保して短期入所を行う。病床確保に係る費用を、市が補償する。
統計	H18～ 通年実施	重症心身障害児者（医ケア含む）統計	北部発達相談支援センター	H28.11.現在（南北合計）：126名 医療的ケアを必要とする重症心身障害児　94名 医療的ケアを必要とする障害児（重症心身障害児を除く）　32名 ※統計は重症心身障害児者全体数、医療的ケアの有無、在宅・入所等の項目について推移や特徴を把握し、今後の施策に反映させていく目的で実施している。

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール１＜保育＞

仙台市

来年度の目標　＜保育分野＞
・医療的ケアが必要な児童の受け入れを継続

時期	実施内容	担当課
H29．４～	引き続き医療的ケアが必要な児童を受け入れていく	子供未来局幼稚園・保育部　運営支援課

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール２＜教育＞

仙台市

来年度の目標　＜教育分野＞
・医療的ケアが必要な児童生徒の学校における学習や宿泊学習支援を図る

時期	実施内容	担当課
H29　4月	・看護師配置時研修 ・看護師への主治医指示（本人，保護者，学校職員，教育委員会が同席） ・入学式，始業式より医療的ケア開始	特別支援教育課
H29　6月～12月	・巡回指導医訪問	特別支援教育課
H29　7月	・看護師研修	特別支援教育課
H29　8月～11月	・新就学児の教育相談	特別支援教育課
H29　10月～11月	・仙台就学支援委員会で医療的ケアが必要かどうか検討	特別支援教育課
H30　1月～3月	・保護者が要医療的ケア通学児童生徒学習支援事業の申請書，主治医承諾書を提出	特別支援教育課
H30　3月	・保護者に看護師配置決定通知書を送付	特別支援教育課

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール３＜障害福祉＞

仙台市

来年度の目標　＜障害福祉分野＞
・医療的ケアを必要とする障害児者に対する現在の実施事業を継続

時期	実施内容	担当課
H29.4	病床確保業務の委託契約 短期入所事業所への補助金交付	障害者支援課
毎月	家族会支援・在宅支援・施設支援	発達相談支援センター
年1回	医療的ケア研修	発達相談支援センター

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

さいたま市

1. 県又は政令市の基礎情報

【さいたま市】
行政区：10区
西区、北区、大宮区、見沼区
中央区、桜区、浦和区、南区
緑区、岩槻区

基礎情報

①	圏域数	1箇所
②	人口（H28.11.1現在）	1,280,736人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	地域自立支援協議会 （予定）
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	－
⑤	医療型短期入所事業所数 （H28.11.1現在）	5箇所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	－
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	19箇所 （H26年度）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	17箇所 （H26年度）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	30% （54施設）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	特：29人 小・中：5人 （H28年度）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	特：9人 小・中：0人 （H28年度）

２．医療的ケア児支援のための取組概要

さいたま市

【就学前（保育園）】

現在、保育園における医療的ケア児の受入については、日常生活において必要な医療的ケアを確認したうえで、保育園と保護者の間で対応方法を検討し、その結果に基づき入園の可否や入園後の対応方法を決定している。

また、内部疾患を持つ児童の保育所入所については、医師の診断書や、どの程度集団生活が可能かといった医師からの意見を求めることとしている。

【就学後（小学校以上）】

就学後の医療的ケア児に対する支援については、「さいたま市特別支援学校医療的ケア実施要項」に基づき、市内特別支援学校において看護師が実施している。

医療的ケアの実施にあたり、保護者からの医療的ケア実施申請書の内容の検討及び医療的ケア実施の可否を判断するため「医療的ケア委員会」を各特別支援学校に設置している。委員会は、学校、指導医及び本市教育委員会の担当者によって構成されており、連携を図りながら医療的ケアが安全に実施できるように努めている。

また、年に3回「医療的ケア連携協議会」を開催し、特別支援学校間の共通理解を図っている。

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

さいたま市

来年度の目標
・さいたま市地域自立支援協議会を活用し議論の場を設置

時期	実施内容	担当課
平成29年度	議論の場の設置に向けて、ワーキングチームにおいて審議・検討	障害支援課
平成30年度	地域自立支援協議会において作業部会を設置	障害支援課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

千葉市

1. 県又は政令市の基礎情報

基礎情報（平成28年4月1日現在、別記のもの除く）

①	圏域数	1圏域
②	人口	973,289人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	未設置 (検討中)
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	市にて未実施のため未把握
⑤	医療型短期入所事業所数	3事業所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	167人
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	74(在宅療養支援診療所:66 在宅療養支援病院:8) (うち小児患者対応機関数：不明)
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	55 (うち小児患者対応事業所数：不明)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	49.7% (78/157箇所 ※民間含む)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	6 (H28.6.1現在)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	4 (H28.6.1現在)

２．医療的ケア児支援のための取組概要

千葉市

障害福祉関係取組　　千葉市障害福祉サービス課

１　在宅重症心身障害児（者）の医療的ケア等に関する調査　（平成25年5月）
　在宅の重症心身障害児（者）の方及び介護をされているご家族の方の生活状況や医療的ケアの必要性について把握し、今後の施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施。

２　千葉市喀痰吸引等研修支援事業　（平成26年度～）
　ヘルパー等医療職以外の方が、喀痰吸引等の医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養）を行うために必要な喀痰吸引等研修のうち、第3号研修にかかる経費について、一部を助成。

３　重心短期入所空き状況を市のホームページに掲載（平成26年度～）

４　医療型短期入所開設に係る連続講座（平成26年11月～12月）
　既存の病院を対象に、空きベッドを利用した空床型の医療型短期入所の開設を促進する講座を開講。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

千葉市

スクールメディカルサポート事業実施要項　　千葉市教育委員会
（平成28年度より開始）

1　趣　旨

小学校の通常の学級又は特別支援学級に在籍する医療的ケアを必要とする児童に対し、医療的ケアを行う看護師（以下「メディカルサポーター」という。）を派遣するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2　メディカルサポーターの資格

看護師免許を有し、採用時の年齢が満65歳未満の者とする。

3　メディカルサポーターの職務内容

関係者（メディカルサポーターを派遣される小学校の校長、保護者、学級担任、養護教諭、教育委員会、主治医、学校医、学校内外との連絡・調整及び関係する書類の保管・管理を行う者等）との連携のもと、以下の医療的ケアのうち、教育委員会が認めた支援を行うものとする。

【呼吸機能障害へのケア】吸引（必要な吸引前の吸入を含む）、酸素療法
【摂食嚥下障害へのケア】経管栄養、胃ろう・腸ろう部の管理
【排泄機能障害へのケア】排尿介助

4　対象児童

小学校の通常の学級又は特別支援学級に在籍する医療的ケアを必要とする児童のうち、以下の要件を全て満たす者（以下「対象児童」という。）とする。

身体障害者手帳を有する者。

家庭事情により保護者の全面支援かつ児童の自己対応が難しい場合で、教育委員会がメディカルサポーターの支援が必要であると認めた者。

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

千葉市

来年度の目標

・『医療的ケアに関する検討会議』を開催し、医療的ケアの必要な幼児児童生徒の教育相談体制を進める中で、今後の千葉市の医療的ケアに対する方向性を検討・協議する。

・『医療的ケアに関する検討会議』において、スクールメディカルサポート事業の検討を図る。

時期	実施内容	担当課
平成29年7月	第1回医療的ケアに関する検討会議	教育委員会指導課
平成29年9月	検討会議の拡大について、関係各局等、医療機関、専門家等へのはたらきかけ（予算要望）	教育委員会指導課
平成30年2月	30年度の医療的ケアに関する検討会議（年2回開催予定）の提案	教育委員会指導課

他未定

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

横浜市

1. 県又は政令市の基礎情報

基礎情報

①	圏域数	3 圏域
②	人口	3,732,768人（H28.11.1推計）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	未設置
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	未実施
⑤	医療型短期入所事業所数	10事業所（H28.4.1時点）
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	不明
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	356（在宅支援診療所・28.5.31現在）（うち小児対応医療機関数：不明）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	223（うち小児対応訪問看護事業所数：76（対応可能）69（条件次第で対応可能）（平成26年度かながわ訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝ一覧）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	43%（680施設中293施設で看護師を配置）（H28.4.1時点）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	市立特別支援学校　183人(H28.5.1現在) 小・中学校　11人(H27.9.1現在)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	市立特別支援学校　14人(H28) 小・中学校　0人(H28)

２．医療的ケア児支援のための取組概要

横浜市

〇保健関係

〇医療関係

〇障害福祉関係

・各種サービスを一体的に提供する多機能型拠点の整備・運営（２か所）

・小児訪問看護・重症心身障害児者看護研修の実施

・メディカルショートステイ事業の実施

・障害者相談支援事業として、委託により重症心身障害児者施設にて実施し、医療的ケア児等への相談支援を実施

〇保育関係

・たん吸引、導尿、経管栄養の医療的ケアが必要で、集団での保育が可能な児童を看護師が配置されている教育・保育施設で受入れ

〇教育関係

・肢体不自由特別支援学校への看護師の配置

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

横浜市

来年度の目標
・（未定）
・
・

時期	実施内容	担当課
H29.4～	障害福祉計画見直しに向けて、医療的ケア児の支援について検討	各所管課
H29.4	３館目の多機能型拠点を開所	障害支援課
	（その他、所管課により事業を推進）	

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

川崎市

1. 県又は政令市の基礎情報

基礎情報

①	圏域数	―
②	人口	1,489.564 【h28.10.1】
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの	医療的ケア保育プロジェクト会議 【h28設置】
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	―
⑤	医療型短期入所事業所数	5 【h28.11】
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	― （県で実施）
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数＝在宅療養支援診療所 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	127 (―) 【h28.9.1】
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	69(26) 【h28.9.1】
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	公営37民営142 【h28.4.1】
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	15 【h28.11】
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	2 【h28.11】

２．医療的ケア児支援のための取組概要

川崎市
(1/4)

【健康福祉局】

●短期入所（医療型）

保護者の疾病、事故、出産等の理由により、短期入所が必要な重症心身障害者に対し、短期間の介護等の支援を行う。24時間365日看護師の配置等が必要なことから、通常の入所施設や通所施設に併設の短期入所では実施が困難なため、常時看護師を配置している入所施設、重症心身障害児者施設及び病院での受け入れとなっている。（5箇所で実施）

●看護研修事業

看護師の確保として、神奈川県、横浜市、神奈川県看護協会と共同して、障害児施設等に勤務または勤務を目指す看護師を対象に、重症心身障害児者等に対する理解と看護ケアにおける専門的知識や技術の習得等を目的とした「小児訪問看護・重症心身障害児者看護研修会」を平成26年度から実施している。（県看護協会に委託、川崎市枠10名）

●重度障害者訪問看護等支援サービス事業

在宅医療が必要な重症心身障害者に対して、週1回90分を限度に、訪問看護サービスを社会福祉協議会に委託して実施し、医療的管理の充実と家族介護の負担を軽減する。
（費用は、前年所得税課税世帯が1，198円（1割負担）、生活保護世帯：非課税世帯0円）

２．医療的ケア児支援のための取組概要

川崎市
(2/4)

●生活介護における医療的ケアの提供
　生活介護のサービスを提供する事業所における常勤体制での看護師の確保を支援するため、支援体制加算を実施している。

●医療型障害児入所施設・療養介護施設（ソレイユ川崎）における介護・医療等の提供
　医療的ケアが必要な重症心身障害児者の日中活動の場を確保するとともに、日常生活動作、運動機能等の訓練、指導等の療育を提供している。

●第２期通所事業所整備計画
　特別支援学校等卒業生の受入先を確保するため、平成２８年度から３５年度を対象とした第２期通所事業所整備計画を平成２７年度に策定しており、重症心身障害者の一定程度の受け入れも必要であることから、定員６０名から８０名程度の規模の事業所の場合には、看護師による一定程度の医療的ケア対応を方針としている。

２．医療的ケア児支援のための取組概要

川崎市
(3/4)

【教育委員会】

●平成１８年度川崎市立田島養護学校（当時の名称、現在は田島支援学校）に本市の医療的ケア拠点校として、川崎市医師会より推薦を受けた医療的ケア担当医１名と非常勤職員の看護師を１名配置。

●平成２４年から、市立の小中学校に在籍する児童生徒の医療的ケア支援事業を開始。対象は、毎日保護者が学校に来校し医療的ケアを行っている方で、保護者の負担軽減を目的としており、週１回90分間を2回もしくは週１回180分を上限とし、学校に近い地域の訪問看護ステーションの看護師による訪問で医療的ケアを実施している。

●平成２６年度から拠点校である田島支援学校の非常勤看護師を2名配置している。同校の再編整備に関わり、学校が小中学校と高等部の二つに分かれたことと肢体教育部門を新たに設置したことにより各校舎に1名ずつ配置している。

２．医療的ケア児支援のための取組概要

川崎市
(4/4)

【こども未来局】

●平成28年4月～　入所内定通知を受けた児童であり、医療的ケア（痰の吸引、経管栄養、導尿）が必要で、他に重篤な症状がなく、主治医から集団保育（生活行動）が可能と診断されている児童については、一部の公立保育所（川崎市内各区1園）で受け入れを行っています。受入可能人数が限られているほか、医師・保育所等関係者・行政職員などで構成されている健康管理委員会での審議を必要とします。

　医療的ケア児の保育は担当保育士が、クラス内で保育をします。医療的ケアは、看護師が対応します。

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

川崎市

来年度の目標
・第４次かわさきノーマライゼーションプラン（障害福祉計画及び障害児福祉計画）の改訂において、支援体制の充実について検討を行う。
・医療的ケア保育の推進

時期	実施内容	担当課
平成29年3月	第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版の策定	健康福祉局 障害保健福祉部 障害計画課
平成29年度中	（仮）医療的ケア保育プロジェクト 保育内容・環境・様式等再検討	こども未来局 子育て推進部 運営管理課
	医療的ケアに関する研修会の開催	

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

相模原市

1．県又は政令市の基礎情報

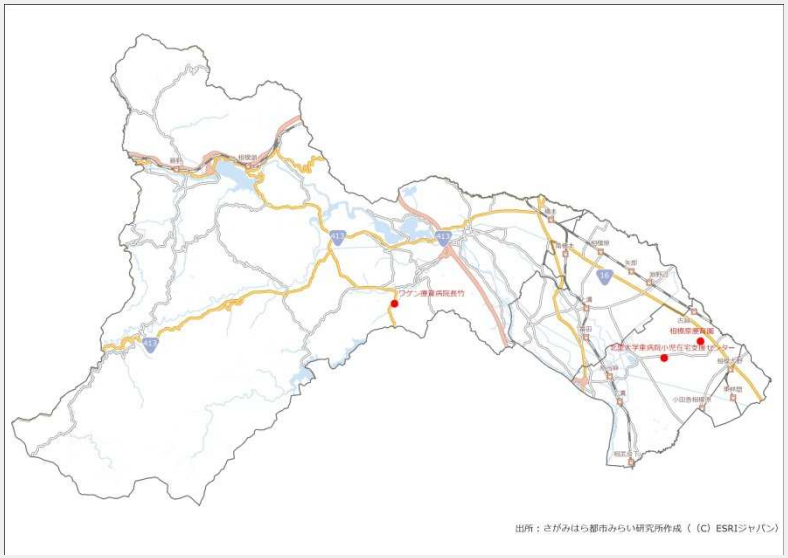

【相模原市概要】
・昭和29年11月20日市制施行（人口80，374人）
・平成12年4月保健所を開設（保健所政令市へ移行）
・平成15年4月中核市へ移行
・平成18年3月相模原市・津久井町・相模湖町合併
・平成19年3月相模原市・城山町・藤野町合併
・平成22年4月政令指定都市へ移行

＜緑区＞
人口：173，340人　面積：253．81㎢
＜中央区＞
人口：270，809人　面積：36．83㎢
＜南区＞
人口：277，537人　面積：38．13㎢

基礎情報

①	圏域数	1ヶ所
②	人口（平成２８年１０月１日現在）	721，686人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	・小児在宅移行支援会議 ・要医療ケア障害児在宅支援事業 ・平成27年度～
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	未把握
⑤	医療型短期入所事業所数	4事業所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	未把握
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	未把握
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	36事業所 （17～27事業所）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	未把握
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	1人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	0人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

相模原市

障害福祉

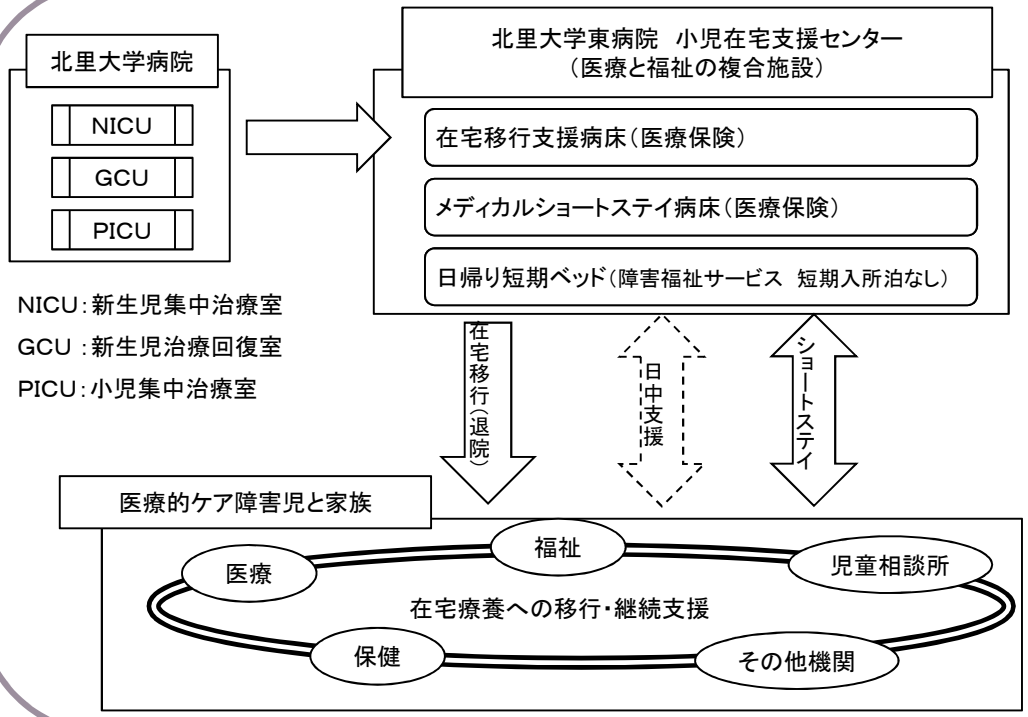

●北里大学東病院　小児在宅支援センター

・安心して在宅療養に移行し、その後もメディカルショートステイや日中支援の利用などで、在宅生活の継続を支援する。医療、療育、レスパイトなどが一体的に受けられる複合施設。

【本市の取り組み】

〇要医療ケア障害児在宅支援事業

・上記、小児在宅支援センターのメディカルショートステイ病床において、本市の医療的ケアを要する重症心身障害児等が安心して在宅生活を継続できるよう、運営に対し補助するもの。

〇小児在宅移行支援会議

・NICUなど、急性期の病棟から在宅移行支援病棟に入院し、在宅療養に臨む児童と家族に対し、様々な機関が連携し情報提供や、支援の検討を行う（体制整備）。

教育

〇「新・相模原市支援教育推進プラン」に則って、協議会の設置や看護師への研修システムなどについて検討中。

２．医療的ケア児支援のための取組概要

相模原市

保健

●人工呼吸器をつけたお子さんとご家族の交流会

在宅人工呼吸器装着児と家族の交流のきっかけづくりと関係機関同士の連携を深めるために平成26年度から年1回（2時間程度）の交流会を開催している。

児童発達支援・放課後等デイサービス事業所等を会場に、それらの機関の職員の応援を得て、保健所が主体となり運営している。

子どもとその保護者の自由な話し合いを基本に、保健所や会場スタッフだけでなく、見学参加者の支援学校や医療機関のMSW、訪問看護ステーション等も必要に応じ情報提供や疑問に答えるなどして交流を行っている。

●医療機器使用児の災害時対応

相模原市地域防災計画、災害時保健師等初動対応マニュアルに基づき、医療機関からの継続看護依頼のあった児や小児慢性特定疾病児等の医療機器使用児について、平時より名簿、支援台帳や災害発生時確認事項シート等を整備し、災害発生時に速やかな対応ができるよう備えている。

医療依存度が高い「人工呼吸器を24時間使用し、生命維持をしている児」「睡眠時に人工呼吸器を使用しないと、生命の危機に陥る可能性が高い児」その他、バイパップ、シーパップ、吸引器、在宅酸素療法を日常的に使用している児を対象としている。

相模原市

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標
・要医療ケア障害児在宅支援事業の実施（継続）
・相模原市支援教育ネットワーク協議会で検討

時期	実施内容	担当課
	小児在宅支援センターメディカルショートステイ病床への運営補助	障害政策課
随時	小児在宅移行支援会議の開催	障害政策課
年３回程度	市支援教育ネットワーク協議会の開催	学校教育課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

新潟市

1. 県又は政令市の基礎情報

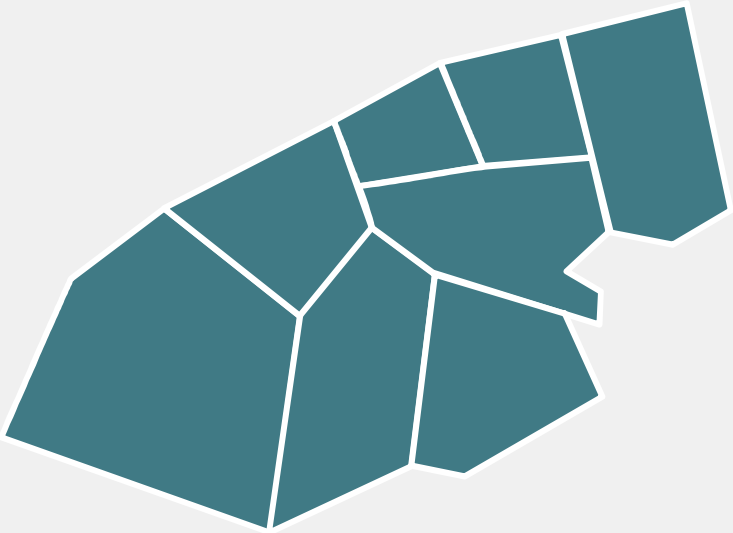

基礎情報

①	圏域数	－
②	人口　（H28.10月）	800,413人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む）））	－
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	－
⑤	医療型短期入所事業所数　（H28.10月）	3か所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数　（H28.10月）	545人
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	調査中
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数　（H28.7月） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	51か所 （33か所）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （H28.4月）	211園中60園
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数　（H28.4月）	6人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数　（H28.4月）	3校

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

新潟市

【地域医療・健康増進】
・NICU入院児支援事業（H23～　実施主体：県（大学病院に委託））
　内容：NICUに入院している児の地域移行支援を実施。
・未熟児等支援ネットワーク連絡会（H14～　実施主体：県、保健所）
　内容：医療的ケア等が必要な児の円滑な地域移行のため、NICUのある病院、保健所、市町村で情報共有、支援体制の検討を行う。
・慢性疾患児地域支援事業（H26～　実施主体：県（一部業務をNPOに委託））
　内容：小児慢性特定疾病児童等及び家族への自立・就労支援。

【保育】
・医療的ケア児保育園入園
①入園相談（主に区役所）
②入園についての検討（区役所，保育園，保育課，主治医，保護者）
③看護師確保（区役所）
④入園についての協議書作成（保護者，保育園，区役所）
⑤入園手続

【学校教育】
・平成20年4月，対象児の小学校入学に伴い，新潟市医療的ケア実施要綱を作成すると共に，看護師2名を配置し，医療的ケアを開始する。
・平成22年度には，県立学校から市立特別支援学校に対象児が転入学したことに伴い，特別支援学校にも看護師1名を配置した。
・医療的ケアの内容については，経管栄養，喀痰の吸引，薬液の吸入等である。
・看護師の研修機会としては，主治医との個別相談会を設定しているほかに，県立学校看護師研修会に参加している。
・28年度は，市立小学校2校に1名ずつ，市立中学校1名の計3名の医療的ケア対象児童生徒に，現在3名の看護師を配置している。

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

新潟市

来年度の目標
・医療的ケア対象児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように，関係者と連携を図りながら，学校看護師が安全に医療的ケアを行うことができる環境を整える。

時期	実施内容	担当課
年度始め	医療的ケア実施に向けた手続き	学校支援課
５月・11月	県立学校看護師研修会	学校支援課
８月・11月	県立特別支援学校医療的ケア連絡協議会	学校支援課
年１・2回	医療的ケア検討委員会	医療的ケア実施校
随時	主治医との個別相談会	学校支援課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

静岡市

1. 県又は政令市の基礎情報

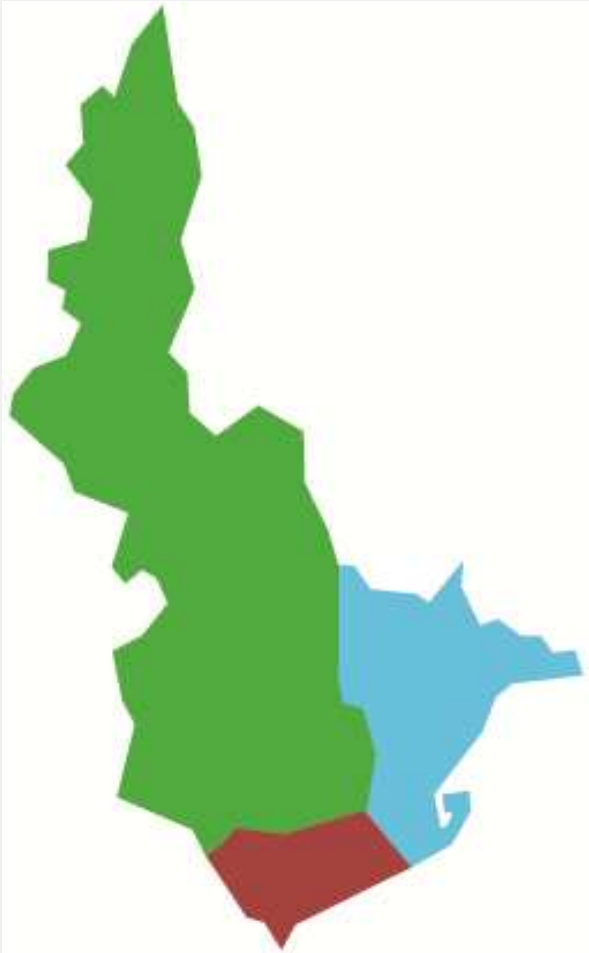

※　全市で1圏域（上図は区を示す）

基礎情報

①	圏域数（平成28年11月28日現在）	1
②	人口（平成28年11月１日現在）	709,509人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	H29年度設置に向け調整中
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数（平成28年11月18日現在）	3人
⑤	医療型短期入所事業所数（平成28年11月28日現在）	2事業所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数（平成28年11月18日現在）	8人
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数） （平成28年11月18日現在）	264機関
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数） （平成28年11月18日現在）	11事業所
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	0箇所
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（平成28年11月28日現在）	2人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（平成28年11月28日現在）	0校

２．医療的ケア児支援のための取組概要

静岡市

１　医療、福祉、教育の庁内関係課による検討会の開催
　①　各課の事業、問題点、利用者からの要望、関連する審議機関等の情報共有
　②　今後の方向性、理念等についての整理
　③　今後検討参加を依頼すべき庁外関係機関の調整
　④　今後の審議機関の調整　等

２　対象となる児童・保護者へのアンケート調査の実施（１～２月予定）
　①　従前隔年実施する重心児向けアンケートの対象拡大
　②　同アンケート内容の一部修正

その他現在調整中

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

静岡市

来年度の目標
・庁内各分野間の連携強化と理念の統一等に関する検討
・こども病院、医師会、その他関係機関・事業所等との連携構築に関する検討
・その他

時期	実施内容	担当課
	現在調整中	

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

浜松市

1. 県又は政令市の基礎情報

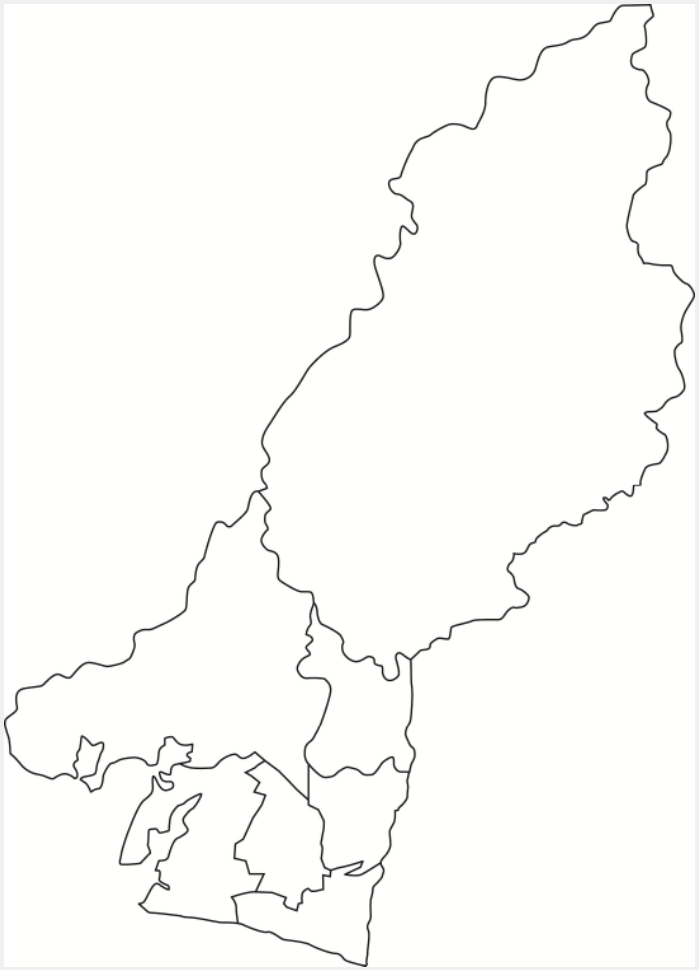

基礎情報

①	圏域数	1
②	人口（27年国勢調査）	797,980人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	・医療ケア運営協議会（教育） ・重症心身障害児者専門部会（障害）
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	－
⑤	医療型短期入所事業所数（28年4月時点）	3
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	－
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数） （28年3月時点）	159 （5）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数） （28年11月時点）	38 （14）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （28年4月時点）	15% （16園）
⑩	小・中学校における医療的ケア児数 （28年4月時点）	１名
⑪	小・中学校における看護師配置数 （28年4月時点）	0名

２．医療的ケア児支援のための取組概要

浜松市

浜松市障がい者自立支援協議会　重症心身障害児者専門部会を平成27年度に立ち上げ、在宅及び地域における医療・福祉体制の充実や相談支援体制の確立、教育分野における受入体制の改善等を調査研究。

その中で、今年度、在宅の重度障がい児者の方及び介護をされているご家族の方の生活状況や医療的ケアの必要性について把握するため、アンケート調査を実施予定。【障害担当】

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

浜松市

来年度の目標
・医療的ケアの実施体制の確立（教育担当）
・看護師の配置、医療的ケアのスタート（教育担当）

時期	実施内容	担当課
6月	第1回医療的ケア運営協議会	教育委員会
10月	第2回医療的ケア運営協議会	教育委員会
2月	第3回医療的ケア運営協議会	教育委員会

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

名古屋市

1．県又は政令市の基礎情報

基礎情報

①	圏域数	1
②	人口	2,306,415 （H28.11.1）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの	H29設置予定 （名称等未定）
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	0(実施していない)
⑤	医療型短期入所事業所数	4(H28.11)
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	愛知県の1,888名に含まれており、内訳不明（H28.3.31)
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	871（H26.10） （小児対応不明）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	229（H27.10） （小児対応不明）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	公立：正規1・嘱託23 民間：正規82・嘱託未把握
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	16人 （H28.11）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	12人の児に対して配置（H28.11）

２．医療的ケア児支援のための取組概要

名古屋市

・公立の小中学校における看護師の配置
　　教育委員会による看護師の募集・非常勤配置

・地域療育センター通園部（児童発達支援センター）における通園児の医療的ケア対応

・看護師配置の保育所・認定こども園における医療的ケア対応

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

名古屋市

来年度の目標
・関係機関の協議の場を設置し、現状確認と課題検討をおこなう
・実態調査と社会資源調査についての検討

時期	実施内容	担当課
未定	関係機関連絡会議の設置	子ども福祉課
未定	調査内容・方法等の検討	子ども福祉課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

京都市

1. 県又は政令市の基礎情報

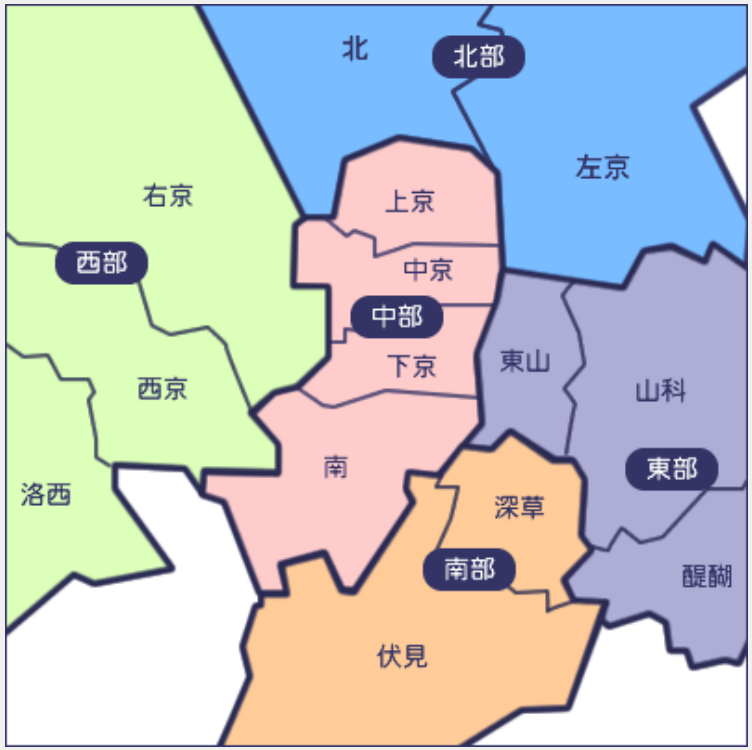

基礎情報

①	圏域数	5
②	人口（平成28年11月１日現在）	1,474,735
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	京都市障害者自立支援協議会「医療的ケアに関する専門部会」H26～H27
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	
⑤	医療型短期入所事業所数（平成28年11月1日現在）	2
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数（平成２８年１０月１日現在）	197
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	
⑨	看護師を配置している保育所の数 （平成２８年１０月１日現在）	13
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（平成２８年５月１日現在）	71
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（平成２８年１０月１日現在）	28

２．医療的ケア児支援のための取組概要

京都市

医療的ケア児の保育所入所希望の場合，申請受付窓口担当が中心に保護者の了解を得て，福祉事務所，保健センター，医療機関，障害者地域生活支援センター，保育所等が連携，相談を行っている。

平成28年度は，民営保育施設で2事例の受け入れ。

在宅酸素：酸素ボンベの残量，流量チェック，ボンベの確認

たん吸引：保護者（保育士）対応。看護師応募なし。

公営保育所・放課後等デイサービス：保護者による対応で受入れ歴あり。

（血糖値測定，在宅酸素，経管栄養）

平成12年度から特別支援学校４校に看護師を配置

平成26年度から教育委員会を研修機関とした喀痰吸引等第３号研修を実施

平成28年度から主に重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスの事業者に対し，重症心身障害児の受け入れ人数に応じた補助を実施するとともに，児童通所支援事業所の職員の喀痰吸引等第３号研修受講に対する補助制度を制定。

京都市

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標
・障害児通所支援事業所への医療的ケアを必要とする児童の受入体制の充実
・教育委員会を研修機関とした喀痰吸引等第3号研修を実施
・大学教授を嘱託指導看護師として任用し，学校における安全な医療的ケアの実施体制の充実

時期	実施内容	担当課
通年	喀痰吸引等研修受講支援補助事業	障害保健福祉推進室
年2・3回	総合支援学校等における医療的ケアの安全管理に関する会議	教育委・総合育成支援課
年2・3回	総合支援学校長会医療的ケア安全管理部会	教育委・総合育成支援課
年2・3回	総合支援学校養護教諭部会	教育委・総合育成支援課
8月～	総合支援学校等医療的ケア実施研修（第3号研修：基本研修・実地研修）	教育委・総合育成支援課
通年	嘱託指導看護師による巡回指導や研修の実施	教育委・総合育成支援課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

大　阪　市

1. 県又は政令市の基礎情報

基礎情報

①	人口 【平成28年10月1日現在】	2,705.961人
②	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数 【平成28年度実績】	108人
③	医療型短期入所事業所数 【平成28年11月1日現在】	４事業所
④	看護師を配置している保育所の割合（数） 【平成28年11月1日現在】	12% 66か所中8カ所
⑤	公立の小・中学校における医療的ケア児数 【平成28年5月1日現在】	７６名 小学校　５２名 中学校　２４名
⑥	公立の小・中学校における看護師配置数 【平成28年5月1日現在】	３１校 小学校　２４校 中学校　７校

２．医療的ケア児支援のための取組概要

大阪市

〇重症心身障がい児者の医療コーディネート事業

重症心身障がい児者の方の多くは、出生時より多種多様な基礎疾患があることから、診察するには専門的な知識や技術を必要とされるが、基礎疾患等の情報を持たない医療機関への受入れが困難である。
本市では、このような状況を改善するために平成26年10月から「重症心身障がい児者の医療コーディネート事業」を医療型障がい児入所施設に業務委託して実施しています。

主な事業内容としましては、
①事前に基礎疾患等の情報を登録している対象者が急病等になったときに、コーディネーター（医師・看護師）へ相談を行い、コーディネーターが病状等を把握し、必要に応じて応急的医療処置、入院可能な医療機関との受入調整
②医療機関等の従事者に対して手技・知識を実地研修するなど、従事者の育成を行うことにより、患者の症状に的確に対応できる医療機関を確保
③地域の重症心身障がい児者の診療実績のある医療機関等に協力を依頼し、登録者のなかで地域のかかりつけ医をもたない者等に対し、地域の医療機関の確保・紹介

〇インクルーシブ教育システムの構築推進

・医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する学校へ配置している看護師を統括する役割の看護師を配置。

・大阪市在住で、元大阪市立肢体不自由特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒への看護師同乗の介護タクシーによる通学支援。

・教育委員会が登録研修機関として、医療的ケアを実施できる教員を養成するために、たんの吸引等（特定の者対象）に関する基本研修を実施

医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業

平成25年度～

現状と課題

重症心身障がい児者とは・・・

・重度の知的障がいと重度の身体障がい（肢体不自由）が重複
・ほとんど寝たままで、起き上がれない状態が多い
・誤嚥をおこしやすく、きざみ食や、流動食で栄養摂取
・言語による理解が困難で意思伝達が困難
・人工呼吸器による呼吸管理や経管栄養、気管切開等によるたんの吸引等、**医療的ケア**を必要とする方が多い

◆療育手帳Aかつ身体障がい者手帳1級・2級を交付された障がい児者数
2,387人（18歳未満：690人、18歳以上1,697人）

◆重症心身障がい児者のニーズ（H23.3大阪府実態調査結果より）
地域で安心して暮らし続けるうえで必要と感じている福祉サービス
・短期入所（ショートステイ）事業所の増　60.2%
・医療機関による短期入所（ショートステイ）の実施　45.1%
・医療的ケアに対応できる事業所の充実（ホームヘルプ40.8%、生活介護37.0%、ケアホーム40.2%）
・相談支援体制の充実　39.3%　　ほか

◆医療的ケアの必要な重症心身障がい児者数推計値
約800～1,000人
※対人口比約0.03%　（H19　日本小児科学会調査結果）

◆医療的ケアに対応できるショートステイ
26年度（市内実施事業所「フェニックス」）の状況
利用申込希望日数：3,327日　　登録者数：303人
実利用日数：2,385日　　登録待機者数：33人
利用者数：167人

①最もニーズの高いショートステイ（家族の急病等の際の一時的な受け入れ）については、市内では1か所（重症心身障がい児者入所施設）のみの実施であり、受け入れ先の拡充が必要。

②医療的ケアに対応できる福祉サービス事業者が極めて限られており、在宅で介護を担う家族の負担がたいへん大きい。医療的ケアに対応できる福祉サービス提供体制の整備が必要。

①医療機関の病床確保によるショートステイの実施

重症心身障がい児者への対応が可能な医療機関に協力を求め、入院の診療報酬と医療型短期入所（ショートステイ）の事業報酬との差額を負担する。

※実施病床数
26年度　3床
27年度　4床
28年度　5床

医療機関でショートステイの受入れが進まない理由

効　果

ショートステイの利用申込みに対応できず、多くの待機等が生じている現状を改善できる。

②重症心身障がい児者地域生活支援センター事業

医療的ケアに対応可能な福祉サービス事業所の充実を図るため、重症心身障がい児者の支援に専門性を有する施設を活用して、介護技術の向上を目的とした研修や、福祉サービス事業所の情報集約・情報提供等により、地域生活支援の基盤づくりを行う。

効　果

・身近な地域で医療的ケアに対応できる福祉サービス事業所が増える。

・対応可能な事業者の情報を集約し、相談支援機関と連携することにより，サービス利用につなげることができる。

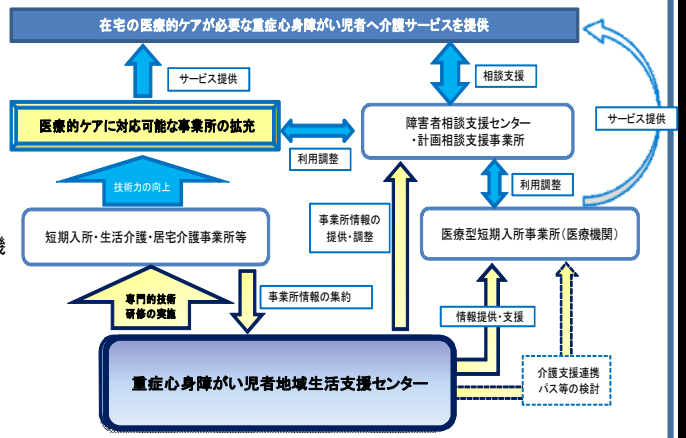

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

大阪市

来年度の目標

【重症心身障がい児者の医療コーディネート事業】 健康局健康施策課
・在宅で療養する重症心身障がい児者が円滑に適切な医療を受けられるよう、医療提供の体制の適正化を図る。

【医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者等支援事業】 福祉局障がい支援課
・引き続き、医療的ケアに対応できる医療機関の病床を確保し、家族の急病時等の一時的受け入れを実施するとともに、医療型短期入所を実施している医療機関による連絡会議の開催、医療的ケアに対応可能な福祉サービス事業所の充実を図るため、事業所研修等を実施して地域生活支援の基盤づくりを行う。

時期	実施内容	担当課
４月～３月	・患者情報の新規登録及び更新等 ・緊急時のコーディネート業務 ・地域のかかりつけ医の確保及び紹介 ・連携医療機関等に対する研修	健康局健康施策課
４月～３月	・医療的ケアの必要な児童生徒への看護師常時配置体制の整備 ・看護師同乗の介護タクシーによる通学支援（年間１２０日）	教育委員会 インクルーシブ教育推進担当
４月～３月	・医療的ケアに対応できる医療機関の確保 ・関係機関による連絡会議 ・福祉サービス事業所等に対する研修	福祉局障がい支援課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

堺市

1．堺市の基礎情報

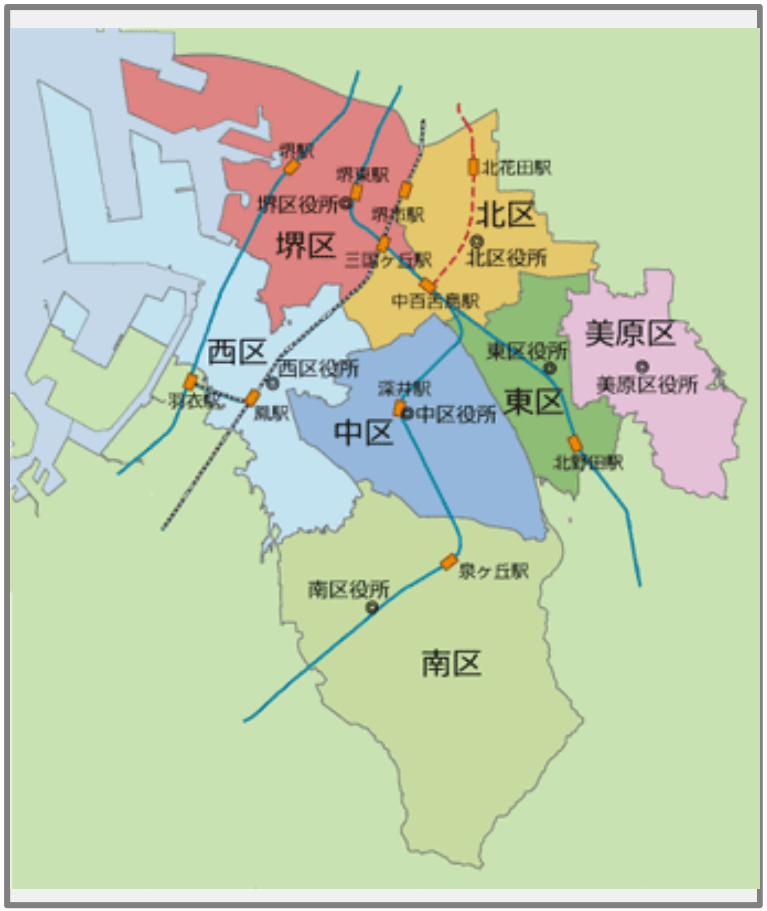

基礎情報

①	圏域数	1
②	人口（H28.11.1推計人口）	837,658
③	医療的ケア児支援のための協議の場	未設置
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	未実施
⑤	医療型短期入所事業所数	1
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数 （H28.4.1大阪府全体数）	9,029名 （内教員4,172名）
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数） （大阪府全体数）	1,962 【H28.11.1現在　近畿厚生局データより大阪府算定】 （1,788 【H28.11.1現在　近畿厚生局データ小児科標榜医療機関】）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）（大阪府全体数）	887【H28.4.1現在　一般社団法人全国訪問看護事業協会】 （160【H28.8実施　大阪府訪問看護実態調査】）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （H28.10.1現在）	52% （65）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H28.5.1現在）	7
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H28.5.1現在）	3

２. 医療的ケア児支援のための取組概要

堺市

平成28年度（従前からの取組含む）

【健康福祉局　障害福祉部　障害者支援課】
〇市立の重症心身障害者(児）支援センター（指定管理委託）における短期入所、
　日中一時支援事業
〇訪問看護利用料の助成
〇「堺市重症障害者医療的ケア支援事業」による家族レスパイト支援

【健康福祉局　健康部　保健所　保健医療課　】
〇堺市難病患者支援センター（委託）において小児慢性特定疾病患・家族向けの
　学習交流会
　平成29年2月「こどもの成長とともに親が成長するためには」 他、学習会開催
〇堺市難病患者支援センター（委託）において専門職向けの研修会の実施
　平成29年1月
　「重症心身障害児（者）への支援～在宅医療を中心に多職種協働の視点から～」

【子ども青少年局　子ども青少年育成部　子ども家庭課】
〇市立の医療型児童発達支援センター（2園・指定管理委託）における療育
〇児童福祉法に基づく障害児支援
　　重心児対応の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の指定

【子ども青少年局　子育て支援部　幼保推進課】
〇認定こども園や保育所における医療的ケア児の受け入れ

【教育委員会事務局】
特別支援学校及び小中学校での取組
〇特別支援学校及び小・中学校への看護師の配置
〇特別支援学校における登下校用タクシーの配車
〇校外学習用の車両借り上げ
〇宿泊学習における医師及び看護師の派遣

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

堺市

来年度の目標（取組）

・大阪府内及び他市の状況を把握するとともに、庁内において市の現状把握、情報の共有、課題及び方向性の検討を進める。

・「協議の場」設置に向け、手法、構成機関等、具体的内容を検討する。

・各所管における支援施策等を継続する。

・各所管において、必要な施策の検討を進める。

堺市

時期	実施内容	担当課
【新規】		
H29年度　整備 （H30年度事業開始）	医療的ケア児に対応した小規模保育事業施設の整備 （予算要求中）	子ども青少年局 幼保推進課 子ども家庭課
【継続】		
平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	・市立の重症心身障害者(児）支援センター（指定管理委託）における短期入所、日中一時支援事業 ・訪問看護利用料の助成 ・「堺市重症障害者医療的ケア支援事業」による家族レスパイト支援	健康福祉局　障害福祉部 障害者支援課
平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	・堺市難病患者支援センター（委託）において小児慢性特定疾病患・家族向けの学習交流会	健康福祉局　健康部　保健所 保健医療課
平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	・市立の医療型児童発達支援センター（2園・指定管理委託）における療育 ・児童福祉法に基づく障害児支援 　重心児対応の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の指定	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課
平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	・認定こども園や保育所における医療的ケア児の受け入れ	子ども青少年局 子育て支援部　幼保推進課
平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	・小・中学校への看護師配置 ・校外学習用の車両借り上げ ・宿泊学習における医師及び看護師の派遣	教育委員会事務局 学校教育部　支援教育課
平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	・特別支援学校における登下校用タクシーの配車	教育委員会事務局 学務課
平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	・特別支援学校への看護師配置	教育委員会事務局 教職員人事課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

神戸市

1. 神戸市の基礎情報

基礎情報

①	圏域数（H28.11.1現在）	1
②	人口（H28.11.1現在）	1,536,241人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	設置検討中
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	不明
⑤	医療型短期入所事業所数（H28.11.1日現在）	1カ所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	不明
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数（H28.7現在） （うち小児患者に対応できる医療機関数）	325 （データなし）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数（H28.8.31現在） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	139 （データなし）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（H28.7現在）	5.9%
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H28.5.1日現在）	特別支援学校 77人 小・中学校 23人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H28年度）	特別支援学校 12人 小・中学校 5事業所

２．医療的ケア児支援のための取組概要

神戸市

１　在宅重度障害児者医療福祉コーディネート事業

　医療的ケアを必要とする障害児者に対する保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整、重症心身障害児者処遇に関する研修、その他の医療的ケアを必要とする在宅障害児者に関する一般相談などを、医療サービス及び障害福祉サービスの双方についてノウハウを有する社会福祉法人に委託して実施（平成28年10月～）

２　小中学校への医療的ケア支援事業

　小中学校で看護師による医療的ケアを必要とする児童生徒へ、訪問看護ステーションから看護師を週１日派遣（平成28年９月～）

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

神戸市

来年度の目標
・在宅重度障害児者医療福祉コーディネート事業の継続実施
・医療的ケア児支援に関わる関係機関の協議の場の設置及び開催

時期	実施内容	担当課
平成29年4月～	在宅重度障害児者医療福祉コーディネート事業	保健福祉局 障害者支援課
平成29年度	医療的ケア児支援に関わる関係機関の協議の場の設置及び開催	保健福祉局 障害者支援課 こども家庭局 こども家庭支援課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

岡山市

1. 県又は政令市の基礎情報

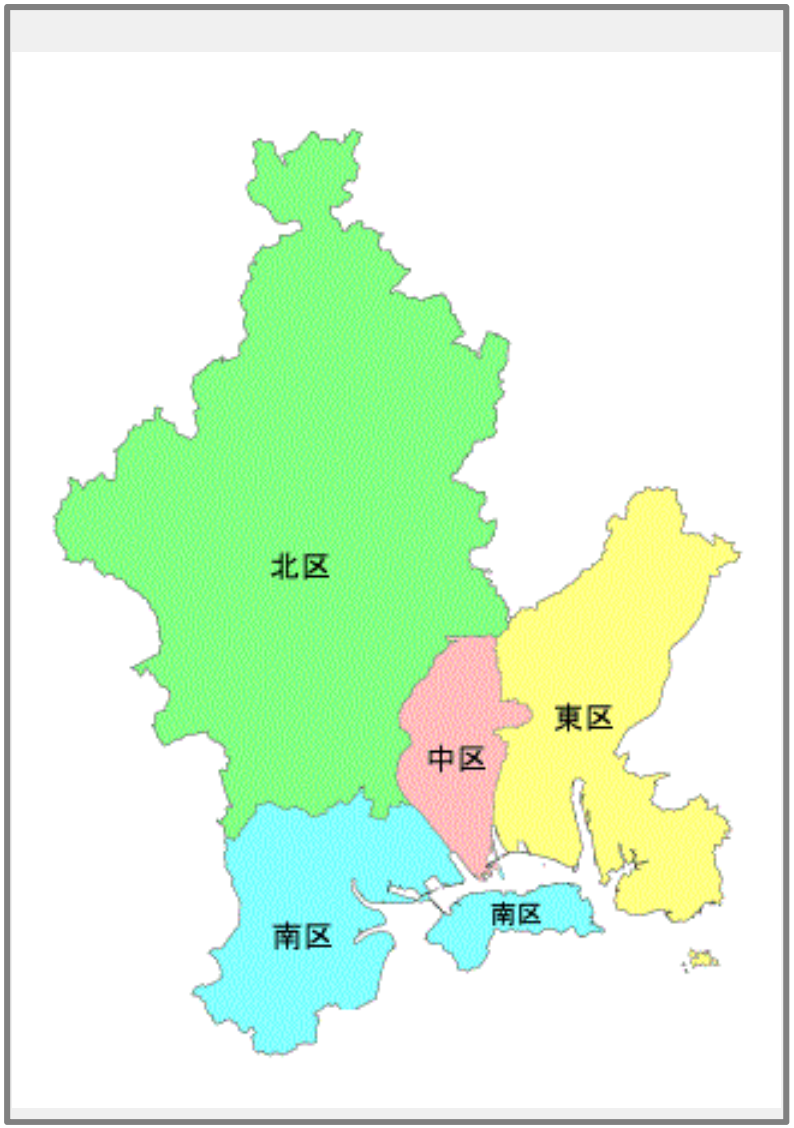

基礎情報

①	圏域数　（地域部会）	1
②	人口　（平成２８年９月３０日）	708，134
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	設置していない
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数　（研修未実施）	
⑤	医療型短期入所事業所数　（平成２８年９月末）	3箇所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	329
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	63
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （H28.4.1現在）	36.3%(113園中41園)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（基準日H27.9.1）	10人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（基準日：H28.9.1）	5校配置 （実人数は11人）

２．医療的ケア児支援のための取組概要

岡山市

〇特別支援員配置事業

医療的ケアが必要な児童及び生徒に対して，医療的ケアを含む教育活動の支援を行う特別支援教育支援員として，看護支援員を配置する。看護支援員は，岡山市教育委員会が必要と認めた以下の医療的ケアを行う。

①口腔内の喀痰吸引
②鼻腔内の喀痰吸引
③気管カニューレ内部の喀痰吸引
④胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
⑤経鼻経管栄養
⑥その他，学校内で安全に実施できる日常的ケア及び応急的ケア経過経過

また、特別支援教育支援員を配置し、学習及び移動等生活の支援を看護支援員、教員と協力して行う。

〇教育委員会の役割

医療的ケア児が、適切な学びの場で学ぶことができるように就学相談を行う。就学後に必要となる医療的ケアについて、主治医、保護者、専門家から意見を聴取し、医療的ケアの実施内容を決定する。

〇医療的ケア児支援への取り組み経過

特別支援教育支援員配置事業の中で、平成２５年度より医療的ケアの業務を付加する支援員（以下「医ケア支援員」）を3校に配置した。平成２７年度には，医療的ケアの業務を付加する支援員を「看護支援員」と名称を変更した。平成２８年度には、5校に看護支援員を配置している。

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

岡山市

来年度の目標
・岡山市の児童生徒が、安心して学校生活を送ることができるようにする。
・重症心身障害児者コーディネーター養成研修の実施
・

時期	実施内容	担当課
継続	看護支援員及び特別支援教育支援員の配置	教育委員会指導課
未定	重症心身障害児者コーディネーター養成研修	障害福祉課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

広島市

1. 県又は政令市の基礎情報

基礎情報

①	圏域数	－
②	人口（28.10.31現在）	約119万人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	－
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	－
⑤	医療型短期入所事業所数	２事業所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	－
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数（28.5.1現在） （うち小児患者に対応できる医療機関数）	２５７機関 （同　上）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数（28.11.1現在） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	１３０機関 （同　上）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （28.7.1現在）　（公立：3.4%　私立：16.4%）	公立　３園 私立２０園
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（28.5.1現在）	４４名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（28.5.1現在）	１９名

２．医療的ケア児支援のための取組概要

広島市

○　重症心身障害児者地域生活支援協議会

・　医療的ケアを要する障害児者を支援するための協議会で、社会福祉法人が平成２５年度に設置。

・　医療機関、教育機関、行政、当事者家族、障害者相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護事業所など重症心身障害児者支援に関わる関係機関が参加。

・　年４回程度会議を開催し、重症心身障害児者支援に係る課題等について協議。また、年に2回程度講演会、研修会等を実施。

○　医療的ケアが必要な重症心身障害児者を受け入れることができる短期入所施設を拡充（平成２８年７月）

○　教育機関における看護師の配置

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が通園、通学する広島市立幼稚園、小・中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校に、看護師又は准看護師の免許を有する非常勤看護師及び臨時看護師を必要に応じて配置。

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

広島市

来年度の目標
・　医療的ケアを要する障害児に係る専門的な相談支援事業の実施

時期	実施内容	担当課
未　定	未　　定	障害自立支援課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

北九州市

1．県又は政令市の基礎情報

基礎情報

①	圏域数	1
②	人口	967，149人 （H28.9.30現在）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	地域自立支援協議会の地域ネットワーク部会で実施 （H28年5月）
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	福岡県が実施　県全体76名 （H27年度）
⑤	医療型短期入所事業所数	4事業所 （H28.11.1現在）
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	福岡県が実施　県全体82名 （H27年度）
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	230医療機関　（うち29） （H27.4.1現在）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	82事業所　（うち24） （H27.4.1現在）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	7．4%　（12保育所） （H28.4.1現在）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	38名 （H28.11.18現在）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	7名 （H28.11.18現在）

２．医療的ケア児支援のための取組概要

北九州市

●小児等在宅医療推進のための医師を中心とした意見交換会
年 度：平成27年度～4回実施
主 催：北九州市立総合療育センター　地域支援室
参 加：小児科診療所・在宅療養支援診療所・総合病院小児科総合療育センターの医師等約25名
内 容：在宅医療の実態や在宅医療推進のための組織設立に関する意見交換
在宅医療を必要とする小児患者実数調査の実施

●医療と福祉の連携に関する取組
①小児等在宅医療多職種研修会
開 催:平成26年12月～平成28年11月まで5回開催
主 催：市立総合療育センター地域支援室　福岡県
参 加：医師・看護師・薬剤師・保健師・PT・OT・ST・MSW・教員・保育士
相談支援専門員・当事者家族等　延参加者1000名
内 容：先進地における実践報告や地域の実践者によるシンポジウム等
②地域自立支援協議会
年 度：平成28年度
主 体：北九州市立総合療育センター地域支援室
内 容：関係機関とのネットワークづくりを目的として、保健・医療・福祉・教育等の関係機関による「地域自立支援協議会」での「障害児支援に関する課題協議」

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

北九州市

・医療的ケア児の受け入れ先の確保に向けて、課題や問題点を整理する。
・医療的ケア児支援の保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関との協議を継続して実施する。

時期	実施内容	担当課
平成29年度	医療的ケア児を受け入れることができる短期入所や障害児通所（児童発達支援、放課後等ディサービス）の確保に向けて、課題や問題点を整理する。	・総合療育センター地域支援室 ・障害者支援課
平成29年度	医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関との協議を継続して実施する。	・総合療育センター地域支援室 ・障害者支援課
平成29年度	各関係機関（保健・医療・障害福祉・保育・教育等）において、連携や支援策に関する検討結果を踏まえ、障害児福祉計画を作成する。	・障害福祉企画課

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

福岡県福岡市

1. 県又は政令市の基礎情報

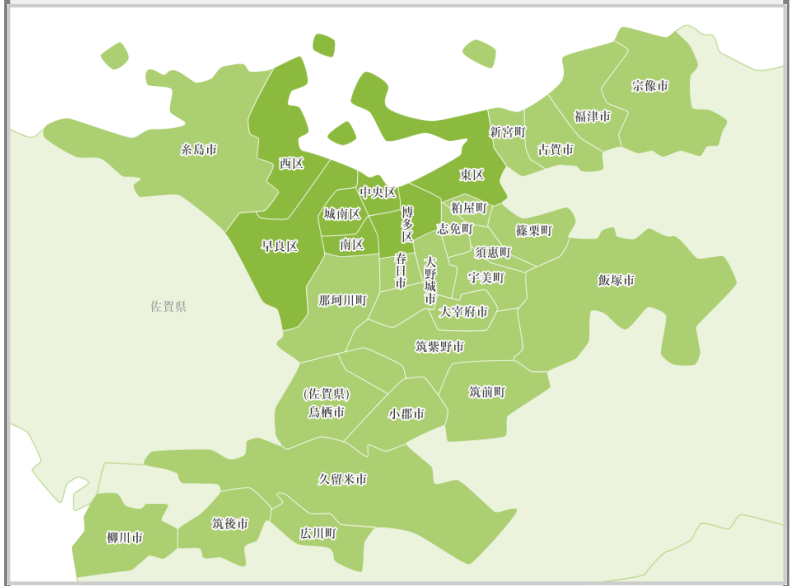

基礎情報

①	圏域数	1圏域
②	人口 ※平成28年10月1日推計人口	1,553,607人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※平成28年12月13日設置 福岡市障がい者等地域生活支援協議会こども部会	1部会
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数 ※平成28年12月1日現在	8事業所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数 ※研修は県で実施	平成28年度特別支援学校は7名
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数　※H27.12時点 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	201 （小児対応は16）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数　※H28.7時点 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	115 （把握していない）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）	19か所
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	平成28年度特別支援学校は45名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	平成28年度特別支援学校に11名

２．医療的ケア児支援のための取組概要

福岡県福岡市

福岡市障がい者等地域生活支援協議会　こども部会　について

１　設置時期：平成28年12月13日

２　協議内容
（１）障がい児に対する適切な支援に向けた関係機関との情報交換など連携の緊密化に関する事項
（２）レスパイト施策をはじめとする障がい児福祉施策の課題に関する事項
（３）前2号に掲げるもののほか，設置目的を達成するために必要な事項

３　構成団体
〇中核病院：九州大学病院，福岡大学病院，福岡市立こども病院
〇福岡地区小児科医会
〇医療型短期入所等：国立病院機構福岡病院，地域生活ケアセンター小さなたね
〇訪問看護等：　訪問看護ステーションかけはし，アムナス博多訪問看護ステーション
〇障がい児相談支援等：認定NPO法人ニコちゃんの会，福岡市立心身障がい福祉センター，福岡市立東部療育センター，福岡市立西部療育センター，福岡市東区知的障がい者相談支援センター
〇特別支援学校：福岡市立南福岡特別支援学校

３．医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

福岡県福岡市

来年度の目標
・障がい児にかかる一般施策事務所管の市内部関係課間において担当者連絡会議等の開催を検討

時期	実施内容	担当課

詳細未定

平成28年度　医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議事前提出資料
「取組報告」シート

熊本市

1．県又は政令市の基礎情報

基礎情報

①	圏域数　※H28年10月1日時点	5区
②	人口　※H28年10月1日時点	739,899人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの （名称、事業名、設置年度（予定も含む））	熊本市重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議 平成28年度設置
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	不明
⑤	医療型短期入所事業所数　※H28年11月時点	2箇所
⑥	喀痰吸引等３号研修修了者数	不明
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数） ※H28年10月1日時点	病院:18 診療所:89 歯科診療所:69（小児患者対応については不明）
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数） ※H28年10月1日時点	66（小児患者対応については不明）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） ※H28.9.1 時点	70% （97園）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 ※H28.11月時点	13人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数 ※H28.11月時点	11人

２．医療的ケア児支援のための取組概要

熊本市

医療政策課の取組

在宅療養中の人工呼吸器装着患者・児の熊本市災害時要援護者避難支援制度への登録申請支援、及び登録者の個別避難支援プランの作成

H19年より熊本市（健康福祉政策課）は、災害発生時に援護を必要とする者（以下「要援護者」）に対し、地域団体等が必要な援護活動を効果的に行なえるよう、要援護者情報システムへの登録と、個別避難支援プラン・患者カードの作成を行い地域の関係者等に配布している。

対象者

①ひとり暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者や認知症の高齢者
②障がいのある方
③妊産婦
④乳幼児
⑤医療依存度の高い方
（人工呼吸器装着者、在宅酸素使用者、人工血液透析者、特殊薬剤使用者等）

この事業の中で、医療政策課では、訪問看護ステーションの訪問看護情報提供書より、医療依存度が高い人工呼吸器装着の要援護者の情報を把握するとともに患者宅を訪問し、療養状況及び災害時支援事項の確認を行い、災害時要援護者登録者名簿に登録されるよう申請を促している。申請書が出された場合、個別避難支援プランの情報とともに健康福祉政策課への転送を行なっている。

なお、個別避難支援プランを作成した人工呼吸器装着の要援護者宅を年1回訪問し、作成した個別避難支援プランの更新も行っている。